

平成19年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成19年3月15日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 ( 開 議 )	3月15日 午前9時00分宣告(第3日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	加藤正雄
	3番	山田新太郎	4番	横江正己
	5番	安井興紹	6番	伊藤俊一
	7番	山田邦夫	8番	吉田正昭
	9番	山田乙三	10番	林英子
	11番	小原喜一郎	12番	中村英子
	13番	黒川勝好	14番	菊地久
	15番	高阪康彦	16番	猪俣二郎
	17番	大原龍彦	18番	飯田正勝
	19番	伊藤正昇	20番	鈴木泰彦
	21番	奥田信宏		
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	助役	水野 一郎
	行政改革推進室	室長	飯田 晴雄		
	総務部	部長	坂井 正善	次長兼 総務課長	加藤 恒弘
		企画情報課長	鈴木 智久	税務課長	長尾 彰夫
		収納課長	飯田 実		
	民生部	部長	石原 敏男	次長兼 福祉課長	斎藤 仁
		住民課長	犬飼 博初	児童課長	佐藤 一夫
		環境課長	上田 実	保健課長	西川 和彦
	産業建設部	部長	河瀬 広幸	次長兼 土木課長	水野 久夫
		次長兼 都市計画課長	佐野 宗夫	下水道課長	絹川 靖夫
		農政商工課長	山田 晴雄		
	収入役室	室長	松岡 英雄		
	水道部	次長	上田 正治	水道課長	小酒井敏之
	消防本部	消防長	加賀 松利	消防署長	山内 巧
教育委員会事務局	教育長	工藤 健三	次長兼 教育課長	伊藤 芳樹	
	小中学校給食センター長	村上 勝芳	生涯学習課長	川合 保	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事会局	局長	大河内幹夫	書記	山田 克彦
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第18号 平成19年度蟹江町一般会計予算  
日程第2 議案第19号 平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算  
日程第3 議案第20号 平成19年度蟹江町老人保健特別会計予算  
日程第4 議案第21号 平成19年度蟹江町土地取得特別会計予算  
日程第5 議案第22号 平成19年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計予算  
日程第6 議案第23号 平成19年度蟹江町介護保険管理特別会計予算  
日程第7 議案第24号 平成19年度蟹江町介護サービス事業特別会計予算  
日程第8 議案第25号 平成19年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算  
日程第9 議案第26号 平成19年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算  
日程第10 議案第27号 平成19年度蟹江町水道事業会計予算

○議長 猪俣二郎君

皆さん、おはようございます。

平成19年第1回蟹江町議会定例会継続会を開催をいたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

それから、議員のお手元に議案第28号「蟹江町議会委員会条例の一部改正について」、議案第29号「蟹江町議会会議規則の一部改正について」及び「平成19年蟹江町議会議員一般選挙の日程」が配付してあります。選挙後の日程が配付してあります。

ただいまの出席議員は21名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る3月12日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 小原喜一郎君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○議会運営委員長 小原喜一郎君

11番 小原喜一郎でございます。

最初に、おわびと訂正をさせていただきたいと存じます。

去る5日、初日ですけれども、に行いました委員長報告に議事日程についての中で、私は最終日の22日木曜日午前9時から議会運営委員会を開催するというように報告したようでありますけれども、これはちょっと違ってまして、本会議終了後に、問題があれば委員会を開催するというところでございますので、おわびを申し上げまして、訂正をさせていただきます。

それでは、去る12日に開催されました議会運営委員会の協議結果について報告をいたします。

最初に、意見書等の取り扱いについてであります。

12月定例議会以降に提出されました4券の意見書の取り扱いを協議いたしました結果、1番目の「リハビリテーション日数制限の撤廃を求める意見書」は、全会派の賛成が得られましたので、本定例会で採択することとなりました。なお、2番目の「トンネルじん肺根絶の基本的な対策を求める意見書」、3番目の「消費税引き上げに反対する意見書」及び4番目の「柳澤伯夫厚生労働大臣の暴言に関する意見書」については、全会派の一致を見ることができませんでしたので、不採択となりました。

次に、最終日の議事日程についてであります。

冒頭に、「市町村合併特別委員会の調査報告」を行い、次に「行財政改革に関する特別委員会の調査報告」を行うことになりました。その際、質疑、討論は省略することといたします。

続いて、議案第28号「蟹江町議会委員会条例の一部改正について」及び議案第29号「蟹江町議会会議規則の一部改正について」を上程、精読とし、追加日程により審議・採決することとなりました。

次に、臨時議会の開催についてであります。

「蟹江町税条例の一部改正について」であります。今回の改正は、「たばこ税の税制改正」のみでありましたので、専決処分とし、国会の審議状況にかかわらず、臨時会は開催しないこととされました。

次に、議会議員一般選挙後の初議会となる臨時会を5月10日木曜日に開催予定とすることとされました。付議事件は、「議会議長等の選挙」であります。

以上報告をいたします。

(11番議員降壇)

○議長 猪俣二郎君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから予算案の審議に入ります。

議題に入ります前に、皆様をお願いいたします。質問をされるときは、ページ数と科目を言ってからお願いいたします。発言の許可を求めるときは、挙手をし、議長と呼びかけてください。また、質問あるいは答弁につきましては、極めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

日程第1 議案第18号「平成19年度蟹江町一般会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

最初は、歳入、歳出とも総括についての質疑を受けます。

質問は1人3回までといたします。

○11番 小原喜一郎君

11番 小原喜一郎でございます。

まず1つ目は、この間の代表質問の際に申し上げた財政見通しにかかわる問題でございますけれども、まず最初に、この数字に訂正だけはしておいてもらわなくてはいかんので、申し上げておくわけでありますが、この間申し上げましたように、15年度の単年度財政収支の赤字云々という問題ですね。15年度の報告書、決算議会での実績報告書で1億7,523万1,521円、これを訂正していただく必要があるというふうに思うんですね。この数字が正しいとすれば、翌年度、翌々年度の数字がおかしくなるわけで、私はどちらかにするという事なしに、これは決算議会での数値というのは、これは絶対的なものとしてもらわなくてはいかんですね。

そういう意味でいいますと、少し決算議会の数値を軽視しておる傾向があるんじゃないかというふうに思うんですねけれども、少なくとも同じ考え方、年度間際に積み上げた財政調整基金を15年度の場合は、これ、実質的に見て操作した数字をのつけたようですね。ところが、16、17はまともに、これが本来だろうと思うんですねけれども、私に言わせれば、直前になって積み上げること自体が変だと言いたいわけで、ただ、あなた方を助けるわけじゃないですけれども、行財政改革を苦勞して苦勞してやってきて、年度末にこれだけの成果が出たとわかったので、もうしようもなしに余ってしまったから、財政調整基金に積み上げたのと、こういうふうに言うなら、それはそれでいいんですけれども、しかし、決算上の数字は、これは待たなしでございますので、きちっとしていただきたいと思っておりますので、それは訂正をしていただきたいというふうに思うんですね。

それで、この見通し、誇大宣伝というのは、これとのかかわりで私は言わせてもらおうんですねけれども、政府も計算違いじゃないんです。誇大宣伝をして、消費税3%くらいを増税しよう、こういう意図がありありとあって、そういう大変だ大変だ、16兆5,000億円も不足するんだと。だから、国、地方自治体をあわせて行財政改革をとことんやらなあかんという宣伝を徹底してやったんだよね。その計算が、誇大宣伝する余りに、行き過ぎてしまったと。行き過ぎて、終わってみたら、しっかり増税分が入ってきてしまって、慌てておるとというのが現状ですね。

そういうことで、蟹江町も同じことが言えるんじゃないかと私は思うんですねけれども、こういうふうにマイナスをずっと表に出してきて、大変だ大変だという宣伝をして、それで行財政改革を、昨年の3月議会で提出したプランによりますと、11億円以上ですね、今年度提出されたプランは15億円以上も単年度で節減するんだと、こういう大変なことになっているわけでありましてけれども、その辺について、これは誇大宣伝だと。それなりに財政的には、他の町村と比較すると、1,810ある自治体の中で比較すると、どちらかといえば良好の方ですよと、こういうふうに言い直していただくか、ないしは財政的な見通しを示していただきたいと思うのでありますけれども、聞かせていただきたいと思うんです。

それから、次に2つ目でありますけれども、これは職員の新規採用と定年になる人数についてですけれども、これは歳出全般にかかわる問題でございますし、行財政改革とのかかわりがあるので、総括の中で伺っておきたいというふうに思うんですね。

それで、集中プランの67ページ、68ページにこのことが載っていますね。職員のこれ、21年度までの退職者、差し引きして38人でしたか、28人でしたか。つまり、新規を何人か補充するけれども、差し引きで、ちょっと今、資料がどこかへ含まれてしまって出てこんもんであれですけれども……、ありました。言わせてもらいます。集中プランで見ますと、16年度で7人、17年度で7人ですか……、これ見ますと違いますね。上の方、17年度退職予定16人になっていますね。それから、18年度4人、19年度5人、20年度13人、合計45人退職、新規採用を17名で、差し引き28名減ということになって、そのお金は7,021万、1,560万円、2,320万、5,461万円と、こういうふうになっているわけですけれども、この考え方ですね。新規採用と、つまり45人退職するけれども、45人は採用しないわけで、その考え方で、年齢層、つまり高卒、大卒だけに限って新規採用するのか、途中採用するのか、場合によっては、この間途切れますからね。そういう点があるので、その辺のところをどういうふうにするのか、最初に聞いておきたいというふうに思います。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

まず、15年度の指標数の関係でございますが、私どもが提出させていただいた17年度の決算の主要成果の報告書の中に、実質単年度収支ということで、1億7,523万1,521という数字を出させていただきました。そして、こちらの方の出させていただきましたシミュレーションの方といいますか、協議会へ出させていただいた資料につきましては、マイナスの1億1,599万円というような形で、整合性がないということでございます。

実は、集中プランのときに出させていただきました数字につきましては、裏のページに実は注釈がついてございます。実は、これは財政調整基金に積み立てる分を実際にはこういった指標として使わせていただくんですが、このうち、実は2億9,000万円ほど、これに利子が入ってございますが、そちらを下水道基金に急遽積み立てましたので、そちらの方の指数を引きますと、このマイナス1億1,597万7,000円という数字が出てまいります。

そして、実際には、この指標といたしましては、大変申しわけございませんでした。17年度にこれをやったときに、この指標が決算統計上規定されている財政調整基金のみを挙げなさいというのに、違っておったということがわかりまして、16年度以降につきましては、そういった形できちっと整理をさせていただいておったわけでございますが、この15年については、そういった内容がございました関係で、私ども、17年度のときにこの決算書類の参考資料をお出しするときに、15年度の分をもう一度点検し、きちっと訂正すればよかったというふうに今、反省しておるわけでございますが、これが前からの数字でございましたので、欠落してしまったということでございます。大変これにつきましては、私どもの不手際でご

ざいまして、ここで訂正をさせていただき、おわび申し上げる次第でございます。

それから、財政の見通しについてのお話でございますが、誇大宣伝で、要するに赤字の町ではない。それなのに、赤字になっていくという誇大宣伝ではないかということでございますが、実際には、さきにお話があったやもしれません。42億円の基金を持っておると。これは10年間の間に13億円ほど積んでおるではないかというお話でございます。

ところが、実は今持っております基金、確かに42億円ございますが、何回もお話をさせていただいております。その裏といいますか、起債の方を見ていただきますと、本年度、18年度が終わります段階では、当該3月では70億円ぐらいでございます。ただし、蟹江中学校の関係の起債がございます。それを足しますと80億円、そして下水道を足しますと90億円という数字が実際には出てまいります。そのうちの約半分は、俗に言います赤字地方債が実際に残っております。50何億円という数字が実は残っておるわけでございまして、これは今までの特別な財政対策債というものをお借りしたりして、出てきたものでございます。こういったものも持っておりますので、手離しに楽観視できるような状態ではないというふうには私ども、考えております。

また、それにつきまして、償還費用も実はこの5年後には一般会計だけで7億2,000万円ほど出てまいります。今は5億6,000万円でございます。ただし、23年には7億2,000万円が今のままで、5,000万円ほどの借り入れしかしなくても、償還の方がそのような形に出しております。それに追従するというのはおかしいですが、現在、下水道を整備させていただいておる関係で、そちらの方からも実は、ことしについては7,000万円ほどでございますが、それが毎年5,000万円ほどどんどんふえてまいります。事業に進むにつれまして、最高額、今のところで私どもが把握しておるのでは、最高にマックスになった場合は、そちらも9億円ほどあるのではないかというふうに予想をしております。全部足してしまいますと、10何億円という償還費用になりまして、これは私どもとしてはかなり大きな財政運営上の難しい対策をしなければいけない事項ではないかというふうに見ておりますので、申しわけございませんが、今、楽観視しておるわけではございません。ですから、そういったことでご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、職員の採用につきましては、おっしゃいましたように、プランにおいては、全体で28名ということで、現在ではもう18名ほど削減をしております、これは5.5%を超える削減率でございます。

今、実際に少し、私どもといたしましては、職務との関連からいくと、急激に職員の減を進めてしまったということがございます。少し、5年後に、23年に向けて、修正をしながら、きちっとしたソフトランディングをしていかなあかんというふうに思っておるわけです。

採用につきましては、現在のところは、私ども市町村が全体で行っております採用試験を中心に行っておりますが、このほかにも、おっしゃいますように中途での採用もございます。

特に、技術職あるいは専門職につきましては、私ども、実は昨年度もそういったことでさせていただいておる分もございます。そういったところを見据えながら、今後、必要な人材を採用する場合については、視野を広げまして、そういった部分で対応させていただきたいというふうに現在、思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○11番 小原喜一郎君

1つは、最初の財政上のからくり、からくりと言うと言い過ぎかね。問題につきましては、16年度以降はきちっとそういうことでのつけることになっておるということで、そうしておるといことですか。それまではそうじゃないということだったんですか。ちょっと私はおかしいと思うんですけどもね。どっちかに統一すべきだというふうに思うんですけども、いずれにしろ、あの数値は訂正をしておいていただく必要があるというふうに思います。

そこで、見通しの問題ですけども、下水道云々と今、おっしゃられますけれども、代表質問の際にも申し上げましたんですが、下水道の計画書ありますよね。持ってきているんですけども、日光川流域下水道、つまり県がやる事業の方への蟹江町の持ち分は、町費としては4億8,800万円ですよ。単年度だけで……、これ単年度じゃない。これ、全部で、全体で4億8,800万円ですよ。それから、蟹江町の中の公共下水道では、蟹江町の持ち分は、これも全部で14億5,320万円ということで、あとは国・県の補助金と起債ですね。

起債は、ここに償還計画書を私、持ってきていますよ。これは下水道会計の中から使用料で住民の皆さんから納めていただいた中から、何十年かけて払っていくと、こういうことになっているわけですから、町の財政に影響する、いつかはちょっと間に合わなくて、立てかえるということはあるかもわかりませんが、それは特別会計になっていますから、後で返済してもらおうということになるだろうというふうに思うんですけども、そういうふうになるんじゃないですか。そういう関係のものだというふうに思うんですけども、ちょっとその辺を答弁をしてください。

それから、もう一つは、19年度ですね、今論議しているこの年度ですけども、この19年度での税収もふえますよね。定率減税の廃止、あるいは、これはお年寄りの皆さんが大変酷なんですけれども、去年の増税で、人によっては10倍以上になった方がいますよね。そして、政府はこれは困ってしまって、調整をしたですね。調整分で、これはことしも来年も再来年もだんだん上がっていくんですよ、その方々は。5年間かけて調整することになっていますよね。その増税分がどのくらいあるかですね。それもあると思うんですけども、さらに固定資産税の調整分もありますよね。法人税の一定のふえた分もありますよ。

そういう点からすると、かなりの財政的な見通しが出ているはずだというふうに私は思うんです。あなた方はそれは全部わかるわけですから、国との関係は、もう変化するということはそんなにはありませんからね。多少のカットはありますかしらんけれども、そんなにはありません。そういう関係からすると、見通しが、19年度の当初予算を編成するに当たって



は見えてきておったんじゃないかと思うんですけども、その辺を聞かせてください。

○産業建設部次長・都市計画課長 佐野宗夫君

下水の関係でちょっと話が出ましたので、私から答弁させていただきます。

まず、下水につきまして、県の方の負担金としまして、ここでいきますと、資料では28億8,500万円という形で、町の方の単独というか、町費では4億8,800万円、議員言われるとおりの金額でございます。しかし、全体でいきますと、252億円町の単独の方もございまして、今、総務次長言われるように、マックスとしては9億円の返済になってくると。あくまで流域に起債を充当する場合、それから町の方の単独の事業として起債を受ける場合、そういう形を加算した形で、一応は起債の償還という形で、マックスが9億円という形になっておりますので、そういう計画のもとに計画をさせていただいている下水道でございますので、そのところをよろしく願いいたしたいと思います。

以上です。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

今、税収等の関係で、財政状況はよくなるんじゃないかというお見通しをいただきました。

はっきり申し上げまして、私どもの方で、先ほどおっしゃられました高齢者の関係等ですね、何百万円の伸びだということでございますので、基本的にはそんな大きくずっと変わっていくということではございません。

もう一つ、法人税も確かに伸びます。ただ、国の方も、この法人税等に、景気のお話でございますが、いざなぎ景気と比べるとかなり低いと。実質的なものは低いということで、そんなにそこに大きく目を向けて、そのまま全部吸収して考えることは難しいですよというような指針も出ております。

それから、もう一つには、法人税等が上がりますと、実は大変残念なことなんですが、交付税にはね返りまして、交付税の方では基準財政収入額がふえるということで、その分だけ減額になってまいります。

交付税のことを申し上げますと、大変心苦しいですけども、本当にゼロで、状態は対して変わらないということを私も思っておるんですけども、財政状態が変わらないにかかわらず、ほとんどゼロに近い形、またゼロになりますと、今後は特別交付税の方も、今まではそれとは別に町の財政状況、あるいは支出状況でやっていましたところが、ちょっとそれもまた減ってくるというようなこともございまして、そういったことを踏まえて、実は10年前、平成9年、全く今の改革が関係ないときの数字と現在の実は19年度の予算とのちょっと比較を実はやっておったわけでございます。

その中でいきますと、端的に申し上げまして、そのときに税収、実は49億2,700万円、ことしが49億8,000万円ということで、税収はちょっと私ども、ことしの方が多いんですけども、最終的に歳入として根幹をなすものでいきますと、実は9年度では61億7,000万円あ

ったものが、今の計算でいきますと、54億7,000万円ということで、ここでかなり数字的には違ってまいります。

また、18年度の決算見込みと実際に私どもが今度19年度に立ち上げました予算とを比べますと、こういった内容でいきますと、1億6,900万円まだマイナスの部分がちょっと算定をしておいたわけでございます。ですから、いろいろな手法で国の方は地方に税源移譲もしていただいたわけでございますが、実際には、大卒でのところではやはり目減りをしているような今の現在でございます。

ただ、先ほどお話をいただきました法人税とか、そして税収の伸び、そういったものを今後加えていけば、若干、そういった内容が変わってくるな、好転するであろうという予測はつきますが、これが大きく増収といいますか、収入の増につながるまで、申しわけございません、私どものシミュレーションといいますか、考えの中では持てる状況ではございませんでしたので、ことしの予算に関しまして、そういった意味での編成をさせていただいたということでございます。よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○11番 小原喜一郎君

シミュレーションというのは、コンピューターに打ち込む基礎的な数値の入れ方によってどうにでも変わりますからね。だから、シミュレーションを絶対的なものとして見てもらうと、これ、あかんと思うんですよね。そういう点でいうと、私はあのシミュレーションには新たに増税される部分、これは入れてないと思うんですよ、基礎的な数字の中にね。それが、去年の増税でしっかり入ってくるようになったわけですから、これはもう見通しとしては大きく好転しているということはもう間違いないわけで、そういうことが言えるのではないかとこのように思うんですね。それはそういうふうに言っておきます。

それから、下水道課長、あなたはおっしゃるけれども、私は将来大変だから、合併浄化槽にせい、せい、せいと随分要求したけれども、いや、大丈夫ですと言って、こういう資料を出したでしょう、あなたが、これ、こういう。しかも、全部、30年にわたってこれだけこういうふうに返済ができますのでという資料を出しましたよ、これ。これは、一般会計とはかわりなしに、皆さんの使用料から返していくもんだということをあなたは言われましたよ。そうでしょう。

だから、この計画書の中には、全体で、計画書ですよ、これは、私が持ってきておるのは。つまり、流域下水道の県がやるこのところでは、国・県の補助金、これはなし。起債が23億9,700万円、町費が4億8,800万円、合計28億8,500万円。これは、この流域下水道の蟹江町の持ち分ですよ。それから、町内の公共下水道は、国庫補助が102億5,300万円、それから起債が134億9,300万円、町の持ち分は14億5,320万円というふうになって、252億円になっておるんじゃないですか。そういうふうになっているわけで、町の持ち分は4億8,800万円と14億5,300万円を足した19億円ぐらいなものでしょう。じゃないじゃないですか。しかも、

そのうちの12億円以上は、もう貯金してあるじゃないですか、下水道基金で。ということを私は申し上げているんですよ。

だから、一般会計がこのことによって大変だなんていうことは言えないわけで、これは下水道の起債分は、これは別に見るべきであります、というふうに私は思うんですけども、その辺はいかがですかということが2点目です。

それから、3点目ですが、職員の採用問題でありますけれども、国からの地方分権もあって、結構仕事がまた押しつけられるわけですね。そういう中で、こういう状況で、しかも作業する人は素人で、専門職だと言われたんですけども、その専門職、よそを退職した人かどうか知りませんよ。そういう人は一定の年齢の人でしょうね。でないとする、素人であります。そういう点からすると、全体の仕事の回りがどうなるかということは大変心配であります。その辺のところをちょっと聞いておるわけで、聞かせていただきたいと思うんです。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

職員の採用につきまして、もちろんおっしゃるとおり、国からの事務移譲たくさんございます。これは、地方分権である以上、我々も受けざるを得ん、法律にやらざるを得んということで、対応しておるわけでございますが、今おっしゃいました採用について、素人と言ったのは、ちょっと私の方もよくごめんなさい、理解ができなかった……。

(発言する声あり)

それは、専門職というのは、例えば、実は保健師とかというのを実は昨年度も採用させていただきました。それから、実は本年度についても、栄養士が急遽必要になりまして、そういったものの採用試験等を行わせていただきましたが、そういったものにつきましては、やはり私どもの方といたしましても、中途採用といいますか、そういった年齢的なものも上げまして、きちっとその中で経験がある、またそういった、もちろん資格でございますので、資格経験のある対応をとということで進めておるということでございます。

今後につきましては、おっしゃられますのは、一般職の中にもそういった他の私企業で、民間で経験を積んだ方を、そういうマネジメント部門にも配慮しながら採用したらどうかというお話につながるかと思うんですけども、これはいろいろな先進地もございます。その中での弊害も聞いておりますが、今後、私どももこういった中での採用につきまして、それも含めまして、今後考えさせていただく、検討させていただく題材だというふうにはもうわかっておはるわけでございますが、今後、それにつきましては、いろいろな見通しを立てながら、検討、推進させていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○産業建設部次長・都市計画課長 佐野宗夫君

シミュレーションの関係の話だと思いますけれども、まず使用料の単価につきましても、あくまで仮定という形で、1立方120円という形の単価の仮定という単価を想定した金額、

それから受益者負担という形で、あくまでその金額が平米430円だったと記憶しておりますが、そいいう形で、歳入面と、それから歳出面という形をシミュレーションをかけたわけでございます。それで、あくまで町の方の一般財源の方に繰り出すというのも、財政上、不安なところもございましたので、一定料金、5,000万円を大体目安に、仮定した数値でシミュレーションをかけてございます。

それで、今、議員言われますように、ここの中でも、町費として4億8,800万円、これが流域の方に負担する金額でございます。それから、公共、町の単独の面整備の方では14億5,300万円という金額が、この金額は、あくまでこれは一般財源の方から考えをとっておりますので……

(「一般財源とのかかわり」の声あり)

それで、基金の方の問題は、それをまた充当できるような動きをとって、私は思っております。

以上でございます。

○7番 山田邦夫君

7番 山田邦夫です。

総枠、人件費と行革、あるいは仕事のやり方についてお尋ねします。

この総括資料の5ページに人件費というのが出ております。総額で18年度が25億円、19年度見込みが24億5,000万円で、マイナス6,600万円ですね。すぐ後の歳出を見ますと、議会費で2,100万円、これはほとんどやっぱり議員減がストレートにきいた2,100万円だと思います。そうすると、一般の職員絡みで4,500万円のマイナス。これは、賃下げということはありませんし、諸手当の多少削減ということはあるんですが、何人分ぐらい今年削減されて、人件費が約4,500万円減るかというふうにお考えになっているか、それが1つ。

それから、もう一つは、先ほど総務部次長は、急激にちょっと減らして、多少無理をしたかなと思っているというお話がありました。このことにつきましては、私は2年半前に既に所定の定数311だったかと思うんですが、10年くらいの目標で2割減、250人体制で役場は運営すべきじゃないかという一般質問をしました。非常に皆さんにはぴんとこない、とんでもないことだということに思われたような感じをいたしましたけれども、いまだにそんなには違和感を私は持っていないんです。

現に、5年で七、八%減らすというと、10何%10年で減っていくということはあるんですね。しかし、一方で仕事が増えてくるわけです。そのときに発想していたやり方というのは、当時、私はPFIやああいうこと余り具体的に、指定管理者制度、頭になかったけれども、それとなく感じておったんですね。仕事のやり方を構造がえをして、外部委託、一般的には外部委託、民間委託と言いますけれども、それが指定管理者制度であったり、PFIであったりするわけですが、それがちょっと手短かに考えると、来年、再来年というふうな考え

方をすると、人材育成がついていかないわけです。配転するとか、職種がえをするということなんです。それで、職員の無理が生じてくる。

そういう意味で、5年、6年のスパンでどういう部門をどういうふうに切りかえていくかといことは、ぜひやっぱりつくり上げて、そこの職員全体で定年構造がどうなっているか、それからそのやめていく、やめるというのは、外部に委託していく職種部門の人員をどういとうとへ転用するか、要するに職員の人材再教育なんです、そういう計画をどうしてもつくらなければいけない。それはもう、ほぼ五、六年スパンでいいと思う。10年までは考えてなくていいと思う。そういうようなことを考えて、人を減らしていく。

そして、しかもどのぐらい減らしていくか。減らす、減らすは目標ではないんですけども、やっぱり行財政の財政の一番よくびちゃっときてくるのは人件費なわけです。いろいろな補助金を80万円だったのを70万円にするとか、そういうのの積み重ねというのは本当に小さいです。1,000万円にも満たないんですが、職員は1人2人減らすと、1,000万円、2,000万円にすぐなるわけですね。そういう意味で、今年、この予算上、6,600万円マイナス、議会で2,100万円、その他で4,500万円となっていますが、ことしはこうだと。しかし、来年はどうなるということが長期的にできていないと、先ほど言ったように、急激にやり過ぎたという無理を感じるということがあります。

ですから、行財政改革の財政の方で人件費をどう減らしていくかということは非常に大事なことです。減らしていく。しかし、人を減らすということは、人材育成と活用をびしっとやっついていかないと、がたがたになるということがありますので、質問2つですね。人件費を今回の減らす中身はどういう減らし方か。何人減らして、どういうふうに減っているか。あとは、仕事の組み方、定員は、今、条例では310幾つをどうやって減らしていくか。その教育を、人材活用をどうしていくか。定年者との組み合わせ、補充の組み合わせをどうしていくか。この2つについてお尋ねします。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

まず、本年度の予算につきまして、人件費の方で6,600万円の減、そして、そのうち議員さんの関係が2,100万円の減。あとにつきましては、実は給与が昨年度まで1.2の定昇率を見てください。失礼しました。その前に、5人の削減ということで、実際5人減っております関係で、その分が予算上反映させております。大体700万何がしでございます。

それから、あとは給与の定昇率が昨年度までは1.2%ほどございましたが、据え置きの方が多くございまして、若年層のみの定昇率というようなこともございます。それで、それが0.4%まで縮まりました。こういった内容の反映と、あともう一つは、人事院の勧告に対応するための予算措置が昨年度まではされてございました。これが大体1%ほどございました。そういったものをすべて切り落としまして、内容精査させていただいた中での人件費の削減でございます。

それと、あと今後の課題となっております人材登用と申しますか、採用関係でございますが、おっしゃるとおりでございます。私の考えるところでは、当然事務事業はふえてまいります。これは、実はどこの分野でもふえておるわけでございます。ただ、国が行革プランの中で指針として示しておりました中には、先ほどおっしゃられました指定管理者等による民への移行、それに基づく人員削減も大きく含まれておりました。

ただ、今、私どもが計画しておりますそういったプランについては、実際に何年にどういったところをというところまで実は詰まっております。現在、減っておりますのは、基本的に退職者に対する補充率でございます。これが事務職の退職が結構多くございました。その関係で、ちょっと先ほど申し上げたように、そちらの部分が制度改革による後期高齢者の対応策、そういったものも含めまして、少し厳しい状態になってきてございますので、そのあたりについては、人材の育成を含めながら採用もして、そちらの方に回していかなければいかんではないかということは今現在考えております。

今後につきましては、やはり今、PFIの問題やら指定管理者の問題がございます。民への移行ということを実際に想定しましたときには、そのような体制をとる段階へ進ませていただくというふうに考えております。

これは、今、実際に働いていただいております職員について、それまで地方公務員法上でいえば、分限の適用による退職というものがございますが、これはなかなか伝家の宝刀でございます。抜いて抜けるものではございません。そこで、考えておりますのは、その代替措置としての状況を今、つくりつつ、そういった対応職を、実際には私どもの方としては正規職ではない形で少しずつ変換をしておきながら、そういったところを活用して、何とかそういう状況が参ったときには、職員の意向を踏まえながら、対応をしていきたいというふうに考えて、人事担当の方では考えております。

財政の面におきましても、実際には、大変言葉は悪いですが、派遣だとか、それから、今、派遣そのものはありませんけれども、臨時対応でできる部分への移行とか、そういったものでは、やはり人件費等の抑制にもなるということで、私の方ではそういった状況をつくらせていただいているのが現状でございます。

今後、そういったことも見据えて、実際に民への移行等が反映されましたときには、職員についてはそういう対応をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○3番 山田新太郎君

3番 山田新太郎でございます。

広域下水道についてお聞きしたいんですが、私も勉強不足でして、正直、町民の方に聞かれて、ざっくりとで結構ですので、要するに海部郡全体でまずどのぐらいの計画がなされているか。その中の蟹江町負担分は幾らであるのか。そして、返済の財源ですね。今も一般会

計から出るものと、要するに徴収額から払うものというような言葉も出ておりますので、別に難しい数字は一切要りませんので、大体で結構ですので、ざっくりで結構です。海部郡全体の総計画額、その中の蟹江町が幾らだと。その中で、当然国からの補助、県からの補助があつて、蟹江町が実質、起債などで補わなければならない額が幾らであるかということをもまずはっきりお知らせ願つて、当然これは返していかなあかんわけですから、その返す財源ですね、今もここで出ておるように、町民の皆さんからの徴収されるものと、一般会計から出るものというふうな言葉が今もここで出ておりますので、その辺を別にざっくりで結構ですので、簡単な数字をわかりやすくご説明願いたい。お願いします。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、公共下水道についてのご質問であります。

現在行っています公共下水道事業の建設費の財源の内訳でございます。建設費につきましては、まず町が行う公共下水道事業、これがトータルで約252億円、それから流域下水道事業の負担金、これは県が主に施行するものでございますが、これが約25億5,000万円、トータルで277億5,000万円の事業費を予定しております。そのうち、財源につきましては、国費が約32%で88億円、それから起債が63%で175億円、あと町の単独費が13億9,000万円、そのような財源でございます。

なお、町費につきましては、受益者負担、それからその他の財源も含んでおりますので、そういう建設計画になっております。

以上でございます。

○3番 山田新太郎君

非常にわかりにくいんですが、起債という175億円というのは、町が起債を起こすんじゃないんですか。起こすんでしょう。ということは、それが町が返さなあかん額なんでしょう。だから、頼むからわかりやすく言ってもらえばいいんだわ。そんな細かいこといいので、町が幾らを負担するんだと。それに対して、弁済の財源は、あくまでも予定で結構ですので、一般の町民の負担でこれだけだと。一般財源からはこれから出すんだと、単純にそれだけのことを言ってもらえばいいので、難しいことは抜いてください。簡単をお願いします。

○産業建設部長 河瀬広幸君

簡単にご説明したつもりでございますが、当然起債というのは町がお借りするお金で、それが今、175億円ですね。それで、償還につきましては、今の形でいきますと……

(「資料を出せばいいんだよ」の声あり)

失礼いたしました。トータルでいきますと281億円ですね。トータルの起債の総償還額が、現在のシミュレーションでいきますと、流域も公共下水も含めると、277億円に対しまして281億円ほどの現在の利率の計算でいきますと、総償還額になります。それが都合、最終年次までの計算でございます。

○3番 山田新太郎君

281億円を約50年ですか、30年でしたか、で返す。その数字をちょっと言っていて、そこで先ほどから出ておりますように、一番多い額は9億円ちょっとですと。それが何年ぐらい続くか、ちょっと教えてください。

○産業建設部長 河瀬広幸君

起債につきましては、5年間の据え置きがございますが、最初に起債の元金が出ますが、20年から元金の償還が始まりまして、最終年次は約8年後で、約281億円の起債の償還が発生するということです。

(発言する声あり)

一応、それが今のシミュレーションの中での最終の計画ということですね。

(発言する声あり)

○議長 猪俣二郎君

山田議員、後ほど詳細についての資料提出でよろしいですか。

では、産業建設部長、資料を提供して。

それでは、他に質疑がないようですので、総括を終わります。

続いて、歳入について、10ページから31ページまで一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までといたします。

○10番 林 英子君

10番 林英子です。

ちょっと風邪を引きまして、お聞き苦しいかもしれませんが、よろしく願いいたします。17ページの保育所運営費保護者負担金のところについてお伺いをいたします。

保育料というのは、皆さんご存じのように、自治体ごとに前年の所得税額に応じて決められています。定率減税が2006年に半額になり、2007年に廃止されるために、所得税が増税になり、それに伴って保育料の値上げが懸念されます。そして、この行政改革の実施計画書の82ページを見てみますと、保育所運営費に占める保護者負担金の比率や弾力徴収率が年々減少しているというふうに書いてありまして、20年度から第5から第10階層の階層が下がる場合があり、保育料の徴収表の見直しを行いたい。階層分は今までどおり10階層とする。けれども、8階層、10階層までの3歳児以上の基準額が同一のために、9、10と、それぞれ3歳未満時基準額の60%まで引き上げる。階層及び3歳未満、3歳以上の区分ごとの基準額上昇分が不均衡にならないように一律10%上げる、そのように書いてあります。

先日も県の知事がマニフェストとして出しましたのを読んでみますと、その中にも、保育料の無料化を第3子以降の2歳保育まで無料とすることを盛り込んでいます。それから、保育料の無料化について、今度の6月議会に提案する、そういうふうに言っております。

蟹江町も、少子化問題とか子育てをよくすると言いながら、この値上げはどのように父母



の方たちに話され、どのような伸びになっていくのか、本当に心配しております。町長は本当に保育料の3歳未満児基準額の60%まで引き上げる問題、それから一律10%上げる問題をやられるのか。そうでなくても、先ほど言いましたように、税率の変化によりまして、所得の変化により保育料というのは上がるのではないのでしょうか。ほうっておいても、自然に上がっていくような保育の今、所得税の中での保育料だというふうに思いますが、なぜこんなに上げなければいけないのか。今、特に働きながら子供を育て、大変で、2人目を産むかどうかを考えている、3人目なんかとてもというときに、この保育料というのは大変な問題を起こすのではないかというふうに思います。

そして、知事も言うておりますように、第3子以降の2歳児保育料を無料にすると県の方も織り込んでいます。そのように予算が来ると思います。そういう中で、蟹江町の保育行政をこれからどのようにしていこうとお考えなのかということをもまず初めに聞いておきます。

2つ目は、早朝延長保育保護者負担金の問題です。

私は、これをやろうと決めたときに、稲沢、津島、愛西市、弥富、甚目寺、美和、大治、七宝町、役場で聞いてみました。現在、延長保育料を取っていないところは、稲沢、愛西市、弥富市、大治、七宝です。取っていても、津島のように30分1カ月2,000円、それから甚目寺も1カ月1,000円、美和町は2,500円、蟹江町は朝7時半から8時で2,500円、5時から6時で2,500円、5時から7時で5,000円、そういう延長保育料を取っていて、何と保育料よりも延長保育料の方が高い、そういう実態が産まれております。これは、なぜこんなふうに蟹江町は高いのかと聞いてみましたら、弥富市などは、11時間の保育内のうちだから、延長保育料は取りません。そうすれば、蟹江町の場合だと、朝8時に連れてきて、7時だったら、11時間で、延長保育料はないということになります。

そして、聞いてみましたら、国の方の保育時間は、これから12時間にしようと、今、検討に入っているというふうに言われました。調べてみますと、蟹江町の方の福祉施設の最低基準という中に、保育時間として、1日につき8時間を原則とし、そういうふうに織り込まれています。もうここで既によその自治体と3時間ないし4時間違うというふうに思いますので、「まず林さん、ここを直すことが一番もとではないか」と、ある自治体の方が教えてくれました。私もそう思います。

蟹江町はなぜ8時間にしているのか。組合の関係、保母さんの関係もあるでしょうけれども、本当に私、この延長保育料については、よそで話をしても恥ずかしい思いをしております。

今、保育料がまた上げられようとしています。延長保育料というのは、この中で書いてありますが、ゼロ円、生活保護による被保険者世帯のみが延長保育料を取らないけれども、市町村民税非課税世帯、3歳以上の方が880円の保育料ですけれども、延長保育料を5,000円払うということで、仕事もやめたという方もお見えになります。本当に今、子育てだとか少

子化対策とか口では言うのでなく、蟹江町の保育所、そして延長保育の問題、今こそ一番大事なときではないかというふうに私は思います。

皆さんもご存じだと思いますけれども、では取っていないところの自治体が裕福かというところ、そうではありません。本当に子供をどう育てるかということを実際に考えた結果が、こういうあらわれではないかというふうに思います。

町長も、入院費の問題でも真剣に考えられて、小学校6年生までされたというふうに私は思います。本当にすばらしいことだと思いますが、この延長保育料や保育料の値上げなど、今ここで考えるべきではないというふうに私は思います。答弁をお願いいたします。

○児童課長 佐藤一夫君

それでは、保育料の見直しと延長保育料の件につきまして答弁させていただきます。

まず、保育料の見直しの件でございますが、実は平成3年度から改正をされておられません。10数年たっているということと、それから先ほどおっしゃいましたように、地方税の税源移譲の関係で、住民税と所得税の率が変わるということ、それからもう一つは、弾力徴収率と申しまして、国の定めた基準と町の基準の総計の比較をする率でございますが、これが年々減少してきておまして、平成17年度末で約49%でございました。それが、平成18年度の見込みでございますが、49.3%ということで、近隣の市町村と比べますと、それよりも高いところ、低いところもあるわけでございますが、10数年前よりはかなり減ってきているという事実はございます。

そういったようないろいろな条件が変わっております中で、先ほど申し上げましたように、長年改正されていないというところで、見直しを図る必要があるのではないかというふうに考えておるところでございます。

それから、もう一つの愛知県知事のマニフェストの件でございますが、これは従来から国の方では保育料の基準としまして、第2子以降については減額がされているところでございます。第2子が2分の1、それから第3子以降が10分の1ということになっております。それで、国の方は、保育所に入所している児童の第2子以降についての減額というふうになっておったものが、平成19年度から、保育所入所の児童だけではなくして、保育所以外の幼稚園ですとか認定子ども園に入所している児童も、その児童の数の中にカウントするというふうに変ってくるということでございます。ただ、補助につきましては、今までの厚生労働省ばかりではなくて、文部科学省の方も関係してくるというものでございます。

その上に、先ほどの知事のマニフェストの件でございますが、愛知県は国の意向をそのままもちろん反映させるわけでございますけれども、そのうちの第3子以降、10分の1のというふうな減額されておった児童について、2歳までを無料化するという意向であるというふうな愛知県の海部事務所の方から確認をいたしました。

ただ、詳細については、まだ何も決まっておられませんし、通知が来ておるわけではござい

ません。ただ、担当の予想としては、何がしかの補助のようなものがあるのではないかと  
いうような、まだそんな段階でございます。

それから、延長保育料の件でございますが、今、弥富市の例を出されまして、11時間とい  
うことがありましたが、これは通常の保育時間というのは8時間ということでございます。  
それで、蟹江町の場合は、午前8時から午後4時までの8時間を通常の保育時間、それから  
4時から5時までを居残りと言っておりますが、もしかすると4時までの時間に迎えに來れ  
ない保護者の方も見えるだろうということで、5時までを見ております。それ以後の5時か  
ら7時までの2時間を延長保育をしております。それから、早朝につきましては、午前7時  
半から8時までを早朝保育というふうに言っておりますが、その中で、通算して11時間の保  
育時間を加える場合に対して、県からの補助をいただいておりますというのが現状でございま  
す。保育料の考え方としては、通常の保育時間を超える部分については、保護者の方から負  
担金をいただきたいというふうで、現在、進めさせていただいておりますので、ご理解の方  
よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○10番 林 英子君

私がいつも弥富、愛西市とかいうモデルを出しますと、弥富は弥富、愛西市は愛西市、蟹  
江は蟹江といふうによく返ってきますけれども、やはり本当に住民にとって今、暮らしが大  
変、少子化が進んでいる、本当に子育てがしにくい。甚目寺のように、子供の医療費やっ  
たら人口がふえた。愛西市もそのように聞いています。蟹江町がマンションがたくさんで  
きたにもかかわらず、子供さんがふえてこない。そういう中の原因の一つが、保育料の値  
上げだとか、また延長保育料にあるのではないかと、そういうふうに私は思えてなりません。

いいところは見倣う、先ほども言いましたように、取っていないところの方が多い。そ  
ういう点でいうと、蟹江町に本当に住んでよかったと思われるように、これからますます  
60%だとか10%一律上げる、そうではなく、もっと本当に子育てしやすいまちづくりを  
一緒に考えていくときが今、来ているのではないかと、そういうふうに思います。

幸い、国の方も県の方も、子育てや少子化対策について力を入れております。そうい  
うときだからこそ、こんな改革のするぞというものをぽんと出して、82ページに書いて  
ありますので、皆さんお読みになるとわかりますけれども、こんな冷たい行政を変えて  
いただきたいというふうに今ここで強く要望をしておきます。

○11番 小原喜一郎君

11番 小原喜一郎でございます。

私は今回、昨年からですが、集中プランを町は提出してくれておりますので、こんなに  
労力をかけて、こんなたくさんのものでつくっていただいたのを活用しない手はないと、  
こう思いまして、町の考え方は鮮明に出ていますので、これを全部読まさせていただきます、

伺うわけでありませう。

質問の内容は、林さんの17ページのに関連をして、私、ちょっと違った角度から承りたいわけでありませうが、集中プランの82ページに載っているわけでありませうが、ここに17年度から復活した保育所運営費の財源不足を補うためと、こういうふうになっているわけでありませうけれども、さらに国庫補助金対象で一時保育事業があるが、専用の保育室と職員を必要としており、これに対応できないためとしておりますね。該当しないと。そこで、ちょっと伺うわけでありませうけれども、町長さん、ちょっと専用の保育室を、ひとつ変えて、保育室にしてもらって、職員も、その専門職の職員を雇っていただいて、補助対象にさせていただくということではできないんでしょうか。そうすることによって、補助をもらって、例えば保護者負担金を少し引き下げるとか、そういうことができないかどうか、町長にその考え方がないかどうか、ちょっと承っておきたいんです。

○町長 横江淳一君

ちょっとにわかに私も答えにくい部分がありますので、担当に答えさせていただきますが、先ほど来の話の中で、私が答えることではないのかもしれませんが、全体の考え方を申し上げておきます。

この集中プランというのは、本当にしっかり読んでいただきまして、ありがとうございます。大変な労力と職員のこれ、英知が入っているというふうに、そういうふうにご理解いただいたのは本当にありがたいというふうに思っております。

そんな中で、あくまでもこれ、プランであります。ご存じのように、2000年から地方分権改革法が成立して、地方は地方でやりなさいよというありがたいお言葉をいただいたにもかかわらず、ある一部のことについての施策については、国が即関与してきて、こうやりなさい、ああやりなさい。例えば、集中プランについても、やってない県もあるわけでありませうね、実際の話が。でも、これは我々として、やはり住民のためを思えば、地方自治体のことを思えば、これはもう必ずすべきであろうと、そう考えたわけでありませう。

そういう中での改正案、それからプラスすることもあれば、マイナスすることもあるという中での、1つは例えば保育料の問題であります。これも、考え方の一つを述べさせていただきました。19年度に、細かいことについては担当に今から言うさせていただきますけれども、何をどうするかという問題について、私が個人的に今思っていることといえば、全体的な考え方の中で保育料の見直しはもうこれは必要であろうと。

といいますのも、住みたくなる町を目指して、例えば再来、林議員がおっしゃいましたように、甚目寺町では急速に人口をふえております。その甚目寺ですら、保育料の値上げを急速にやったわけでありませうね。これは、急速に多分人が来るであろうということを想定して、上げたわけでありませう。甚目寺の町長さんにもお話をさせていただきました。「どうなんですか、これは。国の基準に近づけて、町民の皆さんどうという反応ですか」と言ったら、「いや、とにか

く町が見ていただければ、一生懸命やっただけであれば、もうそれぐらいの負担は当たり前である、そういう声がほとんどですよ」。で、どンドン人がふえているわけです。そういう考え方もあるということです。ですから、それをまずご理解いただきたい。ふやしたから人が来ないとか、そういうことでは絶対あり得ないというふうに私は思います。

しかしながら、19年度中にこれは考える重大なことでありますので、我々のプランの中はお示しをさせていただいたということで、ご理解をいただきたい。基本的な考え方でありませぬ。よろしくお願ひします。

○児童課長 佐藤一夫君

保育所運営費につきましては、国からも県からも町の方には負担金という形では参りませぬ。実際に歳入の項目で挙がっております。来るんですけれども、これは民間保育所の分ということでございまして、町が受けたものを、そのまま委託料という形で民間の方に歳出しておるものでございます。

あと、例えば一時保育ですとか、延長保育ですとかといったような補助金はございますが、そのほかの大きな金額のものはございませぬので、そういった中で、どのように保育所を運営していくかということになりますと、財源としては、保護者負担金にある程度は頼らざるを得ないという部分が出てくるかと思ひますので、お願ひをいたします。

○11番 小原喜一郎君

11番 小原喜一郎でございます。

町長、私はこれ、黒丸印、これ、重点的に見て、ここの部分は18年度になってはいますが、19年度は一重の丸印になってはいますね。そここのところ、重点的に見させてもらいましたので、特に19年度は黒印になっているところは、もうそういう考え方で進めますよと、こういう意味だと思ひんで、そういうのを重点的に見させていただきました。

それで、わざわざ私、読んだじゃないですか、児童課長。国庫補助金対象でということがここに書いてありますね。あなたが書いたんでしょ。一時保育事業があるが、国庫補助事業で専用の保育室と職員を必要としており、これに対応できないので云々という文言が書かれていますよ。だったら、私が言うんですよ。だったら、専用の保育室をつくって、保母さんも置いて、補助対象にされて、住民の負担を少し配慮してあげるということを考えてらどうですかということをお願ひしているの。

○児童課長 佐藤一夫君

一時保育につきましては、今現在、南保育所1カ所でやっております。南保育所が、ご存じのように、大変古いということと、それからもう一つ、狭いということがございまして、定員5人ということで運営をしておるわけでございます。

しかしながら、もしかするともっと利用したいという方がいらっしゃるかも知れませぬけれども、そういった現状がございまして、そういった意味で、現況の保育室ではそれ以

上は無理かもしれないということと、それから当然ながら定員の方をふやせば、それなりに担当する保育士をふやさなければいけないということから、部屋と、それから保育室の問題を挙げさせていただいたということでございます。

○民生部長 石原敏男君

若干補足的に説明をさせていただきます。

今、課長が言いましたように、現在、南保育所では定員5名で行っております。それについては、県からの補助金もいただいているところでございます。

ただし、まだ他の保育所で実施できてない、また人数が5名ということで少ないということで、今回、このものについて、他の保育所でもできるようにということで、集中プランの方では書かさせていただいたということで、南保育所1カ所ではいけないということで、ほかの保育所もということで書かせてもらっているものでありますので、これについては、また順次検討をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○11番 小原喜一郎君

11番 小原喜一郎でございます。

私は、これ、82ページの早朝延長保育保護者負担金のところで聞いているんですよ。ここに書いてあるじゃないですか。これ、あなた方書いたやつでしょう。だから、延長保育、早朝保育の問題で言っているんだわ。負担金。

だから、言いましたよ、最初に。82ページだって言いましたよ。わざわざその部分を読みましたよ、私。

だから、そこで答えたほしいんだけど、しかし、これは施策としては、ちょっと今までのことを切りかえてやるということですから、だから私は町長に伺ったんですけども、つまり補助対象にならないものを、延長保育、早朝保育の保護者負担金にかかわって言うんですよ。国庫補助対象で一時保育事業があるなど、こういうふうになっているんですよ。専用の保育室と職員を必要としておる。これに対応できないため、こういうふうになっているんですよ。だから、18年度、19年度継続する、こういうふうになっているわけですが、この受益者負担を継続するというふうになっていますね、ここに。読んでいただいていますか。

だから、これを変えるには、町長の新しい施策が出ないと、課長の答弁ではできないんで、町長としてそれを検討してみることはございませんかと聞いているので。

○町長 横江淳一君

要するに、一時保育の制度を使って補助金制度を活用できないかということでございますね。すみません。理解力がなくて申しわけございません。

見ていただきますとわかりますように、早朝保育、一時保育、月に2,500円であります。1日にして100円なんですよ。高いか安いかは別といたしまして、まずその自覚をまず持っていただきたい、これが1つであります。

それと、保育士を置けばいい、保育室をつくれればいい、そういう考え方でこれから行政がどんどんやっていけば、どれだけのものをつくっていかなければならないかということもお考えをいただけると、十分わかってご質問してみえると思うんです。我々の中では、先ほど来担当が言いましたように、南保育所の民営、それから町営も含めて、19年度に検討しなければなりません。西保育所の増設も、そういう意味で、蟹江区をつくりたいという保育士の意見、それから連合会の皆さんの意見があって、ではということで、1億円近くの提出を今回させていただいているわけです。そういうことも含めて考えさせていただきたいということで、集中プランにのっているわけで、ご理解をいただきたいと思います。

○19番 伊藤正昇君

19番 伊藤でございます。

31ページの高速道路救急業務支弁額として、平成18年度の予算では550万円ですか。19年度は530万円。これはどういう基準でなされているのか。蟹江町が管轄する高速道路は、名阪自動車高速道路、それから首都高速道路、それから両方あるわけですがけれども、どういうところをさせているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○消防署長 山内 巧君

高速道路の救急支弁額につきましては、私どもがインターチェンジを持っておるのが東名阪高速道路でございます。上りが名古屋西料金所まで、それから下りを弥富インターチェンジで管轄をしております。これに対して、今、中日本高速道路になりましたんで、それに関する支弁金をいただいておりますと、そういったことでございます。

○19番 伊藤正昇君

年間どのくらいの回数がございませうか。

○消防署長 山内 巧君

救急でいきますと、大体二十五、六件いくと思います。それで、あと火災でいきますと、このエリア内で、やっぱり年間自動車火災で2件か3件ぐらい発生しております。

○議長 猪俣二郎君

他に質疑がないようですので、歳入を終わります。

ここで農政商工課長、消防署長、給食センター所長の退席と保健課長の入場を許可いたします。

大変勝手ではございますが、早朝より体調が少々すぐれませんので、ここで副議長と交代をいたしますので、よろしく願いをいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

(午前10時24分)

○副議長 横江正己君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

○副議長 横江正己君

議長が早退いたしましたので、地方自治法第106条の規定により、議長にかわり職務を行いますので、よろしくお願ひいたします。

歳出は款別に質疑を受けますが、款別ごとに1人3回までとします。

1款議会費、32ページから35ページまでの質疑を受けます。

○12番 中村英子君

12番 中村です。

歳出は款ごとということになっておりますけれども、ちょっと歳出の全般、総括的なことで少し先にお伺いをしたいと思うんですが、今回、歳出予算を決めるに当たって、部局ごとに枠を配分するというやり方に変えたというようなお話がありました。

そこで、枠を決めるということは、受け取る側としては、上限を設定する予算の組み方というように理解をしてしまうわけですが、従来、歳出予算の組み立てというのは、簡単に言えば積み上げ方式といいますか、必要なものを必要にやっていったら、こんなに大きくなってしまったと。大きくなってはいかんで、どこか削りましょうというような歳出予算の組み方だったというように思うんですが、さきの代表質問のときにお伺いしましたら、事業については、従来のものも中身的には変わらないというようなお話がありましたので、部単位の歳出のやり方というのは、上限を設定するというような組み方になってしまったのか、そうではないのか、その辺のところは、歳出を組むに当たってどういうふうだったのかということをお伺いしたいと思います。

(「基本的な考え方ですか」の声あり)

はい、そうです。

○町長 横江淳一君

数値的なことにつきましては、担当がお答えさせていただきたいと思います。

代表質問のときにもお答えをさせていただきましたとおり、中村議員のおっしゃるとおりであります。私の意図するところは、95%で実は限度を決めさせていただいたその意図とするのは、すべての部局が職員と部長、そして自分たちの立場を意識ができるような、意思疎通ができればというのがまず一つの大きな目標でありました。最高限度額を決めるということも、そこの中にはありましたが、歳入がどれくらいであるであろうという考え方の中で、今まではそれぞれの積み上げ方式で課長と担当が決めて、それを最終的に町長が査定をしていたというそういう方式から、すべての担当、原課の担当が係長に上げ、課長に上げ、そして部長がそれを取りまとめて、町長室ですべての打ち合わせをしながらやっていくという話し合いが持てたというのは非常に素晴らしいことであるというふうに思います。それは、職員の意識改革にもつながるということでもあります。



従来、これから行うであろう従来の3カ年計画、それから年次計画の中での意向はそのままさせていただきますが、新たに19年度の集中改革プランにもありましたように、来年度、再来年度に新たな事業を起こしたいというような話もそこでできるわけであります。そんな中での予算査定も、来年度、再来年度に向けての予算査定の希望もそこで聞けるわけでありますので、そういう意味でいけば、一歩前進したのかなというふうに思っております。まだまだスタートの試みでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○12番 中村英子君

そうしますと、確認をいたしますけれども、その枠ということは、上限の設定ということには関係ないということで、意思の疎通がよくなったというやり方になったということであって、上限の設定をするというような予算取りはしていない、これからはしないということによろしいでしょうか。

つまり、上限を決めて歳出を決めてかかれば、これは大きく膨らみはしないんですね。上限を設定しますので、大きく膨らむということはありません。その中でやれと、あるお金の中だけでやれという考え方ですので、上限を設定すれば、歳出というのは必ず抑えられるわけですね。幾ら幾らでやれということになってきますのでね。そうなりますと、しかし、必要な事業だとか、扶助費や補助費や、みんなそれはカットしようというふうになってきますので、それがきちと設定されてしまうと私はいけないなというふうに思いますので、そうではなくて、積み上げ方式というものは変わらないと。ただ、意思の疎通がそれによって図られたというようなやり方であると。上限設定というような枠ではないという考え方でよろしいということでしょうか。

○町長 横江淳一君

すみません。再度ご答弁申し上げます。

あくまでも、すみません、ちょっと僕の言い方が間違っ、上限の設定はさせていただきました。といいますのも、確かに積み上げ式で、自分たちの意思をすべてやっておきますと、当然枠内から外れることというのは当たり前であります。それを助役査定、町長査定で、いや、これは必要であろう、これは不必要であろうということを今までやっておったわけですね。それが、自分たちの中で、まず上限を設定される。5%、従来自分たちの中での5%カットということで上限を組まさせていただきます、町長部局にもある程度の調整金を持たせていただくという、今回そういうやり方を实はしたわけです。

それで、言葉足らずで申しわけなかったんですが、ある程度の上限は決めました。しかしながら、町長部局ある程度の余裕金を持ちながら、全体の歳入を考えさせていただいたわけです。そうすると、次に職員も、来年、再来年度に向けて、では来年はこんなことを考えたらいけるのではないかだとかという自分たちの楽しみというのか、自分たちのやりがいも出てくるというふうに私は考えたわけでありまして、ただ、歳入がもう少し、先ほど言いまし

たように、所得譲与税のことまで私は入れておまして、2億6,000万円がなくなってしまったというのは、財政担当に大変恥ずかしかったんですが、それも頭に入れて、いろいろなことの新しい施策ができるのかなというのは考えておりましたが、ちょっとそれが残念でありました。しかしながら、職員の意識は大変強くついたというふうに思っております。

○副議長 横江正己君

よろしいですか。

他に質疑がないようですから、1款議会費を終わります。

続いて、2款総務費、36ページから75ページまでの質疑を受けます。

○10番 林 英子君

153ページのコミュニティ巡回バス事業のところについてお聞きをいたします。

この改革プランの中の26ページを見てみますと、「平成19年度からは、路線、時刻表、料金等を総合的に検討し、合理的で使い勝手のよいものにしていきたい」というふうに書いてあります。ここの中に書いてあります「料金等を総合的に検討し」とありますが、この料金とは何を考えていらっしゃるのかをお聞きいたします。

○企画情報課長 鈴木智久君

料金というのは、将来的な展望を見込んでおまして、いわゆるワンコインバスとかというものをいろいろ走らせておみえになる自治体もございますので、それが近い将来になるのか、遠い将来なのかわかりませんが、そういう考えを見据えてやっていきたいというような考えを捨て切れないところから出たところでございます。

それで、今回、福祉巡回バスからコミュニティバスに切りかわる大きな改正部分というのは、従来ですと、月・水・金、火・木・土に分かれて、ほぼ近鉄線をまたぎまして、それぞれ巡回をさせておったところなんですけれども、これを近鉄線をまたぎまして、北、南地区それぞれを毎日巡回させると。その中で、近鉄の駅前・JRの駅前とか、商業施設等、今までなかったようなところを含めまして、バスの運行をさせていきたいと。いわゆるコミュニティ一般に広く提供していきたいというところのねらいでございます。

以上でございます。

○7番 山田邦夫君

7番 山田邦夫でございます。

39ページの中ほど、負担金のところに県派遣職員負担金700万円というのがあります。この負担金、補助金調書によりますと、町負担は人件費の3分の2となっておりますので、総務部のこの方、主幹、これは来年度ですから、現在の方かどうかわかりませんが、1,050万円の人件費の人だなということがわかります。主幹とおっしゃる方が下水道課にも現在ですといらっしゃいますし、教育課にもいらっしゃいます。それから、名簿を見ると、住民課にも国保の関係で国保連合会からの派遣という方がいらっしゃいます。全部負担は3分の2町

負担なのかどうかということをお伺いするのが1つと、それから全部まだ見ておりませんので、来年度はいなくなるどころ、なくなるというのは変な言葉ですね。いらっしゃらなくなるどころ、それから新たにいらっしゃるところがこの予算書の中に組み込まれているかどうか、できれば教えていただきたい。

それから、町から県へ派遣している人がありますね。北條さんか何かという人があるはずです。現在、あるはずですね。この方の人件費は、県にこのように持っていていただくのかどうかについて、まずお尋ねします。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

派遣職員の関係でございますが、今、県の方から3名、そして国保連合会から1名ございます。3名の県からの派遣主幹につきましては、来年度も予算を上げさせていただき、踏襲させていただきたいというふうに思っております。そして、国保の連合会からの派遣につきましては、こちらについては1年限りということでございましたので、19年度につきましてはお帰りになられるということで、継続することはございません。

費用負担の件で申しますと、国保連合の派遣につきましては、一切私どもは負担をしておりません。ただ、時間外勤務とかそういったものが発生すれば、私どもの都合で発生したものについては、手当として払うことはございますが、一切ほかの件につきましては連合の方からでお支払いをいただくということになっております。

それから、教育の方は、たしか2分の1の私どもの方の負担でございまして、愛知県、町長部局からの負担については3分の2でございます。

それから、私どもの方から実務研修生ということで、実は派遣といっても、研修をさせていただくために愛知県の方へ出させていただいている職員につきましては、基本的には私どもの方がすべて費用、人件費を持つということで、私どもの職員として1年間の研修を申し付けるといような形でさせていただいております。

ただ、この職員につきましては、基本的には若年層でございまして、30代前半までが基本的に行けるリミットでございますので、そちらの職員を研修に出し、今後の蟹江町のための勉強をしていただくというような体制でやらせていただいております。よろしく願いいたします。

○7番 山田邦夫君

7番 山田です。

教育委員会も3分の2というのは、2分の1とおっしゃったですね、今ね。扱いが違うわけですね。下水にいらっしゃる方は3分の2。それで、これで見ると、総務と教育には今年度載っていますが、下水か土木か都市計画かには載っていないんですが、これは、いや、僕がまだ読みつけないのかもわかりませんが、そのまま継続なのか、よその部署、先ほど3名は受け入れるというふうにおっしゃったから、よそで受け入れられるのかということ。

それから、一番聞きたいのは、1,000万円近い人を3人受け入れているわけですが、町でいうと、課長の古参クラスだと思うんですね。いま一つ何をやってもらっているのかが我々にはわからんわけです。

裁判の時期には、裁判の専門コーチを受けていたなという感じがあります。それから、下水は立ち上げで相当技術指導を受けているんだらうなという感じがします。教育は、いじめ専門家なのか、とにかく向こうのご都合で、向こうというのは県ですね。もう案外と地方、地域を勉強させに来ているのではないかという感じがするんですが、そうありがたく3分の2負担で受け入れて、こっちの派遣する人は、勉強させてもらいに行くと。だって、小遣いで向こうでしっかり使われているわけですから、県で持ってもらうなればいかなと思うんですけれどもね。それは言いたいだけのことですけれども、実際にお世辞でなくて、本当に何をやっていただいているのか。来年度についてはどう思われるか、お尋ねいたします。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

まず1点、主幹のうちの1名が欠落しておるんじゃないかというお話でございますが、実はこちらの方は333ページの方の下水道会計の方で、私どもの方は派遣を費用を出させてただいておるといふものでございます。こちらの方に600万円という数字で上げさせていただいておるわけでございます。

今、下水道のお話は、やはり立ち上げで、実際に設計等すべて入っていただいて、指導しながら実務もやっていただいております。こちらの方は、実は主幹と申しましても、課付主幹でございます、県での対応も、実は係長、主任主査クラスでございます。

そして、私どもの方に来ていただいております総務部の主幹でございますが、こちらについては、本庁の課長補佐クラスでございます。ですから、ちょっと100万円という数字違ってくるわけですが、私どもの方に来ていただいております方は、実は東大法学部出の法律のエキスパートというようなことで、私どももたくさん今、法律関係の懸案事項を持っております。それにすべて対処していただいております。

私どもの総務部につかさせていただいておりますのは、実はほかの部に行きますと、基本がこちらに移ってしまいます。私どもは、総務部ですべての部、教育委員会も含めまして、すべての部局の相談、そして懸案で難しいものはすべて行っていただいております。実際には、近いところで申し上げますと、皆様に大変ご心配をおかけいたしましたゴミタワーの件につきましても、いろいろな県とのつながり、そして県からの情報収集、そして法律的な部分、そういったものは主幹が担当をしていただいております。

このほかにも、実はいろいろな方の情報公開の内容だとか、いろいろな問題がございます。そういったものまですべて含んでやっていただいておりますので、私といたしましては、大変心強い存在であり、また仕事量も大変多く、腰かけで勉強しに来ているという形ではなく、実務を通して、本当に私ども蟹江町にご寄与いただいているというふうには思っております。

また、今、こういう情勢でございまして、大変住民の皆様方のニーズも多岐にわたっております。このような時期、私どもではやはり法律的な部分も足りませんし、また解決方法を探るときにもパイプもございません。こういった関係で、ことしも主幹につきましては、私ども、こういった仕事をお願いして、進めさせていただきたいという、そういう思いでここに予算を上げさせていただきました。

教育委員会につきましても、ご存じのとおり、いじめ問題やら、そしていろいろな教育事情は刻々変わっておりますし、多岐にわたって難しい状況が出ております。それと、教育分野、特に先生方の指導というようなことも含めまして、教育委員会が今、携わっておる仕事がふえてございます。そちらの方を主幹にお願いをし、現在、進めさせていただいております。この方向性は、やはり蟹江町の教育委員会としても持っていきたいということをお聞きしておりますので、私ども、そういったことでの対応をお願いして、予算を上げさせていただきましたので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○7番 山田邦夫君

7番 山田です。

非常にわかりますが、従来からの慣例、慣習で、各町村が県にそういう形でお願いしてやっていらっしゃると思いますね。非常に県とのパイプで、教えてもらってという言葉が出ますけれども、天下りとまで言いませんけれども、そういう人たちは3年くらいで帰っていつてしまわれるわけですね。町のプロパーで、課長補佐とか課長の辺になってきたときに、猛烈に勉強して、みずから対処する。しかも、それを取りまとめる県やなんかのやりとりは、県と太刀打ちくらいの、例えば今後の副町長を言うわけではないんですけども、そういう県に通じた副町長をもう一人引っ張ってきて、そうすれば、そんな主幹をあちこちに配置しなくともやれるんじゃないか。

要するに、町のプロパー、町で人材をぐっと育てると。教えてもらってやるというよりは、育てるという考え方も必要でないか。要するに、日ごろ、何か我々には見えない数千万円投じてというように思えますので、これは意見として言うだけですから、お含みおきをいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○11番 小原喜一郎君

11番 小原喜一郎でございます。

1つは、51ページの真ん中辺、路線バス運行補助金ですが、これは集中プランの42ページに書いてあるようですが、伺っておきたいのは、290万円を90万円減らして200万円に飛島との話し合いで決まったところにも書かれてあるわけですが、これは対三重交通との関係で、三重交通も了承して、つまり同じような比率で飛島村も負担を軽くしたのか、それとも蟹江の分を飛島が持つなり、そんな話があったのか、ちょっとその辺の事情を聞かせおいていた

だきたいと思うのであります。

それから、2つ目は、先ほどの林議員の質問とのかかわりですけれども、次のページ、53ページの車両運行管理委託料に関して、これは集中プランの26ページになるわけですが、私、聞いておきたいのは、1つは、先ほど林議員が指摘した料金の上の部分ですね。「21年度ころには中型バスがNOx法により使用できなくなる見込みであるので、制度廃止を第一に検討する」と、こういうふうにうたわれています。この「制度廃止を第一に検討する」というこの文言ですね。どういうことなのか。つまり、送迎そのもの全体を指しているのか、NOx部分ですね。中型バス部分を廃止して、小さいバスだけにするのか、そういう意味のことを言っているのか、ちょっと確認しておきたいんです。それが1点であります。

それから、もう一点は、27ページの、これは後でも申し上げますが、福祉予算の方で申し上げたいと思うんですが、蟹江町老人福祉センターというところですね、27ページの上の段。ここに「見直しの方向で長寿会の独占利用の廃止」、こういうことがうたっていますね。私は、26ページとのかかわりで、平成18年度で長寿会送迎を廃止するというとのかかわりで、これは老人クラブとの関係、福祉センターを中心にした事業、根本的な方向で検討し直しをしておるのかなという印象を与えるんですね、これは。つまり、老人クラブの使用、独占廃止を目指しておる。バス送迎も廃止する。ということは、あそこの福祉センターの利用の仕方、これを根本から改める方向で検討されているのかなと、こんなことを思わせるわけでありましてけれども、その辺について聞いておきたいわけでありまして。

○企画情報課長 鈴木智久君

まず、路線バス、三重交通バスについてでございますが、これは全体枠というのは、赤字の方というのは、大体横ばいで変わっておりませんので、蟹江町の90万円下がったのは、すれて飛島の方への負担に置きかわるような形になります。ですので、全体として負担経費が落ちたということではございません。

それと、あと巡回バスのこの件でございますが、今……

(発言する声あり)

今現在の福祉巡回バスでございますが、こちらについては、ここに書いてありますように、大型バスについてはNOx法の規制がかかりまして、そのまま使用することはできないと。その際の一つの考えとして、どうなんだろうというところに立ちまして、今現在はコミュニティ巡回バスとして、何とか皆様にご利用して、利活用、利便性のあるものにしたいという形でもって、何とか継続をさせていくつもりではございますが、やはり一つのきっかけとしてどうするのかというのは、今後の動きというのもございますので、そういう意味では、一つのきっかけになるのではないかとということで、一文言入れさせていただいたということでございます。

○町長 横江淳一君

NOx法の方のことも含めてご答弁をさせていただきたいと思います。

21年度にNOx法で今現在運行しております福祉巡回バスの方の使用ができなくなります。考え方としては、19年度から新たにトライをさせていただきます、今、福祉巡回バスの有効活用ということで、先ほど来も答弁させていただきましたが、蟹江町を近鉄を挟んで北、南をくまなく、商業施設、それから医療施設、それから駅も含めて、今、検討をやっているわけでありまして。

そんな中での長寿会とのかかわり等々ございますが、それは後の話といたしまして、それに今、2台のバスが運行しているわけですね。1台は29人乗りの大型バス、もう一台は15人乗りのコンピューターバスであります。そんな中でのNOx法で、今現在の使用方法で2台の使用がいいのか、それともNOx法を機に、車両をもう少し小型化にして、細かいところまで施策を考えた方がいいのか、それとも全般見直して、ワンコイン、ツーコインでどこか委託業者へ出して、アウトソーシングするのがいいのか、この方法を考えるという、そういう意味であります。

最終的には、福祉政策を見直すということではなく、巡回バスのあり方としては、私は蟹江町にあるべきだというふうに思います。私の考え方としては、廃止をするというふうには今の時点では思っておりません。ですから、やり方としてどういうふうにするのかということも、車種も含めて検討するということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

それで、特にその中で考え方が一つありますのは、福祉センターの使い方であります。まさにおっしゃるとおり、この福祉センターというのは藤田町長さんがつくっていかれました。そして、使用方法も、若干その当時の考え方とは実はちょっと違う使い方をされているというのはもうご存じでありますね。老人クラブの方が独占という言い方はもう避けますが、ほとんど使っておみえになります。そうすると、ほかの町民の方が使おうとしても、その場所はもう使えなくなってしまっている、そんな声が実は町民の皆さんからいただいております。

特に、団塊の世代の方が蟹江町に見えたときに、その時間帯は、では我々は使えないんですかといって言われたときに、均等な住民サービスを行うには、ちょっとこれは不適切な使い方ではないのかなという視点に立ったときに、今現在、あいている部屋もあるんですよ。それで、アサヒサンクリーンが撤退をさせていただきます。そんな中で、次の使い方をどうするかということも含めて、社会福祉協議会と一緒に考えて一つのこれは材料になっていると思います。

今、9時から何時まで使っていますか、2時ぐらいまで使っていますね。その使い方これから検討していきたい。長寿会の使い方として、長寿会はここを使ってください、一般の方はここを使って、おふろに入ってゆっくりしてください。いろいろな考え方があるというふうに思います。そういう意味での福祉センターの使い方を再度考えてみる必要があるのでは

はないのかなということで、ここに掲げさせていただきました。ご理解をいただきたいと思  
います。

○11番 小原喜一郎君

確認ですけれども、先ほど、つまり飛島村さんが持ってもらったということだな、90万円。  
そういうことだね。

(発言する声あり)

いいや、そこで「うん」だけで。そういうことだな。

それで、それはそれで結構ですが、長寿会との関係でございますね。これだけはちょっと  
確認しておきたいわけで、もう一度はっきりしておきます。町長の考え方を聞かせてもらっ  
たんですけれども、制度廃止を第一に検討するということは、これはちょっと文章をちょっ  
と改めてもらった方がいいですね。ちょっと誤解しやすいですよ。これ、制度廃止というこ  
とになると、これ、巡回バスそのものの制度廃止のように受け取れてしまうもので、直して  
いただければありがたいなというふうに思うんですけれども、誤解を受けますよ。

それで、今の町長の考え方に沿ったちょっと質問をするわけでありましてけれども、そうい  
う福祉センターの使い方の見直し、その過程での長寿会のバス送迎の廃止ということになる  
と、少し意味が、長寿会の皆さんが受けとめる意味が変わってきますので、単にバスの問題  
じゃない。長寿会の皆さんは、あそこを朝9時から2時まで、ほぼ独占的に使っておるわけ  
ですから。しかし、昔はもっとだったでしょう。私は、昔は厚生委員会の副委員長なんかを  
やっておって、委員長の代理であいさつに行ったことがあるんですけれども、ほとんど終日  
使っていました、交代でですね。そういうことが昔はそうでしたけれども、今はそういう観  
点があるから、今は2時からですか、この前までは3時からでしたか、一般の方々に入浴し  
ていただくという方向にされたと思うんですね。体育館は、もっと違った使い方をしてい  
るというふうに思うんですけれども、だから、そういう点からすると、これを改めるというこ  
とになると、今度は老人クラブの方はこれはまた決定的に考えを新たにしなければいかん  
と思うんですよ。そういう点では、この間、単に課長が来て、送迎バス廃止の問題だけで答  
をしたそうですけれども、根本的な問題を提起して、ちょっと話し合う必要があるのではな  
いかというふうに思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

○町長 横江淳一君

昨日の説明につきましては、福祉巡回バスのあり方の説明をさせていただいただけであり  
まして、福祉センターの使い方を説明してくれというのではありませんでした。

(「送迎、送迎」の声あり)

ええ、ですから送迎の件も一緒です。話を大きくすれば、当然福祉センターのあり方、そ  
れから憩いの家の分館のあり方も、すべてこれは行革の見直しの中に入るわけでありませ  
ん。

そんな中で、今現在、長寿会が行っていただいております9時から2時までをではやめて、



それはだめですよという、そういう考え方じゃなくて、今までのあいている部屋の有効活用、あるわけですよ、現実に部屋が。そして、今度、アサヒサンクリーンさんが撤退されます。今度部屋がまたできるわけですね。それをどうするかということも含めて検討すると言っているわけで、今現在のことを変えることについて、何でも反対とかそういうことじゃないんです。もう少しご理解を賜りたいと思います。

わかっているとは思いますが、やはり変えるということは非常に勇気が要るんです。議員の皆さんにも、これ、協力いただかないと、これはできないことなんですよ。小原さん一人が「いや、もうそんなことはけしからん」と仮におっしゃっても、皆さんの民意が「いや、それはやるべきだ」と言えば、多数決になってしまう、これが民主主義ですね。それはご理解いただいているわけですね。でしたら、福祉センターの使い方についても……

(発言する声あり)

聞いてください。福祉センターの使い方に関しても、皆さんと一緒にやってやるということとは最初から言っているわけです。もう20年来、同じような使い方ではなく、もう少しすると一般の人が、団塊の世代の方がいっぱいあそこへ集まる。おふろへも入りたい。そういう方をどうするんですかと言われたときに、では考えなければいけない。そういう観点で、私はこの廃止という言葉は、これは不適切だったと思います。見直しということにこれは変えていきたいと思しますので、理解をいただきたいと思します。

○11番 小原喜一郎君

11番 小原喜一郎ですが、それでですね、町長、あえて27ページに長寿会の独占利用の廃止というものがあるもんだから、それで私は、これはもう次の福祉費の方で質問した方がいいかもわかりませんが、たまたま長寿会のバス送迎廃止があるもんですから、それで私はひっくり返して考えると、これは根本的に長寿会の皆さんの使っている内容は根本的に変わっていくと違うのかなという心配があるもんですから、聞いておるんですよ。

だから、これは単にバス送迎の問題だけの問題じゃないと思うんですよ、この書き方は。長寿会の独占利用廃止ですからね。だから、その辺のところ、ちょっとひっくり返して考えると、ちょっと根本的に様相が変わってくるので、だったら長寿会の皆さんとこのことを含めて話し合われたらどうですかということを行っているわけで、けしからんと私、言っておるわけじゃないですよ。だったら、そういうところを含めて話し合ったらどうですかと、こう言っているわけで。

○町長 横江淳一君

言葉じりがちょっと強いですね。これは、独占利用、そのことだけをとれば、確かに9時から2時までは独占的に使っているという、そういう書き方を、すみません、行政用語で非常に強い言い回し方になりましたが、「使い方を検討したい」というふうにした方がよかったですね。

それについては、私の言い方が悪かったのか、十分これは19年度に検討させていただく課題でありますので、ご理解をいただきたいと思います。話し合いの場所は十分持たせていただきます。よろしくお願いします。

○12番 中村英子君

12番 中村です。

51ページですけれども、町界町名の設定推進事業というところではありますが、今年度予算がほとんどないに等しいふうになっております。これについても再三質問をしているところですが、ことしは仕事をしないということになっておりますね。ことしは仕事をしないんですかね、この部分については。まずそれをお伺いしたいと思います。

○企画情報課長 鈴木智久君

仕事をしないというわけではございませんので、仕事は十分させていただくつもりでおります。まず、そこまででよろしいでしょうか。

○12番 中村英子君

いつもこの事業について、何度も言っているし、疑問に思っておるんですけれども、何か来るまで待とうホトトギスみたいな、来たときやればいいわというのが町の姿勢。

それで、これも去年、代表質問のときに、「あなた方、町内会任せで、何十年かかってやる気」というふうに言いましたけれども、町長は「決してそんな町内会任せにしておるつもりはない」というふうに、答弁としてはよかったですけれども、実際にはこれ、もう今年度入ってきてないんですよ。

それで、聞くところによりますと、富吉と、それからグリーンハイツですが、何かアンケートをとって、町の方に提出したということだけを聞いたんですよ。そして、あとは町がやってくれるかやってくれんかはわからんというふうに町内会長言ったんですけれども、その辺のところですが、どういうふうに意思の疎通を図りながら推進しようという気があるのか。町内会長さんの方は、町に任せたから、あとは町が何とかしてくれるだろうって言っているんですよ。それで、町の方は、町内会がまとまってからやるだろうと言っているわけ。それで、こういうふうに全然ことしは仕事なくていいみたいな、これ、もうちょっと推進するためにどうしたらいいかということをやって、推進してほしいんですよ。

これ、ことし1年間、もう来なかったら来ない。来年来なかったら来ない。何年間もやりません。仕事はしたいと言っておるけれども、やれないのかね。だから、その辺をもうちょっとあなた方、うまくやってもらえませんか。どうですか。

○企画情報課長 鈴木智久君

言われるように、先般、富吉地区の方へ私、伺いをしました。というのは、富吉グリーンハイツと富吉町内会の方である程度の意見の合意を得たと。そこでやっていただけないかというようなことの要望がございましたので、出向いて、まず基本的に代表質問されたように、

20区画をまず基本です。基本に考えておるといことと、あと姿勢としましては、皆さんの住民の方の盛り上がりをもって、同意をもって、町界町名を進めていくということで、町が主導でやるというような基本的な方針はございませんが、ただ、その中で、富吉の方からも出たんですけれども、町内会単位で区切りますと、もともと町界町名設定の区域というのは、普遍的な施設、要は道路であるとか、鉄道敷、河川敷でもった一団の区域をもって町界町名をします。今回の富吉グリーンハイツ、富吉町内会の場合ですと、どうしても区域の町内会割りがいびつになっておりますので、道路もないところで変更すること自体が、まず町界町名の意味がそこでなくなってしまうんはないかというところからお話を申し上げたところでございます。

それで、どうしてもやはり区域内に温度差は生じてまいりますので、その場では言わなかったんですけれども、以前にもお邪魔をしまして、どのような形でもってやったらいいのかという、またどのような変更になるのかというのは、住民の方を前にして説明をさせていただいております。

方法としては、同じ、何回も述べますように、80%以上の同意をとってくださいと。方法としては、各そこになった、各町内会の方々、町内会長さんが主体となって、一体となってやっていただくと、基本的には室のパターンですね。あの辺を見払っていただいていたと、スムーズにいくのではないかなというところのお話はさせていただいておりますが、結果として、その辺のところうまくいってないということで、先日に至ったわけなんです。

それで、私としまして、全く、ですからもう応じないというわけではなくて、やはり町としても、町内会の方へゆだねる以上、やはり囑託委員会等4月にございますので、その中で一度お話をさせていただき、またすべての出た意見が消化できるというものでもございませませんが、その中でどのような方向を持っていくのかというのは、町界町名の設定委員会の方に図って、今後、その辺の全部を含めて進めていきたいというようなお話をさせていただきました。

ですので、今は物理的には、それはちょっと2つの町内会で切るということ、それに対しては、本来の町界町名の趣旨から外れますので、それはちょっとできませんということは申し上げます。

以上でございます。

○12番 中村英子君

どういことを持ってきているのかについては、私、話を聞いてないもんでわからないんですわ。その中身はいいんですけれども、いつも答弁不思議に思うんですけれども、この事業というのは町の事業なんですよね。町内会の事業なんですか。蟹江町の事業でしょう、これ変えていくというのは。推進していくというのは。

そこで、町内会長さんというのも、役員さんというのも、1年とか2年で交代するんですよ。だから、まとめて取り組みと言われても、長い間サラリーマン生活していて、退職して、ちょっとあいたから、町内会長さん引き受けていいですわというような方々、やってもらいなんですけれども、そこをまとめてくれるまでやってくれというところまで持っていくこと、非常に難しいんですわ、地域によっては。情報不足と手段がよくわからないとか、いろいろそういうことあるわけ。持っている情報は全然違いますよ。

だから、私は今、これは町の事業なんだから、まとめて推進するには、あなた方がリーダーシップをとってやってもらわないとだめなんです。特に、新旧の住民がいるところ、舟入みたいな1カ所にずっといるところは、まあよろしいですけども、新旧の住民がいるところというのは、なかなかそれ、まとめてくださいと言ったって無理ですよ。だから、これ、10年間あなた方は来るまで待とうで待っておったら、行政レベルが下がるわけ、それで。今どき大字、小字でやっているところで、どこが一体あるんですか。非常に少ないですよ。郡部ですよ、本当に。

だから、もっと足腰入れて、リーダーシップとって、推進してもらわなければいけない。今年度、こんな予算では困りますので、ぜひとも心を入れかえて、取り組むぞということでお願いをいたしまして、終わります。

○2番 加藤正雄君

2番 加藤正雄です。

37ページの真ん中のところの退職手当組合負担金1億5,800万円、またその下の退職金手当組合の特別職727万円とございます。この件については、二、三日前の中日新聞の尾張版の1面にトップ記事で出ておりました。「首長の退職金ということでありましてけれども、知事とか市長の退職金は多過ぎる。私も要らないから、知事や市長もあきらめてもらいたい」、昨年4月の経済財政諮問懇談会で、会議で、小泉純一郎首相はこう述べたと。全国には、行財政改革を進める中で、首長の退職金の減額や廃止をした自治体もあると、このように報道されておるわけでございます。

尾張の西部での首長の退職金では、蟹江町が一番多いわけですね。約2,000万円という退職金でございます。こうしたことを思いますと、1期でやめられると1年で500万円。大変な金額でございますけれども、この点について、町長はどのような考えを持ってみえておるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○町長 横江淳一君

大変突然な質問で、頭の中は何も考えておりませんが、加藤さんがおっしゃられるのは、500万円が高いか安いかわかるということだと思います。これが1,500万円でも、では高いか、1,000万円でも高いか、4,000万円でも高い、それ、人それぞれだというふうに思っております。

私もまだ2年余りであります。今、新聞を読みまして、この金額をと言ったとき、にわか  
に人から電話が数件かかりました。「いいよな、たくさんもらえて。何もやらんでもらえる  
んだもんな」というのは非常にショックでしたね。非常に残念な電話だったんですけども、  
高い低いかについてのコメントは、私はちょっと避けるべきだと思いますが、首長として、  
町民の負託を受けて、自分の任期中精いっぱいやった成果がこれであったという納得がいけ  
るような仕事をしたいなというふうには思っております。

そして、仮に1期でやめるのか、それともどうなるのか、これは私ども、今考えるべきこ  
とではないと思っています。今現在与えられた4年の中で、一生懸命町民の負託にこたえる  
ようにやっていきたい。その額がこれである。最終的にこうであれば、皆様方にお認めいた  
だければ、これはこれで粛々と受けとめていきたいな、そういうふうには思っておりますので、  
よろしく願いいたします。

○2番 加藤正雄君

そうしますと、町長自身は、この退職金については、今、お答えがなかったわけでありま  
すけれども、やめるとか、辞退するとかというようなことはないわけですね。ないわけです  
ね。

行政改革が今叫ばれているところでございますので、そうした観点からも、町長みずから  
その辺のところをきっぱりと町民にお訴えなされば、さらに行政改革が進むのではないかと、  
私はこのように思うわけでございます。ご要望申し上げます。

○副議長 横江正己君

他に質疑がないようですから、2款総務費を終わります。

続いて、3款民生費、76ページから99ページまでの質疑を受けます。

○11番 小原喜一郎君

11番 小原喜一郎でございます。

1つは、81ページですね、2つの繰出金がありますね。老健と介護管理特別会計の繰出金  
があります。合計で3億円を超えるわけでありましてけれども、それと国保の繰出金が2億円  
を超えていますね。それで、行財政改革、国保の繰出金については別にいたしまして、介護  
と老健、これは蟹江町の場合は特種ですね。行財政改革があるわけでありまして、この辺  
は一遍改革の項目に入れていただいて、検討する必要があるのではないかと。毎年3億円前後  
のお金がこれ、遊んでいるわけですよ。一定のところまでこっちの会計に貸して、戻しても  
らうわけですからね。そういう点でいうと、これはやっぱり改革の一つとして入れるべきこ  
とではないのかなと私、思うんですけども、いかがなものでしょうか。

それから、2つ目であります。心身障害者扶助料ですね。これは集中改革プランの5ペー  
ジになるんですけども……

(発言する声あり)

4ページですか。そうですね。4ページですな。

それで、私、ここで伺いたいのは、特に4段階を3段階に整理するというふうになっているんですけども、これではどうなるのかちょっとわからないんですよ。しかし、こっこの隣のところを見ますと、1,115万6,000円の節減になるというふうになっているんですよ。ということは、相当の改革といいますか、変更するんじゃないかなと思われるんですけども、ちょっと内容を聞かせていただけませんか。この2点だけ。

○民生部次長・福祉課長 斎藤 仁君

お答えいたします。

まず、予算書の81ページ、中段よりちょっと下ぐらいですか、老人保健の特別会計繰出事業とその下、介護保険特別会計への繰出事業の件でございます。

小原議員ご指摘のあったように、なかなか私ども、県も含めていろいろお話し合いをさせていただきながらも、改善いただけない部分がまだまだございます。そういった部分のところとはこれは別口で、年度の当初のところ、おおよそこれぐらいの医療費がかかるであろうというところの法定負担分という格好で繰り出しをお願いしておるところでございます。

その下の介護保険につきましても、同様に、町の法定負担といった12.5%プラス事務費の関係で、町が負担しなければならない組合の負担金等、そういったようなものでございますので、合わせて3億円以上のお金が遊んでおるわけではございませんので、よろしくご理解のほどいただきたいと思っております。

補正で出てきた部分については、そういった部分で、老健の関係でございますけれども、いろいろご指導といいますか、お話し合いをさせていただきながらも、なかなかご理解いただけない部分について、ご無理をお願いしておるところはございます。そこらについては、こちらも苦慮しておるんですけども、なかなか私どもだけではできないということで、県の方を通じて、なかなか改善に向かっていないというのは、力不足でもございますけれども、ご理解のほどいただきたいと思っております。

それから、集中改革プランの4ページのご指摘をいただきました。これの考え方でございますけれども、まだまだこれは素案という格好で、4段階を3段階にですとか、重複認定といったものをやめたらどうかだとか、所得制限を導入したらどうかというようなことが1番から4番までいろいろ考えられております。こういったものは、こういった考えもあるのではないかとということで書かさせていただいたことでありまして、それで例えばの計算をすれば、1,100万円程度というふうなことが出てくるやもしれませんよということで、19年度は、ご承知のように、白丸で検討をさせていただく。これについては、まだまだこれからいろいろな方のご意見をお聞きしながら、英知を結集して、どういうふうにしたら一番いいのかなというようなことも含めて考えていくべきことではないかなというところの状況が今現在の状況でございます。

ただ、1,100万円ほどの削減というふうなことがありますけれども、ただ削減すればいいという問題でもございませんので、これは当然、社会的弱者の関係の部分でございますので、これを例えば支援費の関係の利用料の援助に充てたらどうかというようなことも、内容的には、ここには書いてありませんが、そんなようなことも内々では考えておるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ただ、まだ今現在は、こういったようなことをたたき台に検討を始めたいなということでございますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上です。

○12番 中村英子君

12番 中村です。

93ページの子育て支援ということに関連してお伺いをしたいと思います。蟹江町では次世代育成支援行動計画というものを平成17年に出しておりますね。その中の新しい取り組みとして、ファミリーサポートセンターということでやっていただきまして、これはやってもらっているところですか。

それから、また一時保育事業というものも、現実に、まだ取り組み数は、先ほど答弁ありましたように、1カ所で5人ということで少ないんですけども、一応は取り組みを始められている事業だというふうに思うんですが、この次世代育成支援行動計画というのは、17年から5年間ということを一応目途にして、新規事業もやっていくというふうなことでございますけれども、この進捗状況ですが、例えば子育て支援マップの作成だとか、それから虐待防止ネットワークの設置だとか、それからいじめ、不登校に対する相談体制の強化とか、ひとり親に対する情報提供及び相談体制の充実とか、いろいろ行動計画の中には取り上げられておりますが、この予算化ということが、最初に申し上げましたファミリーサポートと一時保育以外に予算化されているものが私は余りないのではないかというふうに思うんですけども、19年度において、次世代育成支援行動計画に基づいた予算化というものをしているのかどうかということについてご質問したいと思います。

私は、代表質問のときにも、町長の所信表明で非常にソフト面が弱いということを指摘しましたけれども、大切な重大な行動計画ができておりますので、その進捗状況に合わせた予算化の状況ということをお伺いしたいと思います。

○児童課長 佐藤一夫君

19年度予算の問題でございますが、今おっしゃった以外に、子育て支援というところで、新しい面の予算は特にはございません。ただ、児童の虐待ですとか、いじめですとかといったような点につきましては、今までも蟹江町サポートチームといたしまして、児童から老人まで虐待等あった場合に、関係部署が速やかに連絡調整をとり合って、対処するというものはございましたが、この点につきましては、要保護児童対策協議会というものをこの3月に設

置をいたしました。要保護児童等対策協議会でございます。

(発言する声あり)

はい。これは、愛知県の方から、県下全部の市町村に対しまして、特に児童相談センターの方が中心になって考えられたようでございますが、先ほど申し上げました虐待、いじめを中心にして、児童の保護を要するような問題が発生した場合に、速やかに対処できるようにという体制をとるようというのが目的でございます。

この構成メンバーとしましては、蟹江警察署、海部事務所の健康福祉課、それから海部児童相談センター、それから津島の保健センター、外部の機関では基本的にはこういったところが入っております。それから、内部におきましては、教育委員会、それから保健課、児童課、ケースによっては、そのほかに考えられる場合もありますが、そういったところが中心になって、問題発生した場合、あるいは問題まで至らなくても、相談等があった場合に、すぐに相談等を受けて、支援ができるような体制をつくっていくというような形で、実際には19年度に入ってから動くということになるかと思いますが、この年度末にも第1回目の会議を予定しているというところでございます。

それから、ひとり親家庭の相談等でございますが、この点につきましては、県の方もかなりここ数年のところではいろいろと施策をしているところでございまして、海部事務所の健康福祉課の中に母子家庭の方のための母子相談ですとか、それから就労の方の支援を主にしております就労支援の相談員、それから婦人相談員等々、何名かの相談員がおります。それで、相談等ある場合、当然、最初は海部事務所が窓口ではございません。私ども役場の方の児童課ですとか、福祉課ですとかといったところが最初に話を聞かせていただくわけですが、問題あり、あるいは何かの施策につなげることはできないかというような場合には、すぐにそちらの方と連絡をとり合って、やっているというのが現状でございます。

○12番 中村英子君

少しずつ進めていただいているところだとは思いますが。ファミリーサポートセンターも、受け持っていていただいている方は本当に一生懸命で、熱心に取り組んでもらっていますし、それから少しずつ援助会員ですか、預かってもいいよという人も、まだ少ないとは思いますがけれども、少しずつふえてきて、地域で困っている子供を助けようという機運もちょっと出てきておりますので、少しずつ私は前向きにはなってきているというふうには思っていますけれども、全体として、この育成支援ということは、ちょっと遅い部分もあるんじゃないかと思うんです。

この計画の中では、20項目ほどが新規としてやりますよということが挙げられていて、あと継続で、それに匹敵するほど継続的にやられていることもあります。そこで、町長にお聞きしますけれども、19年度ということになると、もうこれ、真ん中なんですね。5年間でおおむねやりたいという行動計画でありますので、構想や何かではありません。ですから、も



っともっと力を入れてやるべきだというふうに思うんですけども、この達成率というものの  
どういうふうに思ってみえるのか。力の入れぐあいですけども、お伺いをしたいと思いま  
す。

○町長 横江淳一君

ご指摘をいただきまして、ありがとうございます。まさに行動計画は出ております。それ  
で、協議会の立ち上げも、実はこれ、寂しいながら、県の指導がやはり強いということにな  
りまして、どうしても市町村が独自で自分たちの独自性を出すというのは非常に不得意な分  
野になっているのは、蟹江町だけではないというふうに思っています。

今、議員指摘のファミリーサポートセンターにおいても、実は立ち上げはしましたが、実  
質上、子育て支援センターとの兼ね合いが余りよろしくないのではないかとという関係で、私  
は別の場所へ移させていただき、それなりの環境をつくらさせていただきました。まだまだ  
結果としては出ていないのかもわかりませんが、担当に当たっていただいている方について  
は、本当に一生懸命やっていたという報告を実は聞いております。

そんな中で、達成率等々についての数字的なことですが、今現在どうだということ  
をお答えするのは、ちょっとまだ難しいことかも知れませんが、きちっとした目標を描  
き、そして19年度は何をやるのかということも、これも視野に入れてやらないと、結局は計  
画倒れの計画に終わってしまうというふうに思います。ですから、再度、今ご指摘をいた  
だきました点につきましては、計画を立てるべく目標をつくりたいというふうに思ってお  
ります。

達成率につきましては、もうしばらくお時間をいただきたいということをお願いをいた  
したいと思います。

○10番 林 英子君

81ページの介護予防生活支援事業の中でお聞きをいたします。

介護予防生活支援事業のところで、予算はわずか2万円しか計上されておられませんけれど  
も、現在、これは生ごみを出したり、それから地域にいらっしゃる人を手助けするというこ  
とで賄われている実態が多いんですけども、こういう人たちが本当に周りにいらっしゃる  
ということが、どれだけ地域の障害者なんか助かることかというふうに思います。こうい  
う人が大切ですし、たくさんの方がやっていたらいいということを聞いておりますが、わ  
ずか2万円しかのっていませんけれども、この実態を調べての予算なのかどうなのかとい  
うことと、こういうことをやっていたらいい方について、どのような方法で支払うことが  
できるのか。役場へ来て、どのような手続をして、こういう人たちにお金が回るのかとい  
うことと、もう一つは、もっと広報に載せられたらいいかなものかというふうに思います  
ので、答弁をよろしく申し上げます。

次に、2つ目は、87ページの乳幼児医療費の事業についてのところであります。

先ほども言いましたけれども、入院まで6年生になったということは、本当に一步前進したと皆さんに喜んでもらえていますが、それで回ってみますと、「何でここまで来たのに、通院もやってほしかったね」という声が本当に非常に多いということをまず申し上げたいというふうに思います。

それから、残念なことには、私はここに愛知県の今の実態を手に入れることができましたので、ここで報告しておきたいと思いますが、その中で、蟹江町は入院について償還払いなんです。償還払いというのは、とりあえず入院して、本当に大きな病気だと、二、三十万円、親戚に借りるか、貯金をおろしてでも払わなければならない。でも、今までは入院、通院、就学前の場合は現物支給で、そういうことが要らなかった。でも、今度入院については償還払いになっているということは、本当にみんなが使いやすいようにすることが一番いいことではないかと思うんですが、なぜ使いにくくしてしまったのかということです。

それから、本当に現物支給の方がそういう心配もなく、スムーズにいくのではないかとこの他の自治体を見ても、償還払いでなく、現物支給になっている。だから、蟹江が改めてなぜこんなふうに償還払いにしてしまったのかということが私にはわかりません。ぜひ子供の医療費無料化、中学校まで前進させる。そして、同時に入院も通院も、子育てが大事という観点でいえば、やるべきではないかというふうに思います。

介護予防の生活支援事業のことと、乳幼児の医療費のなぜ償還払いにしなければならないのか。もっともっと使いやすくすることが皆さんの一番大事なことはないかというふうに思います。その2つを聞いておきます。

○民生部長 石原敏男君

それでは、先に私から乳幼児医療の償還払いのことについてご答弁させていただきます。

これにつきましては、さきの厚生常任委員会でもご質問いただいて、お答えさせていただきましたけれども、その際には、資料もちょっと不足しておりましたので、具体的にご説明もできなかったかと思っておりますけれども、現在、愛知県で、それぞれ乳児医療については、県制度より拡大して行っている町村が大半であります。その中で、通院と入院と年齢が異なる自治体におきましては、償還払いをしているのが現実であります。これにつきましては、津島市においても、入院だけの適用の分については償還払い、それからあと南知多も、それから美浜町においても、これについてもやはり入院は通院より拡大されているということで、償還払いということになっております。

この制度をどうして償還払いにするかといいますと、やはり保護者の責任もあるし、また医師の方の責任も、医療機関の責任もあると思うんですけれども、やはり間違えて受給証を提示しますと、そのまま現物支給の対象で整理されるということが懸念されるわけです。そうした場合に、病院の段階で気がつけばいいんですけれども、私どもの方へ回ってきたときに、それが適用できないという、医師の方へ戻すか、直接個人にそのものを町へ

納めていただかなければいけないということで、大変仕事も煩雑になり、またその助成がしてもらえたと思って、2カ月、3カ月後になってから言いますと、もうそんな予定はしていなかったという言葉も出てくるというふうに思いますので、今回償還払いにさせていただきました。

特に、現在でも、特に乳児の場合の高額医療費の適用の場合でありますけれども、高額医療費の部分については個人が負担し、それ以上になった場合は保険が持つわけでございます。そんな場合に、直接もう個人にそのお金が戻っていますと、どうしても私の方で返還を求めたりなんかする場合がありますので、そんなときによくトラブルが起きているために、今回は拡大部分については償還払いという制度にさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

あとのご質問については、次長の方から答弁させますので、よろしく願いいたします。

○民生部次長・福祉課長 斎藤 仁君

81ページの中段ちょっと下ぐらいの介護予防生活支援事業の中の軽度生活援助事業の委託料が2万円というご指摘をいただきました。

これにつきましては、実態と申し上げますと、ご利用は今までございません。で、私どももいろいろ苦慮しておりますけれども、なかなか難しいところがあるようでございます。

これの利用の方法でございますけれども、一応申し込みをいただきまして、それで私どもがシルバー人材センターですとか、または社会福祉協議会の方のヘルパーさんですとか、そういったようなところをお願いをして、そこから出向いていただき、それをご利用をいただくという予定をしておるところでございます。

先ほど申し上げましたように、実態が今までございませんので、何とも申し上げられないんですけれども、つい先日、ちょっとお電話でご相談がありました。その方については、ケアマネジャーさんからのご相談だったんですけれども、そういった方がちょっとこういうふうで、一、二カ月、ヘルパーさんの都合でなかなか朝晩、朝に今、ごみを出していただくわけですけれども、朝晩じゃなくて、昼間、12時近い時間になってしまうので、ごみがどうしても出せないような状況になる。何とかならんかというご相談があったわけです。私どもは、こういう制度がございますので、一度お話し合いをしていただけますかということで、ヘルパーさんには使用の申し込み方法からおよその料金までお話をさせていただきました。これがつい先日でございますので、今年度あるやもしれません。そうしますと、適用第1号という格好になるわけでございます。

そういったような関係でございます、2万円ということで、これは人数的にそんなに多くないというのが見込まれておりますので、こういった金額になっておるところでございます。

また、広報につきましては、また福祉の関係の部分がまた特集号みたいな格好で出してい

きたいなということは考えておりますが、7月からの機構改革も含めて、これは大々的に一度出していきたいなというふうに考えておるところでございます。その中で、いろいろと広報に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○10番 林 英子君

この今の生活支援事業なんですけれども、シルバー人材センターの人に頼むか、ヘルパーさんに頼んでやってもらって、その人たちが申請すればやるということで、地域で今、お手伝いしていらっしゃる方には、そういう実態があるけれども、払われないということですか。これはどういう仕事をした人にそういうものが払われるんですか。

仕事の内容は、予防生活支援事業というふうに書いてありますけれども、軽度のというふうに書いてありますが、仕事の内容は、今、シルバー人材センターかヘルパーさんのやることしか、そういうお払いができないということですか。それは、ごみ出しなど頼んだとか、地域の人が手伝いということは、あくまでも手伝いで、それを申請しない限り、出ないということですか。教えてください。この内容です。

○民生部次長・福祉課長 斎藤 仁君

介護保険事業なんかでヘルパーさん来ていただいたりはするわけですが、ヘルパーさんの仕事の内容で、例えば今言われたようなごみ出しですとか、庭の草むしり、それから簡単な棚つりみたいなこと、棚をつったりとか、そういうようなことは、これは介護保険上は認められておりません。そういうふうなことがどうしても必要な方も中にはお見えですので、そういったような方に対しては、こういった軽度生活援助事業といった制度がございますので、こちらをご利用いただく。それは、ご本人さんなり、先ほど言いましたが、ケアマネさんでも結構でございますが、そういったようなことで、役場の方に申し込みをいただきまして、申し込んでいただいて、それで内容を審査して、これはシルバーさんの方でいわゆる大工さんみたいなことをやっていただいた方がいいのかな、草むしりをお願いした方がいいのかなというふうなことをよく検討させていただいて、こちらの方からお願ひをする、契約をしてありますので、委託をするという格好になります。

ですから、ご近所の方がボランティアで近所の、隣の高齢者の方なんかのお手伝いをされておることについては、それはそれで、もうとてもありがたいことございまして、地域でみんなを支え合うということは、これは町長従来から申し上げておりますように、自助、互助、公助、上手にかみ合っておるところの一部ではないかなというふうに考えておるところでございますので、よろしくお願ひいたします。

○副議長 横江正己君

質疑の途中でございますが、暫時休憩します。

(午前11時55分)

○副議長 横江正己君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○副議長 横江正己君

3款民生費ですね。

○11番 小原喜一郎君

11番 小原喜一郎でございます。

ちょっと林さんと打ち合わせ不十分でして、私が林さんの分をやってしまったような関係で、1問だけで終えていますので、あと2回権利があると思いますので、やらせてもらうわけではありますが、先ほどの心身障害者扶助料の問題について、ちょっと引き続き言わせてもらいたいというふうに思うわけであります。

それで、先ほど申し上げましたように、具体的に1,115万6,000円節減できるんだという積算がされておるわけですね。そういうことは、一定の案があって、そのもとでの積算がされておると思うんですよ。

私は、先ほど障害者自立支援法の法律ができて、そうした中で、障害者の皆さんの自己負担が大変になってしまったんですよ。政府は、世論的に随分押し込まれて、これはいかんということ、少し是正する方向なんですけれども、それでも大変なんですよね、自己負担の問題が。そういう点で、そういう中で、町も追い打ちでわっと削ってしまうということはけしからんじゃないかという気持ちがあるんですけれども、それで聞いておきたいんです。具体的にここまで積算がされておるということは、具体的な案があるのではないかとということで伺いたいんです。それが1点ですね。

それから、子ども会の補助金ですけれども、これは集中プランの44ページに載っていますけれども……

(「集中プランに集中的に質問が」の声あり)

そうですよ。メモしておるんで、私は集中プランで当面町の考え方がここに出されていますので、それで聞いておるわけではありますが……

(「予算書でやってくださいよ」の声あり)

どうということ。何言いたいの。

○副議長 横江正己君

静粛に。

○11番 小原喜一郎君

何が言いたいんですか。

(「何ページに載っておる、それは」の声あり)

何ページに載っておると今、そう言ってなんだ。44ページですよ。

それで、子ども会については、これは社協と話し合わなくてはいかんというふうになって書いてありますね、ここに。しかし、18年、19年の黒印になっていますので、ここで補助金カットを実施することになるんじゃないかというふうに思うわけではありますが、社協との話し合いをするということがこれ、従来の慣例でそうになっているのか、町が勝手にそう思っているのか、ちょっと聞いておきたいんです。その2つ。

○民生部次長・福祉課長 斎藤 仁君

お答えいたします。

具体的にどうかと言われますと、これもそのとき、こういった検討事項の中でこれぐらい見込めるかなといった、ただ単なる積算でございまして、こういうふうにしたいから、こういう金額が出てきたというものではないと先ほど申し上げたとおりでございますので、確たる根拠はまだ何もございませんので、よろしく願いいたします。

○児童課長 佐藤一夫君

子ども会の補助金の件でございますが、これは社会福祉協議会からも子ども会に補助金が出ておりますので、そういった意味で、子ども会を運営していくのに、財源をどうしていくかというところを社会福祉協議会も当然考えておるところだと思います。その点で、町と社会福祉協議会と協議の上というふうで書かさせていただいたことでございます。

○11番 小原喜一郎君

ということは、町がまだ勝手に思っていることで、社会福祉協議会との話し合いは具体的になっていないわけですね。社会福祉協議会からも補助金が出ているということで、町から見た場合に、両方から出ておって、出過ぎと、こういう見方があって、そういうふうな考え方があるんじゃないかというふうに思うんですけれども、それは町が思っているだけで、話し合いはまだされていない、いるかどうかということを聞いたんですよ。

それから、1,156万幾らでしたかな、そういうまできちっと計算されておって、それはぽこっとこのくらいあるんじゃないかということだけれども、そんな見え透いた答弁ないですよ、私に言わせれば。ですよ。これ見てみると、1,115万6,000円となっているでしょう。こんな積算は、一定の案がなければ、それは出ないですよ。何もなしでぽこっと出すなんていうことは考えられない。

だから、実施するのは、これ、20年度、再来年度やるわけでしょう。ですから、19年度中に検討してしまっ、再来年度の予算案にはもうのっかってくるわけだからね。この計画からいうと、黒印はもう実施予定というふうになっているわけですから、ということだから、その辺のところは、事前に議会もそういうことの討論に加わらせてくださいよ。教えてくださいよ。

○副議長 横江正己君

答弁要りますか。

○11番 小原喜一郎君

教えてください。

○民生部次長・福祉課長 斎藤 仁君

一応、この集中プランの方には白い丸が3つと黒い丸が1個載っておりますが、また19年度でどのように変わるかもわかりませんし、今現在、これを作成した時点での実施検討をしておき、20年度には実施を予定したいなという程度のことでございますので、それぐらいのことだというふうにお考えいただきたいと思います。

また、そういったようなことになれば、これは当然重要な事項でございますので、議員の皆様方にもきちんとお示しをし、ご理解いただいて、また同時に対象者の方についても十分広報、説明させていただいて、周知徹底しながら行っていくべきものであるというふうにご考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○児童課長 佐藤一夫君

子ども会の社会福祉協議会との話し合いという件でございますが、まず19年度につきましては、蟹江町の補助金を少し減額させていただいて、来年度以降、また再度検討させていただくというふうに考えております。

(「話し合いはしているのと聞いているわけ」の声あり)

○民生部長 石原敏男君

20年度以降につきましては、ここにも書いてありますように、関係団体と十分協議していく必要があるということで、まだこの辺については協議はしてございませんので、決める段階では、それぞれ社会福祉協議会とも協議して、内部的には決定をしていきたいというふうにご考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○2番 加藤正雄君

2番 加藤正雄でございます。

87ページが一番上の乳幼児医療費事業費ということで、1億1,700万円と出ております。この乳幼児医療費につきましては、代表質問等でも多くの方が少子化対策の一環として訴えてみえております。19年度予算の中でも、予算の無料化、拡大と、入院においては小学6年生まで計上など、子育て支援の充実に取り組んでおられることは評価いたします。

この乳幼児医療費につきましては、町長の公約でございます。小学6年生まで乳幼児医療費の通院費を含めた拡大ということで、町長は公約をされているわけでございます。野党、また与党にかかわらず、多くの方が町長の選挙公約を訴えているわけでございます。

選挙公約というのは、町長にお聞きしたいんですけども、町長は予算がないとかいろいろなことを、拡大が大変だとかおっしゃいますけれども、町民と約束された選挙公約でありますので、これは実現していかないと大変なことだと思います。約束ですから。それをやらずに、国や県がやられるのに乗っかっていくというのは、選挙公約からいけば、本当に町民

の約束を破ることになるんじゃないかなと。

そういった意味では、小学校6年生までの入院医療費の無料化を19年度において段階的にできないかなと。これも前々から私、申し上げているところでございます。小学3年生まで、そして小学校6年生までと、こういう形で進めたらどうかということを申し上げてきておるところでございます。そうした点を町長はどのようにとらえてみえておるのかなと。選挙公約を何かのスローガンか目標ぐらいに置いてみえておるんじゃないかと、このように思うわけですけども、町長のお気持ちを、ご見解を聞きたいと思います。

○町長 横江淳一君

再度ご答弁をさせていただきます。

代表質問にもお話をいたしましたとおり、平成17年4月2日に町長職を任せられてから、私の公約といたしまして、小学校6年生までの入院、通院に対しての医療費の無料化を検討するというので、私は前向きに検討をしてみいました。その中で、段階的にやれるのか、それとも一気にそこまでできるのかをもうしばらくお時間をいただきたいということは、再度議会でも答弁をさせていただいたと思っております。

そして、今回も代表質問、そして別の委員会等々の中でも、予算の推移を見ながら、これはもう確実にやらせていただかなければならない。そして、私の任期中には必ずやらせていただきますということを先回も申し上げたというふうに思っておりますが、決して選挙公約を私はむだにしているわけだとか、選挙公約を無視しているとは思っておりません。皆さんと一緒に入ってくる財源を確保しつつ、その時期になれば、段階的に3年生までやるのか、それとも6年生までやるのか、それを我々のところでもうしばらくお時間をいただきたい、そういう答弁はさせていただいた記憶はありますが、やらないということは一言も言っておりませんし、先般、どなたの議員のときだったでしょうか、代表質問のときです。やらせていただくということでご答弁をさせていただいておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○2番 加藤正雄君

町長は、昨年でしたか、19年度の前半ぐらいでこの公約実現を図っていききたいということをおっしゃってみえておると思うんです。そうした観点からいけば、予算がないとか何とかとおっしゃいますけれども、そんなことはもう町民は百も承知で知っておるわけですよ。百も承知で。

(発言する声あり)

そうでしょう。それが公約ですもの。その実現もせずして、それを……

(「まだ2年ある、任期は」の声あり)

任期はまだ2年あると、そういう声であります。既に2年過ぎました。そういう観点からいけば、これは心配です。5つの公約を早く実現できる方向に町長は持っていった



きたい。再度町長の答弁をいただきたいと思います。

○町長 横江淳一君

大変ご心配をいただきまして、ありがとうございます。19年度中にやるということは、実は私、一度も申し上げておりません。自分の任期中に必ずそれをやるということは言いましたかも知れませんが、19年度冒頭に6年生までやるという断言した覚えはありません。ただ、そう言うと、それだけを端々をとって、「ああ、やらないのか」、またそういうふうにとられると非常に困りますが、再度申し上げますが、19年度、6年生までとにかく入院をやらせていただきます。これは本当は通院もやりたかった。しかしながら、歳入の関係がまだはっきりいたしません。そんなときに、我々としては、いち早く20年度にそれが実現できればいいのかな、そんな答弁は今回させていただいた。

もう十分加藤さんおわかりになって、今、聞いてみえるわけでしょう。ですから、再度申し上げますが、やらないと言ってないです。やります。私の4年間の間に必ずそれはやらせていただきますが、皆さんのご理解が要るわけです。町民の皆様方がお待ちになっていることは十分わかっておりますが、しかし、蟹江町の財政を、例えばそれのみが子育て支援だというふうに私は思っておりませんし、誠心誠意をもって必ずやらせていただきますので、もうしばらくお時間をいただきたい、そういうことを申し上げておるわけでありませう。

○2番 加藤正雄君

町長、前向きな答弁、ありがとうございます。

私も、町長に最後の質疑をしておるわけでございますので、最後のお土産でございますし、お願いでございますので、どうぞしっかり子育て支援に対して、乳幼児医療費の無料化実現できる方向へよろしくお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○副議長 横江正己君

他に質疑がないようですから、3款民生費を終わります。

続いて、4款衛生費、100ページから117ページまでの質疑を受けます。

○10番 林 英子君

109ページの上から3番目、妊婦・乳児健康診査委託料のところでお聞きをいたします。

今、国会でも問題になっております子育ての問題で、妊婦さんへの検査の回数をふやせ、そういうふうにならされております。ここで課長にお聞きしますけれども、厚生労働省雇用均等、それから児童家庭局の母子保健課長から「妊婦検診の公費負担の望ましいあり方について」という通達が来ていると思っておりますけれども、来ていますでしょうか。課長さん、伺います。

その中に書いてありますのは、「母体や胎児の健康を確保を図る上で、妊婦健康診査の重要性、必要性が一層高まっている」、その文書の中にこのように書いてあります。そして、

「積極的な妊婦健康診査の受診を図るため、自治体における公費負担の充実の必要性が指摘されている。19年度地方財政措置で妊婦健診も含めた少子化対策について、総額において拡充の措置がなされ、各市町村において妊婦健診に係る公費負担について、相当回数の増が可能になる」、そういう通達が来ております。

これを見てもみますと、公費負担の考え方について、「妊婦が受けるべき健康診査の回数は、13回から14回程度が望ましいとされている」、このように書いてあります。そして、健康な妊娠、出産を迎える上で、最低限必要な妊婦健診の時期及び内容については、「少なくとも次の5回を公費負担の実施することを原則と考えられる」、そういう通達が来ております。

蟹江町は現在、2回です。この通達を踏まえて、蟹江町でも妊婦さんについて診査の回数をふやすべきだなというふうに思われたというふうに思いますが、この中でも、そのような委託料の金額が見られません。これから本当にこれが大事だと思いますけれども、これから蟹江町でどのようなことがされていくのかをお聞きしておきます。蟹江町は現在、2回です。

○保健課長 西川和彦君

まず、厚生労働省の雇用均等児童家庭局母子保健課長から平成19年1月16日付で各町村、都道府県を通じてファクスで回っています。それ以外にも、県の医師会長から、2月28日に妊婦健診の回数の要望書も来ています。その中に、林議員が言われたように、基本的に5回、公費負担を原則であると考えられるという文面もありますが、回数と健診料につきましては、海部地区の保健医療部会、これは2市6町村の首長と海部医師会と協議する場があります。その中で、担当課長レベルでもこの文書ももらいまして、19年度に健診の回数及び金額について、2市6町村の財政状況の温度差はありますが、その中で首長と医師会がよく協議して、実施したいということを行っていますので、その中で協議していきたいと思っています。

以上です。

○10番 林 英子君

例えば、先ほどのように、各町村に合わせていなくても、蟹江町はたったかたつたかと保育園の延長保育料も取っていることです。ああ、蟹江町いいことやるなど、今度の入院費も含めて、今、言われているときですし、今、5回は当たり前。今、江南などは10回、東海市は14回、しかもお産した後、また診るというふうにきちっと方向づけがされております。これは本当に少子化の問題、特に働く婦人が多くなった中での健康診断の必要性を県も国も訴えた中での通達だというふうに思います。ぜひ蟹江町でも早急に実現できるように頑張っていたきたい、そのように思います。よろしくお願いします。

○12番 中村英子君

12番 中村です。

妊婦さんの話が出ましたので、ちょっと一言言おうかなと思ったんですけども、たまた

まうちの娘が、最近の話ですけれども、保健センターに母子手帳をもらいに行きまして、名前がね……

(発言する声あり)

ありがとうございます。名前が違うので、別に私の娘だというふうに思ってみえなかったと思うんですけれども、彼女が母子手帳をもらって、帰ってきて言うには、物すごく保健センターの受付の人は対応がよかったと。物すごい対応がよくて、あんなによく言ってくれたことはということで、すごく言っていたんです。

何か初めての妊娠だもんですから、その受付の方が、不安なことや心配なことありませんかとか、あったら保健師をすぐ呼びますのでとかという感じで、もう本当にいい対応をしていただいたというふうに言っておりましたので、保健師の皆さんも、常日ごろから私も思っておるんですけれども、本当に地域で難しい家庭があるにもかかわらず、よくやってくれる方が本当に私は多いので、これは西川保健所長の指導のたまものなのか、伝統的なのか、そういう本当にいい仕事をしてくださるといふ雰囲気があるもんで、そのことを一言言っておきたいし、また先ほど申し上げたファミリーサポートセンターの女性の方も、仕事をしている女性の方もそうなんですけれども、すごくところどころにきらきらと光るいい仕事をしてくださっている女性の方がたくさんいるもんですから、やっぱり代表質問でも女性問題について言いましたけれども、女性が生き生きとして仕事ができる、また対応もそんなふうに気持ちよくやっていただけるということは、本当に素晴らしいことなので、ぜひこういう部分を大きくふやしていただけたらなというふうに思います。本当にそういうことで、いいこともたくさんありますのでということです。

それはそれですけれども……

(発言する声あり)

いやいや、もう一つは、ごみのことなんです、ごみというよりも、環境のことなんです。ごみは5,000万円ぐらいですね、ごみもことし、19年度ということでふえているんですが、私は環境問題のとらえ方がやっぱりやや弱くてということを行いましたけれども、スーパーのバッグですけれども、あれもまた有料になったところも地域によってはあります。このスーパーのバッグをなくすだけでも、物すごく大きな減量になると思うんです。1つの家庭で一、二枚ぐらいは必ず毎日ぐらい発生しますので、それでもう少しスーパーのバッグとかその他のことも、エコの立場で強力に町民に対して、またスーパーとかそういうところに対しても協力を求めながら、目に見える形でスーパーのバッグはやめましょうということができれば私はいいんではないかなと思いますので、その辺、少し強く行政サイドからも呼びかけするなり、また何らかの具体的な方法をとるなりして進められたらいいと思いますので、その方向でもしご意見がありましたら、お伺いしたいと思いますけれども。

○環境課長 上田 実君

いろいろごみの減量については、議員からもいろいろな提案をいただきまして、ありがとうございます。

私どもも、昨年度来から、昨年度来というよりも、以前からですけれども、ごみの減量についてはいろいろな方策をとっておるわけですが、今言われましたエコに対してですけれども、もちろんスーパーのごみ袋が有料化に近々なるというふうにも聞いております。町としては、取り立てて今、スーパーに対してのごみ袋に関しての減量等は今のところ考えてはございませんが、昨年度来からこういった町の広報にはごみの減量について、いっぱいいろいろなことを言ってきております。今ご指摘のありましたスーパーに対しての呼びかけにつきましても、今後の課題といたしまして、検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○13番 黒川勝好君

13番 黒川です。

107ページの上の環境衛生管理費でいいと思いますが、ペットボトルの件で質問させていただきたいと思います。

歳入で19年度からペットボトル、キロ20円で5万キロですか、予定をされておる、100万円の収入ということで予定をされているわけですが、まず第1点に、これ、どちらの方にお売りをなされるのか。どういう形でそれを回収して、お売りになされるのか。また、他町村でそういう実績があるところがございましたら、教えてください。

○環境課長 上田 実君

ペットボトルにつきましては、実は平成19年度から売却をしようというふうに考えております。実は、それまでというか、平成18年度まで、ペットボトルは各拠点で回収をしておりました。その回収したものを、実はワークスへ持っていき、ワークスで処理をいたしました。それを、八穂環境事務組合ですけれども、環境事務組合へ持っていきまして、そこからある業者に持って行ってあります。これは容器リサイクル法、要は法律に乗った方法で処理をしてまいりました。

しかし、海部地区環境事務組合で処理をしております町村は、蟹江町だけに実はなりました。実は平成18年度におきましては、蟹江町と弥富市の2市町でしたが、弥富市が途中から辞退というか、そういう方法をとらなく、独自のルートで処理をするようになりました。そういった経過がありまして、当町といたしましても、19年度、環境事務組合の予算を少しでも減らすというか、歳出の部分が少なくなればいいのかというふうにも考えまして、実は当町におきましても、ペットボトルを独自のルートで売却をして、ごみ減量につなげようという考えがあります。

そんな中で、ペットボトルの持っていき場所についてのご質問もありましたが、従来どおり八穂が容器リサイクル法に乗った方法で、Aという会社に持って行ってあります。こ

のAという会社というのは、特定指定法人という会社なんですけれども、これは容器リサイクル協会が認めた業者でございます。当町の方も、こういったところへ、実績のある業者の方にできたら売却したいなというふうに今、考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上です。

(「他町村」の声あり)

他町村の実績ですと、美和町と大治町がそちらの方へ持って行っております。

(「年間幾らぐらい」の声あり)

単価ですか。単価はそれぞれ違います。蟹江町は20円を今予定をしておりますが、大治につきましては15円ぐらいというふうに聞いております。こちらの単価はどう違うかといいますと、分別の仕方の持っていき方の方法によって異なっております。

以上です。

○13番 黒川勝好君

今、分別の仕方という話ですけれども、ペットボトルは通常、ふたは取るでんですよね。中は洗浄すると。ラベルも取るわけです。ラベルも取るというのが、これ、一般的な出し方ですね。もう一つ、もう名古屋市になると、ぺっちゃんこにしてしまうわけですね。そこまですを指導されるわけですか。それとも、そのままペットボトルとしてばいとそのまま、ふたぐらいは取るとしても、ラベルもそのまま回収をしてしまうのか、その回収の仕方もちょうと詳しく教えていただきたいのと、指定業者、はっきりと今、言っていただけなかったわけですが、八穂へ持って行って、そこから指定業者へ行くということになると、またそこでロスが起きる。蟹江町なら蟹江町が独自にそこの指定業者には持っていけないわけですか。その2点について。

○環境課長 上田 実君

大変失礼いたしました。言い方が悪くて申しわけございません。

まず、ペットボトルの方の分別、要は出し方の方法ですけれども、今まで従来と変わった方法をとろうとは考えておりません。今出していただいております方法は、キャップを外してください。飲んだ残りは全部捨ててください。それから、ラベルにつきましてはそのままで結構ですということで、今、処理をしております。ですから、出していただく方法は従来どおりというふうに考えております。

もちろん、ラベルを取り、圧縮するという方法もありますけれども、なかなか踏んでいただいてぺしゃんこにするというのはなかなか大変ですので、そこまで今、考えておりません。収集の方法といたしましては、従来どおりです。

それと、もう一点、売却業者に関してですけれども、名前は言いませんでしたが、特定指定業者というのは愛知県に2社しかございません。実は、全国リサイクル協会という協会が

指定したところが2社です。それは、小牧市にあるのと、実は飛島にあります。19年度は直接飛島の方に持っていかうというふうに考えております。

以上です。

○13番 黒川勝好君

わかりました。

そうすると、今のラベルを取って、圧縮をすると。そこまで蟹江町でやるとして、直に蟹江町は持っていくということになりますと、今のキロ20円が、例えば25円とか30円とっていただけるのではないかということを感じるのが1つと、これは本当に僕はいい考えだと思うんですね。これで、たとえというか、100万円という、大きな金です、これね。大きな金が町に入ってくるということなら、町民の皆さんも一生懸命これ、参加、協力していただけたらと思うんですね。

そうすると、今までどおりの回収場所、拠点も今までどおりだとおっしゃるけれども、もう少し大きく広げるという考えはないのか。難しいですよ、これはね。置き場をつくってあげば、そこへまたぼんぼんほうり込まれて、そこがぐちゃぐちゃになってしまうということもあると思うんですが、そののところをきちっと徹底をして、これ、実際に100万円、本当に100万円の売り上げになるかどうかわかりませんが、それが100万円が150万円になり、200万円になれば、もっと町としても苦しい財源の中、多少なりともプラスになると思うんですが、その辺のお考えは今後ございますか。

○環境課長 上田 実君

それでは、収集の方法ですけれども、ラベルをはがしたり圧縮するということは、もちろんラベルをはがしますと、その分、手間がというよりも、きれいな格好、もう再生に近いような格好になりますので、もちろんラベルを取るのが単価としても高くとっていただく要因にはなります。ただ、今のところ、19年度から始めたところですので、その辺、様子をみながら、今後は考えていきたいというふうに考えております。

それから、現在、ペットボトルは拠点として40カ所ぐらいで回収をしております。こちらの方の場所をもう少しふやしたらということももちろんございます。これは、1カ所ふやしますと、また収集に関して料金の方もかさんできます。ただ、現実的に余り利用されていないところもあります。そういったところは見直しをいたしまして、場所を変えることぐらいはできますので、もちろんこの辺は昨年からもそうなんですけれども、調整を図っております。今すぐ場所をふやすということはちょっと考えておりませんが、その方向はもちろん考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

105ページですけれども、105ページの一番上の段で、健康相談報酬金ということで88万1,000円出ているわけなんですけれども、前回の代表質問でもお話をさせていただいたわけなんですけれども、細かい内容をちょっと聞くことができなんだわけですけれども、今回、特にスローガンに書かれているように、休養、心の健康づくりを視点に置いて取り組んでいくということなんですけれども、健康相談に関してどのような内容を考えてみえるのか、ちょっとまずここをお聞きしたいなと思います。

それと、109ページですけれども、先ほども林議員の方からもお話がありました、妊婦と乳児健康診査委託料80万円ですね。妊婦に関しては、先ほどもお話がありましたので、私ども公明党に対しても、この要望が多く聞かれているものですから、ひとつこの点も拡大になるように、全国平均では、先ほどもお話がありましたように、5回という形も出ているもので、本町では2回ということですので、何とか周りの地域でも3回以上というのも出てきていますので、この点もしっかり取り組みをお願いしたいなと思います。

特に私が聞きたかったのは、乳児健康診査の委託料の中で、特に本町では乳児健康診査は2回行われておるわけなんですけれども、非常に以前からお聞きしているんですけれども、1回目は割と比較的受診が多いんですけれども、2回目になると受診率が低下しているということをお聞きしているんですけれども、その後、17年、18年においてはどのような取り組みをされているのか。保健所の方では、受診券を配る中で、きちっと目的をですね、使い勝手のええようにお話ししていくというお話も聞いているわけなんですけれども、どのように徹底されたのか、この点もお聞きしたいなと思います。

それと、115ページのごみ処理管理費でございます。今、各町内会におきまして、ごみの役員の方が出られて、ごみ処理の担当に当たられておるわけなんですけれども、地域によっては、非常に高齢化してきまして、なかなかその担当につけないという町内会単位、そういったところもあるわけなんです。今後、町としては、そうした方々に対してどのようにご指導されて、ごみ処理の高齢化に伴うそういった対応ができるのか、どういうふうを考えてみえるのか、お聞きしたいと思います。

○保健課長 西川和彦君

それでは、最初の健康相談のことですけれども、18年度、まだ今月末までですけれども、健康相談は総合健康相談、これは保健師、看護師による相談ですけれども、一応年間で144回予定しています。それで、これは1月末現在で132回実施しまして、相談人数は2,291人。それで、重点健康相談としまして10回。もう一回ありますけれども、10回やって182人。それから、病体別等、基本健康診査の事後指導ということで16回予定してまして、今のところ14回実施して、92名の参加がありました。それから、健康教育としては、集団健康教育としまして、歯周疾患の健康教育が8回で135名。それから、病体別の健康教育としまして9回ですけれども、まだ8回で、受講者は84名。それから、一般の健康教育としまして36回実施

して、受講者は1,406人。それから、個別の健康教育としまして、糖尿病の個別健康教育を5回やりまして、16人でございます。

次に、母子の関係ですけれども、2回目の受診が少ないということですが、先ほど中村議員からお褒めの言葉がありました。母子手帳の発行時に妊婦と、それから生まれてくる子供に関してのことをすべて話していきまして、あなたは2回無料券があるけれども、1回よりとかそういうことも言ってないし、2回目の本人の受ける回数が少ないと言われてきたけれども、実際にこちらへ国保連合会から請求書が来ますけれども、2人目、3人目になると、そこら辺の傾向が確かにあります。だけれども、初産の場合ですと、全部使われるのが実態であります。

以上です。

○環境課長 上田 実君

それでは、ちょっと私の聞き方が大変申しわけございません。実は、先ほどのご質問なんですが、ごみを出される場合、地域の方が高齢化して、指導する人が高齢化になるんだけれども、その辺はどうだろうかというご質問でよかったですかね。それとも、出す側が高齢になってきておるんだけれども……

（「指導」の声あり）

指導する側がということっでよろしいですかね。すみません。

指導する側が高齢になる。もちろん高齢化が進んでおりますので、指導する側といたしましては、町といたしましては、環境美化指導員というふうな位置づけで、町内で157名ほど見えます。その中で、なかなか選んでいただくのが、高齢化ということもあり、大変だということは聞いてはおります。直接美化指導員、あるいはそうでない方も見えるのも町内によっては違うと思います。私どもといたしましては、そういったことがありましたら、町内会長さんや美化指導員さんとちょっと協議をしていきたいなというふうに今、考えております。直接今、そういった問題が私のところに来ておりませんので、今、こういった言い方しかできないのかなというふうに思っておりますが、ご理解をお願いいたします。

○1番 松本正美君

今のごみの問題ですけれども、これは非常に今後大事な問題ですので、確かに環境美化指導員さんが高齢化ということもあるんですけども、環境美化指導員さんだけでなくして、一般の要するに役員の方ですね、町内会に見える。そういった方がごみに携わる担当の方も見えるわけなんです。そうした方が非常に高齢化してきて、なかなか担当につけられない方もあるわけなんです、町内会によって。一方の町内会では若い方が多く見えて、絶えず、もう常時出てみえると。それで、片方ではなかなか高齢化して、出るのもおっくうだと。そういった方々に対して、町の方は環境美化指導員さんたちが見えるわけなんですけれども、それだけでなくして、全面的にいろいろな形でいろいろな状況に合わせて応援できるような体



制ができないかなということをお聞きしたかったんですね。

それと、先ほどの健康相談報償金なんですけれども、これ、要するに18年度の報告みたいな感じでお話がありましたけれども、19年度としてはどのように取り組んでいかれるのかということがちょっとお聞きしたかったんですけれども、よろしいでしょうか。

○環境課長 上田 実君

先ほどの高齢化に関してですけれども、そういったところがございましたら、もちろん嘱託員や町内会長さんたちの皆様と協議をして、検討していきたいと思います。

以上です。

○保健課長 西川和彦君

18年度同様、19年度も同じように実施する予定であります。

以上です。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

今、18年同様にやりますということでお話があったわけなんですけれども、健康相談というのは非常に大事なことだと思います。本町でもやっぱりストレスを抱えて大変な方もまた見えるわけなんですけれども、非常にそういったことを小まめに親切丁寧にやっぱり聞いてあげることが一番大事じゃないかなと思うわけなんです。そういう意味も含めて、今後、メタボリックシンドロームと生活習慣病も今後課題になっておるわけなんですから、そういう意味も含めて、きちっとした健康相談ができるように、しっかりお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○20番 鈴木泰彦君

20番 新生会 鈴木です。

115ページです。ごみ処理管理費でございますが、今年度の予算が6億2,765万1,000円、これは前年度は5億7,776万5,000円、5,000万円の増になっております。この主な要因となっておりますのが、中段よりやや下のところでありますが、19番の負担金、補助及び交付金の項目の中で、1、負担金、その1、海部地区環境事務組合負担金、これが今年度4億1,606万6,000円、前年度が3億6,873万8,000円、約4,730万円の増でありまして、これが全体のごみ処理管理費の増につながっていると思われまます。

これは、海部地区の環境事務組合へ当町からも担当の議員が出られておりますが、全員協議会の中でもこの件については報告がございました。私が思いますのは、今年度の予算の概要が示されましたときに、特に増となっております衛生費、全体では5,293万4,000円、前年度に比べて今年度がそれだけ増額になっております。それで、いろいろと愛西市だとか弥富市、その辺の構成市町村の枠組みが近年変わってきたことに要因するものであろうかと思っておりますが、ここの海部地区の人口、そして蟹江町の人口におきましては、いわゆる絶対数的

なものはずっと余り変化がないわけでございますね。ただ、負担金となる根拠、そういった積算基準が変わってきた結果、こうなったのではないかとと思いますが、いずれにしても、前年度と比べて5,000万円もの増ということになりまして、これが来年度以降、このペースで、今回新たな枠組みのもとでこういった金額が出されて、これがスタートとなって、来年度以降もこの金額で落ちついていくのか、年々見直しがなされるのか。

1つには、5,000万円もの増につきまして、当町としてはどういうふうにとめておるのか。そして、来年度以降の見通しについてはどうか。この2点についてお答えをさせていただきたいと思います。

○環境課長 上田 実君

それでは、私の方からお答えをいたします。

まず、ご指摘のとおり、環境事務組合の負担金が4,700万円程度ふえました。理由といたしましては、もちろん環境事務組合の予算にかかわることです。環境事務組合の歳入歳出、たらずまいを各市町村が負担金として払うこととなります。実は、平成19年度、各市町の負担金の金額は2億2,500万円増になりました。この金額を各市町村で割りますと、蟹江町が4,700万円ほどの増になった結果でございます。

内訳といたしまして、どうしてこういうふうになったかといいますと、実は昨年と比べますと、昨年は基金からの繰入金で2億円、要は組合は2億円基金を崩して、繰越金として歳出の方で処理をいたしました。それと、最終処分場費ということで、3,000万円ほどの予算の方がふえました。そういった経緯がございまして、各市町が負担金をそれだけ負担することになり、蟹江町といたしましては4,700万円ほどの増になったのが現状でございます。

なお、今後につきましてどうかというご質問につきましては、繰入金をどうするかとか、予算の組み方にはいろいろな手法がございます。あくまで環境事務組合の予算の組み方でございます。

実は、昨年はごみの負担金は下がっておりました。19年度は、結果として上がることになりました。来年は、今ここで申すわけにはまいりませんが、そういった予算の計上の仕方によって、また来年、負担金がどうなるかは変わってくるというふうにご考慮しております。よろしく申し上げます。

○20番 鈴木泰彦君

今の説明で、説明は説明として理解できる点もあるんですが、こういった負担金がやはりくるくる変わるというのは、どうも納得がいかないんですね。しかも、これ、4億円ぐらいの負担金ということになりますと、蟹江町の予算の中で、このごみ処理管理費というのがかなりのウェイトを持っていくわけです。

今まで、るる皆さんがこれの予算の歳出削減ですね、そういったアイデアをいろいろ言われました。それは大変結構なことで、やはり一つ一つ削減をしていくことによって、大きな

効果を生むというふうに期待はしておりますが、そういった中で、こうした負担金でごぼつと持っていられるようなことですよ、これ。

この辺で、今、上田課長の答弁にありまして、来年はどうなるかわからない。それは事務組合のサイドの予算の組み方にかかわるといふふうに見解を示されましたが、この点につきまして、当町からも関係の方が行ってみえますので、いろいろと意見を述べられております。そういった結果、いい方向へは進んでいるとは思いますが、いずれにしましても、これは要望でございますけれども、少しでも当町の負担が少なくなることを期待しまして、要望といたしまして、質問を終わります。

○3番 山田新太郎君

3番の山田です。

ペットボトルの件なんですけど、今、50トンのペットボトルを集めるというお話ですけども、一応私、専門家ですので、簡単に質問したいんですが、皆さんどのように考えておられるかちょっとわからないんですが、ダンプカーの1.5倍ほどの荷台があるのが4トン車でございますが、4トン車に山盛り積んで1トン乗らないんですね。だから、50トンということは、4トン車を50台年間借りるということになるんですが、まず現状、ペットボトルというのは、ワークスへ持って行って幾らかかっていたのかを教えてください。それに対する輸送費というのがどのようになっていたのか教えてください。

そして、今度、50トン集めて、20円ですから、100万円ということになるんですが、今申しましたように、回収場所がふえればふえるほど、4トン車を借りる時間というのか、拘束する時間が多くなりますので、当然ですが経費がふえていくんですね。だから、50トンで20円で100万円実収入ということには絶対ならないので、その辺をちょっと説明をお願いします。

○環境課長 上田 実君

まず、ペットボトルの移送費につきましては、平成19年度の予算は、これ、入札をしております。予算といたしましては230万円ほど1年で組んでございます。場所といたしましては、40数カ所です。ただ、これは、大変申しわけないです。ペットボトルだけ回収するだけじゃなくて、牛乳パックあるいはトレー、こういったものも含めての金額でございます。

それと、もう一つ、環境事務組合でこれを処理しておるわけですけども、これにかかった費用は、大変申しわけないですけども、幾らかかっているかということは把握してございません。環境事務組合の予算の中で行っておることです。大変申しわけないですが、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○3番 山田新太郎君

だから、今の話ですと、ワークスへ持って行って、値段は払っているのか、払っていない

のかですよ、僕の聞きたいのは。ただそれだけです。どうですか。

○環境課長 上田 実君

ワークスへ持っていくわけですが、ワークスでは分別をさせておりますので、お金の方を払っております。実は、ワークスの方では、ペットボトルの分別につきましては、予算では160万円ほど計上しております。

以上です。

○3番 山田新太郎君

ということは、ワークスに160万円払っていて、予定として100万円入ってくると。ということは、260万円ふえるわけですよ。それをふやすのに、結果として……、じゃないですかね。ちょっと推測だけで申しわけないね。後で直してください。

要するに、僕の言いたいのは、数字だけが先走りしてはいけませんよと。当然ですが、集める場所、集める回数がふえれば、輸送費が当たり前にあると。このことをこの見える方だけでもご理解願いたいと。だから、集めたからと喜んで、現実には輸送費の方が高いというのがこの業界の実情なんですね。その辺を説明、ちょっと簡単にさせていただければありがたいなと思います。

○環境課長 上田 実君

すみません。私の説明がまずくて、申しわけございません。

ペットボトルの売却につきましては、収集だとか運搬だとかはすべて何も変わっておりません、金額に関しましては。ただ、今まで八穂で処理をしておいたものを、蟹江町が独自のルートを使って売却をするということにして、予算としては、収入がふえるということで、歳出の方は変わっておりませんので、ご理解願います。

○11番 小原喜一郎君

11番 小原喜一郎でございます。

1つは、101ページの下の方から10数行目ですけれども、町公衆浴場組合補助金なんですけれども、決算議会でも申し上げたというふうに思うんですが、これ見てみますと、54ページを見ていただくといいと思うんですけれども、両方開いて申しわけないですね。水道料金の何%という積算になっているようで、40%を20%にするという目標数値が書かれておいて、今年度、19年度、この予算の中で反映しているというふうに思うんですけれども、私も冬場はちよくちよく行かせてもらおうんですね。うちのふろは寒いもんですから、行かせてもらおうんですけれども、やっぱり来ていただく方々は、確かに周辺のお年寄りの皆さんが多いということはあるんですけれども、ご存じのように、蟹江町はふろのない単身者マンションといえますか、いや、単身者ばかりじゃないですね。幾つかあるんですよ、本町周辺に。特に大きいのが、近鉄の駅の南側にあります。おふろありませんね。トイレも共同のトイレのようなんですけれども、そういう方々が非常に公衆浴場、まさにない、あそこしか頼るところありま

せんので、ありますよ、確かに幾つかの尾張温泉だとか、ほかにもありますけれども、値段は全然違いますからね。だから、あそこを通常使ってみえるんですけども、この間もかまを修理したそうですけれども、もう閉めようか迷ったそうですわ。

使っている人は結構見えるんですよ。私もお邪魔して、あれしているんですけども。やっぱり衛生上、あれをなくしてしまうと、その皆さんは、そうかといって高いところはしょっちゅう行くわけにはいきませんので、ふろの回数を減らすかなんか、そういうことをするようになるというふうに思うんです。そういう点でいえば、これは非常に貴重な施設になっているのではないかなというふうに思うんですね。

そうかといって、サラリーマンの皆さんは、むしろどちらかという、フリーターだとかそういう、フリーターでも、一定の年で、独身の人はたくさんおるんですからね、そういうマンションには。そういう皆さんですから、昼間は来れないですよ、夜しか。だから、町の無料のなんていうのはだめですから、そういうこともあるもんですから、これ、貴重な施設になっているんだというふうに思うんです。その点では、できるだけ大事にさせていただく必要があるのではないかなというふうに私は思うので、ちょっと考え方を聞かせていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど来から言われているごみ減量の問題ですけども、115ページですね。これ、町の取り組みの内容をこれ、見てみますと、例えば目標数値が、非常に減量の数値が少ないんじゃないかなと私、思うんですよ。

つまり、節減する費用がこれ、100万円上がっているだけなんですよね。そういう点では、思い切った取り組みを自分自身に課して進めないと、なかなかこういう問題は前進しないと思うんです。多くの皆さんとの協力を得てやるのが大事だというふうに思いますので、そういう点でいいますと、PRというか、自分の目標を持って、これ、100万円も確かに目標だろうというふうに思うんですけども、もっと思い切った目標を持って、その気になって取り組むことによって、多くの皆さんが協力していただけるような、そういうムードができるんじゃないかなと私は思うんですけども、その辺の意気込みをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○環境課長 上田 実君

2点ほどご質問をいただきました。

まず、公衆浴場の関係でございます。

公衆浴場の方は、蟹江町には現在は1施設ございます。ご指摘のとおり、水道料金の40%を20%にということで、実は19年度からこのように予算編成をしております。いろいろなスーパー銭湯ができたからという意味で、こういった施策をとったわけでは決してございません。町といたしましても、法律がございまして、助成をするようにというような文言も実は法律にはあります。

ただ、こういった数字を設けましたのも、いろいろな各自治体を調査もいたしました。この辺でありますと、甚目寺町が実はそういった減免等をしてございます。甚目寺につきましては、固定資産税の減免だけでございます。蟹江町は、こういった要綱を昭和56年から設けて、運営をしてきてございます。今回、行財政改革の中の一環といたしまして、水道料金を40%から20%ということで、ご理解を賜ったところでございます。決して削減はなしにしようなんていうふうには考えておりませんので、ご理解を願います。

もう一点でございますが、ごみ減量につきましてでございます。

ごみ減量プランの方を見ていただきますと、目標数値を3%と書いてございます。現実といたしましては、私ども、広報の方でも、1日というか、100グラムという目標を設けて、広報にもうたったわけですけれども、現実問題として、今、私が感じておるのは、可燃ごみに関してはなかなか減らないのが現状でございます。プラにつきましては、若干ですけれども、プラ、不燃につきましては、横ばいというようなところでございます。

議員ご指摘のとおり、行政といたしましても、町長も代表質問で答弁をしてございます。重要課題というふうにとらえておりますので、今後もさらなる減量に努めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いをいたします。

○11番 小原喜一郎君

11番 小原喜一郎であります。

公衆浴場につきましては、私は要望だけで申し上げておきたいというふうに思うんですけども、どう見ても、あそこへ見える方々の顔ぶれを見ると、これは閉鎖してもらっては困るなど、こういうことを思うんです。そういう点で、ぜひお願いをしたいなというふうに思います。

それから、ごみですけれども、ごみは僕は多面的な研究が必要じゃないかなというふうに思います。前に提案したのは、水切りというか、干して云々ということを上げたいんですけども、私、気がつくんですけども、蟹江の特徴は、引っ越しする人が多いでしょう。とにかくもう必ず資源ごみの日はしっかり出ていますわ。それは毎年千数百家族が出たり入ったりするわけですから、これは引っ越しするたびにたくさんのごみが、資源ごみばかりじゃないですけども、出ますね。私も何人か、これはもうお亡くなりになった方の処分をしたことがあるんですけども、大変です、出てしまうと。もう1軒引っ越ししていくと、大変なごみが出るんですよ。

それを、もっと引っ越しのないような方向で検討して、つまり魅力のあるまちづくりにすれば、そういう面からもごみが少なくなっていくのではないかなというふうな気がするわけですけれども、いろいろ多面的に研究する必要があると思うんです。私も引き続き研究したいなというふうに思うんですけども、ぜひ積極的に目標数値も設けてやっていただきたいということをご要望として、町長も重点施策の一つにしておるようですので、お願いをいた

します。

○副議長 横江正己君

要望ですね。

○11番 小原喜一郎君

はい。

○9番 山田乙三君

9番 新生会 山田乙三でございます。

115ページのごみ処理管理費について、皆さん方言われましたけれども、私からも一言二言申し上げたいと思います。

まず、ご存じかと思えますけれども、蟹江町がビルラッシュと言うとちょっとオーバーですけれども、私、富吉地区でビルというのはそう珍しいものじゃないですが、最近、11階建てのビルが、今、建築中ですね。基礎でなんですけれども。片や本町の方に目を向けてみますと、旧成田金属の跡地に本町何とやらというネーミングで、もう完成の域に達しております。それから、またニッセンの跡地がどうも分譲マンションとやらというふうな計画もあるようなんですね。

そこで、ごみ処理管理費が約6億3,000万円の費用がかかっておりまして、ごみのこういった処理費を頭抑えするには、どういう施策があるだろうか、ということで、私、既にもう平成11年、約8年前ですけれども、電動ごみ処理機の普及を図ったらどうなんだ。これは一般の可燃ごみ、生ごみの中の3割から3割5分ぐらいは水分だよ、ということで、いわゆるバイオによる電動ごみ処理機、あるいは加熱処理機、ということで、現在やって、後で台数をお聞きしたいと思っておるので、もう少し突き進んで、この補助金が海部郡下でもトップレベルの3万円という形で現在はあるわけですけれども、どうも下げ方向の見直しをされるかな、こんなようなことも聞き及んでいます。その辺のあたりも、ひとつお願いしたい。

それから、平成12年には、先ほど冒頭に申し上げましたビル群の話ですけれども、集合住宅に生ごみ処理機の共同利用を奨励し、助成してください。もうかいつまんで、いろいろ中身も含んで申し上げました。もう既にこれ、7年前ですね。これは、具体的に蟹江のすぐお隣の港区のエスポア東海橋、こういうところが肃々とごみ処理に取り組んでおられ、テレビにも、あるいは新聞にも、各行政視察が来られて話題になっておるということはご記憶の向きだと思いますが、とにかくごみのことについて語るのはいいいけれども、施策をどうするか。約7億円に達する、あるいはこれから右肩上がり、微増である処理費をする施策はどうなんだ。

私は、現段階では、各家庭の電動生ごみ処理機のさらなる普及、あるいは農家関係ではコンポストのさらなる普及を進めたらどうだろう。それから、集合住宅においては、隣も隣も、

例えば富吉ですと11階、39世帯ですけれども、39世帯あるいは100世帯、200世帯でこういうごみの減量の理解が100%いただけたとしたならば、全部が全部、隣も隣も隣も隣もごみ電動処理機では芸がないですね。蟹江町もばかになりませんね、補助金だけでも。そこでどうだといいましたら、前でも言いましたけれども、業者主導型に環境課の窓口へ来ていると思いますよ。どうですか。エスポア東海橋と具体的に言いますけれども、ああいう形のことをやりたいが、どうなんですか。のんでもらえますか。こういう話は、再三私は来ておると推測をいたします。

これから町としての施策も、当然ながら、ニッセンの跡地、既に手をこまねいておると言うのと、非常にちょっと言葉が悪いですが、後手後手に回っていませんかというのが私が一番言いたいところなんです。お金が6億円だ、7億円だと、4,000万円今度環境事務組合に上がりますよということは、生ごみというのは重量取引ですね。トン幾らですね。水が入っても重量なんです。その水分を飛ばして、皆さんに町民に協力を願ってと、こういう部分が大きなウエートを占めるんだろう。そういう発想の中で、私はこういう提案を申し上げておるわけですが、これからまだまだビルができるであろうニッセンのあれでも、そこまでも大きくないですが、逆に業者に指導して、エスポア東海橋を一度見てくれよと言われても、いまだに正直言って見に行っておられないんじゃないですか。私は実際に行って、現物を見てきまして、立派なものできていますよ、あの道路際に。きれいにね、24時間対応ですよ。

ですから、そういう事例、事例がすぐお隣にあるわけですから、環境課の職員、何人おられますか。そういうところでカメラ片手に行っても、決して悪いことではないでしょうね。処理費が高騰する、高騰すると言うのは結構ですけれども、私もない知恵を絞りながら、7年前、あるいは8年前にこういう提案を申し上げて、全然進んでおりません。

今度、話題は変わりますけれども、ファミリーサポートセンター、私、言い出して6年たってようやく実現したと、こういうことで、話題、さらっと流しますけれども、やはり行政というのは、前へ前へ向かって施策を進めていただかなあかん、こう思っておるわけで、今回の中でも、いわゆる電度ごみ処理機の補助費、下げ傾向でしょう。その辺のあたり、ちょっと一度お聞かせください。

○環境課長 上田 実君

それでは、生ごみ処理機の補助金の関係でございますが、ご質問でございます。

まず、生ごみ処理機の補助金は、平成19年度から見直しを实はいたしました。議員が言われますように、コンポスト、堆肥土壌還元器ですが、コンポストにつきましては、金額の方を3,000円のところから1,500円にいたしました。上限が1,500円です。購入金額の2分の1です。こちらの方の見直しにつきましては、コンポストの話です。コンポストといたしましては、最近では1つ買うと3,000円くらいで実はいは買えます。ですから、今回、住民の方に負担



が全然ないような補助金ではよろしくないということで、実は見直しをいたしまして、2分の1と1,500円というふうに決めさせていただきました。

もう一つ、家庭用電気式の生ごみ処理機でございます。こちらの方は、以前は購入金額の2分の1または3万円、どちらか低い金額という設定をしてございましたが、改正をいたしまして、3分の1または2万円、どちらか低い金額ということで改正をいたしました。これには、買いかえの場合の規定はございませんでした。以前は、一度買ったならそれきりということで、再度買いかえた方に対する補助は規定がなかったわけですが、今回、耐用年数等を考慮いたしまして、1基7年という定義をいたしまして、7年を過ぎたら再度の買いかえは認めますということで改正をしたものでございます。

あと、こちらの補助金につきましては、実は平成11年度から制定をいたしました。基数にいたしましても、多いときであれば、コンポストが10基で、家庭用の電気の生ごみ処理機につきましては、多いときでは173基というときがございました。最近、17年度につきましては、土壌還元器の方は4基、電気の方の生ごみ処理機は35基というようなことで、数字としては下がってきておりますので、私どもも普及に対していろいろな方法で普及をしているのも事実でございます。

ただ、議員ご指摘のエスポア東海の件につきましては、以前からも一般質問であるやに聞いてあります。現実といたしまして、私どもも直接現地調査をしたことはございません。私どもとしても、今後勉強させていただきたいというふうにも思っております。また、いろいろところでマンションが建設されます。こういった方に対してのそういった大規模的な処理機につきましては、今のところ、大変申しわけないんですけれども、そういった業者からご相談というものはございませんでした。ですから、私どもが本来ですとそういった業者に逆にどうだという聞き方というのは必要かもわかりませんが、そういったご相談が今のところありませんでしたので、今、採用することは今のところは考えてございませんが、一度勉強したいというふうに思っております。

以上です。

○9番 山田乙三君

ありがとうございます。課長は、ずっと長いこと環境課長をやっておられたわけじゃないですから、もう前任者のときにそういう問い合わせがあったと私、聞き及んでおります。

それと、いわゆる加熱式にしても、バイオにしても、しょせん生ごみですから臭いんですよ、部屋の中にやるというのは。いわゆるベランダにしてもね。ですから、集合住宅、共同住宅における処理の方法は、エスポア東海橋が道路のところに整然と並んでいます。選別きちっとやって、衛生的にもきちっと管理して24時間対応。しかも、東邦ガスがバックアップして、きちっと管理されております。ですから、ぜひとも、私が質問してからもう7年前なんで、決して言ったからやれということは、私は本当は言いたいんですけれども、大いに参

考になる。

ですから、もうひがみ根性じゃないですけども、言えば一体なかなかやって、忘れたころに実現しているなというのがどうも今までの施策実態じゃないかなと、こんなような感じで思っておりますので、ぜひとも日本染色の跡地も大規模の集合住宅ができますので、環境課発業者主導型の、ですから業者主導型というのは、業者も今まであったんですよ。業者こうですかと。いろいろなアイデアも百も持っていますよ。そういう中で、そういうお考えを持っておられて当然なんですよ。でしょう。100世帯あれば、100世帯全部電動ごみ処理機ですか。芸がないでしょう。だったら、そういう方法を既にやっておられるわけですから、それといわゆるごみの経費の削減、こういう面で、本当にメリットが大いにありますよ。

ですから、そういうことを環境課の課員と頭をいわゆる鳩首会談で話し合っていて、煮詰めていただいて、それじゃ私、行ってくるか。部下をぜひともね、そんなに1時間も2時間もかかるということじゃないですよ。黙って通路にきちっと2基3基と置いてありますので、写真を撮ってきてもいいし、またあそこの管理組合長さん、あるいは自治会長さんにお会いになって、説明を受けられるのもいいですよ。

一言だけ、導入に当たっての苦労話を申し上げます。もう非常にやり手の自治会長さんが、最初にご存じのように、名古屋市は全部混在でしたね、ごみが。あるときずどんと、とにかく何十種類と分別しなさいよと。あもすもない。コンテナももう撤収ですわ。そこで考えられた町内会長さんが、それじゃこういう電動ごみ処理機、そこに東邦ガスさんがバックアップして、やりましょうやと。ですから、コーヒー1杯分の経費を、今までごみがただであったものが、1世帯当たり250円ぐらいから300円の経費、「うまくいったでよかったけれども、うまくいかなんだら、私は山田さん、夜逃げをしようと思った」、こういう自治会長さんて、本当に大いに頭が下がりますよ。そういう勇気を持ってといいますか、前向きといいますか、現実に一般の方がやっておられるんですよ、民間の方が。

ですから、それを名古屋市の環境課が、私がさもやったように、全国から行政視察で案内している実態は、もう本当に苦々しく担当者は言っておられましたけれども、とにかくどちらが主なのか従なのか。主も従も結構ですけども、そういう施策は、私はそう難しく言っているわけじゃないですけども、大いに前向きにやっていただきたいと思いますよ。

これからどんどん膨らんでいきますよ、この経費は。ですから、町長も言ってみえたように、これは環境元年といいますか、環境対策は本当に絶対的に上がっているなど言っても言い過ぎでないと思います。ぜひとも職員、優秀な職員がおられますので、いろいろと話し合いながら、前向きにやっていただきたいということをですね、失礼なことを申し上げたかもしれませんが、要望申し上げます、質問を終わります。

○副議長 横江正己君

要望ですね。

○9番 山田乙三君

はい。

○副議長 横江正己君

他に質疑がないようですから、4款衛生費を終わります。

ここで企画情報課長、税務課長、児童課長、保健課長、環境課長、収入役室長の退席と農政商工課長、下水道課長、生涯学習課長、給食センター所長、消防署長、水道課長の入場を許可します。課長の入れ替えがありますので、暫時休憩といたします。

(午後 2時22分)

○副議長 横江正己君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時24分)

○副議長 横江正己君

続いて、5款農林水産業費、118ページから123ページまでの質疑を受けます。

○2番 加藤正雄君

2番 加藤正雄でございます。

121ページの真ん中の上のところでございますが、町民菜園借地料及び負担金、補助金及び交付金ということで、3,800万円が計上されておるわけでございますが、お尋ねいたします。

(発言する声あり)

33万3,000円及び19の方でございます。

そこで、先ほども蟹江町は都市化が進んでということで、名古屋だとか、都市から蟹江町へ住むことになったりして、しかしながら、自分はやはり農業をやりたい、農業というのか、菜園をやりたいと。野菜をつくったり、果物をつくったり、いろいろしたいと。しかしながら、本町地域にはなかなかないわけでございます。しかしながら、蟹江川から西の方には幾つかそういう菜園があるわけでございますけれども、本町地区に菜園をつくっていただくことができないか、この点を1つ、1点お願いをしたいと思います。

もう一点は、今、農業の振興策ということでいろいろ言われているわけでございますが、後継者難だとか、遊休農地が深刻だということが言われておるわけでございますけれども、これは農業体験農園というのが今、推進を地域によってはされていると言われておるわけでございますけれども、従来の農民農園とは違い、農業が技術指導に携わるもので、市民が農作業を行い、とれた農産物を市民が買い取る仕組みということで、これには生産緑地を市民農園として貸し出しますと、相続税が猶予が適用されないと言われておるわけでございますが、この体験農園においては、農園の一環として猶予の対策となると。税制の優遇があると言われておりますけれども、まだ蟹江町にはそうした方向ではないと思うんです

が、JAとの関連で、ほかの方でも推進されておると思うわけですが、蟹江町でもそのような方向性でできないものか、お伺いをいたします。

○農政商工課長 山田晴雄君

本町地区に町民菜園はできないかということでございます。

今現在、八幡と新田の道西に1カ所ずつ設けてございます。19年度の利用者の方を募集したところ、19年度につきましては、八幡の方はちょうどいっぱいになりましたが、道西の方はまだ2カ所ほど余裕があると。1区画が20平米ということで、道西には61区画、八幡の方は21区画ということで設けてございます。

昨年につきましても、18年度の利用者の募集をしたところ、1名ずつオーバーをしたところでございますが、抽せん会の日に欠席されまして、ちょうどまくおさまったということでございます。

いずれにしろ、多くの方の応募がないということで、まだ様子を見ている段階でございます。もし多くの方の応募があるようであれば、また先々、住民の余暇利用ということで考えていかざるを得ないだろうと思っておりますが、今のところ、まだそれほど多くの応募はないということで、今後、状況に合った方法で考えていきたいというふうに思っております。

それと、農業体験農園ですか、これにつきまして、今、加藤議員がおっしゃられた記事を私もいただいて、見ておるわけでございますが、これにつきましては、1年間を通してとれた作物を体験農園に申し込まれた方が入園料の代価としてできた作物をいただくということでございます。農作業につきましては、農家の方が畑の起こしから、肥料とか、種まきとか、苗の植えつけとか、いろいろなことを1年を通してやるわけでございます。それに農業体験でございますので、非農家の方が植えつけから作物のとれるまで、様子も見ながら一緒にやっていくということで、今、蟹江町がやっている町民菜園、これは使用料を町にお支払いいただいて、自分で一から十までやると。農業体験につきましては、農業者がすべてをやってくれるということで、新鮮な作物を申し込みをされた方がいただくということで、有料のといえますか、できた作物を買い取るような形だということでございます。

これにつきましては、海部南部農協の十四山にある支援センターの方でやっておられるということでございます。まだ蟹江町ではまだちょっと考えておりませんので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○7番 山田邦夫君

7番 山田です。

今の町民菜園に関連してですが、ことはまだ満たないとかねて私も聞いておりました、以前はオーバーしておったんで、毎年切りかえどきに、どこに変わるかわからないから、年度を越すものはつくってはいかんよと。どこへ、道路に近いとか、土が肥えているとか肥えていないとか、そういうことももうない。ぱつと切りかえだよということで了解がいつい

たんですね。

ところが、ことしあたりは、いや、どうも満たないようだ。そうなってくると、私は一生懸命土づくりをやってきたと。順番に、畑凝ってくると、土づくりが気になり始めるわけですね。これは相談にもう行っていると思うんですが、何とかばらっと変えずに、去年と同じところをやらせてもらえんかと。どうも「いいよ」という答えは出していないみたいで、何とかならんかと私に相談を受けているわけですが、そこらはことしはどうされますか。

○農政商工課長 山田晴雄君

確かに山田議員のおっしゃられるように、そのお話は重々聞いております。抽せん会のごときに皆さんに諮りまして、継続の方も見えますということで皆さんに諮りまして、場所については、従前の場所ですべてがいいということで返事をいただいております。ことしのところにつきましても、そのような形で皆さんに了解を得て、同じところをつくっていただいておりますということに結果なっておりますので、よろしくお願いをいたします。

○11番 小原喜一郎君

1つだけ。11番 小原喜一郎であります。1119ページですね。農業委員。集中プランでは、定数を12名にする云々ということをやっておるようですね。議会選出議員は1名にするというふうにしておるようですね。これは、もうほぼそういう方向でいくということで、議会は正式にまだ1名にしたというふうにはなっていませんね。町の方では方向づけをしておるんですか。ちょっと聞いておきたいわけがあります。

○農政商工課長 山田晴雄君

農業委員さんの定数につきましては、今現在、農業委員さんの方に定数の減、それにつきまして、今、投げかけをしておるところでございます。まだ結果的には出ておりませんが、議員さんの方も削減されましたということで、そのようなお話をしておるわけでございます。同じような形で削減を考えていきたいというふうに農業委員さんの皆さんに今、お諮りをしておるところでございますので、19年度内には定数の改正条例、その辺を上げさせていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○11番 小原喜一郎君

11番 小原喜一郎であります。そうすると、議会の側ですが、農業委員会の方でそういう方向づけをしていただいた後、議会の方へ具体的な提案というふうになるのでしょうか。並行して議会の方も論議していくということになるのでしょうか。どうなるのでしょうか。

○農政商工課長 山田晴雄君

とりあえずは、選挙で選ばれる人の定数の改正と、それと今考えておりますのは、その後、議会の方には今現在、2名の方が推薦で来ていただいておりますが、その辺のことをご相談申し上げますか、1名にお願いしたいなというふうには思っております。

○副議長 横江正己君

他に質疑がないようですから、5款農林水産業費を終わります。

続いて、6款商工費、124ページから127ページまでの質疑を受けます。

○2番 加藤正雄君

2番 加藤正雄でございます。

127ページのちょうど真ん中よりちょっと下のところでございますが、足湯関連整備事業に関して質問させていただきます。

町長が観光、環境、改革ですか、3Kを掲げて、町長の所信表明でもおっしゃってみえたわけでございますが、本当に観光の町蟹江という観点でいけば、この足湯というのは非常に大事な事業だなど、このように思っております。多くの方々が足湯に参加されて、「非常に気持ちもよかったし、いいな」と、こういう声を聞くわけでございます。観光の町蟹江、そういう点から、やはりさすが町長だなど。町長がやはり観光に関してすごく力を入れて行ってみえるこの足湯も、これから大きく足湯を通して広がっていくんじゃないかと、このように思っておるわけでございます。

足湯の場合も、12人ちょっと入ると、もう入れませんですね。そういう観点でいけば、足湯だけじゃなしに、手湯、手も、待っておる間に手も入れて、手も効果あるそうです。

(「手だけ」の声あり)

ええ。ですから、足湯を待っていると、入れないんです。手だけでも、手湯をやっていけば、これもまた効果があると言われておりますので、これもひとつやっていただけるといいんじゃないかなと、このように思うわけでございます。

いずれにいたしましても、観光事業、大事な事業でございます。そういった意味で、足湯を通して、また手湯を通して、蟹江町の発展のために、横江町長、頑張っていたいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(「要望」の声あり)

要望じゃございません。一言お願いします。

○町長 横江淳一君

ありがとうございます、お褒めいただきまして。行かれましたか、足湯。手湯ありますよ。

(「手湯はないんですか」の声あり)

いやいや、後ろに手湯ございますが。

(「どこですか」の声あり)

いやいや、足湯の場所に手湯と書いて置いてあります。

(発言する声あり)

多分、手の方もいいであろうということを聞いておりましたので、それはたしか手湯と書いてありますよ。すぐ後ろにこうやってもらうように、北側にあります。

(「わかりやすく」の声あり)

いやいや、多分だれが行っても、すぐわかると思いますけれどもね。行ってもらうと、すぐ手湯と書いてありますので、大きな字で。一度、ちょっと再度。

それと、アンケートについても、今、どうだということ、今、意見をとっておりますので、やりたいと思っています。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○副議長 横江正己君

他に質疑がないようですから、6款商工費を終わります。

続いて、7款土木費、128ページから143ページまでの質疑を受けます。

○7番 山田邦夫君

7番 山田邦夫です。

細かい点ですが、3つ聞きますので、お願いします。

1つは、129ページの一番下にあります放置自転車の処分委託料75万円ですが、これは去年の決算のときに私、ちょうど幾らで処理しているかということをお伺いしました。75円ですから、これ1,000台分ですね。

実は、余り言いたくないんだけど、触れる。あそこの中央道の下に集積してありますね。あそこ、ちょうど1年、毎月1回ごみ拾いをやっているそのメンバーに私は加わっておるわけですが、そうすると、随分きれいになりまして、自転車だけが目立つようになってきたんですね。その参加者から実は言われているわけですが、自転車750円かけて売らなくて、処理してもらうのと。中にはいいのもあります。ぼんこつみたいのがありますが、いいのは欲しい人がある。私でも欲しいという、こういう意見なんです。

非常に最初の放置自転車かどうかを認定するときから、エフわって、いざけて、並べて、大変な労力がかかっていることはわかるんですが、その後は均一で750円払って引き取ってもらうということは、これ、北朝鮮へ行くのかどこへ行くのか、今わからんのですが、使わなくなってしまうのか。

いいのは、何か年に1回か何か、自転車も安い1万円以下、6,000円くらいで買える自転車から、二、三万円するやつまであるわけです。ですから、まじっているわけです、いいのがね。そういうのについては、何十台か、100台でも売ったってもらえると、やっぱりいいなと思うんですね。

(発言する声あり)

いやいや、そのことは先回言いましたから、言いませんが、やっぱりリサイクルとか言わなくても、今持っている自転車がぼんこつで、買いかえたいな。新品買うほどのことはないな。あそこにはいいのがあるなと思っている町民がいるわけです。そういうルールを考えたことがきんたろうか。これは、実は私の質問でなくて、質問を受けているから、受け売りしてお尋ねして、お答えをいただいたのをまた答えるわけでありまして。それが1つです。

2つ目は、137ページの耐震診断の件です。耐震診断はしてもらったけれども、耐震構造に変えるのに60万円の補助がでます。600万円組んでありますから、10戸分の補助予定が組んであるわけですが、実はこれ、危ないよと診断されてから、どういう工事をしようかというので非常に迷う、私もその一人ですが、何百万円かかるのか、1,000万円かかるのかわからんわけですね。

その上のところに、今回新しくだと思うんですが、診断業務委託料というのは、業者が診断してくれる費用だと思うんですけれども、その下に耐震改修促進計画策定業務委託料というのが今回900万円発生しました。これは一体何か。今の改造しようとする人に何か相談をしてもらえるものかどうか。ちょっと私、勘違いした質問しているかもわかりませんが、その点をお伺いします。これが2つ目です。

3つ目は、139ページの真ん中辺に、委託料で13番で水路清掃委託料250万円があります。これも先般聞きましたけれども、大抵ある業者はほぼ固定になっているんじゃないかと思うんですが、年間何十カ所かを指定して、やってもらっていると。継続してやっているから、非常になれてきて、うまくやっていると思いますが、言葉は悪いんですが、マンネリ化して、余り労力もかからんのに、月20万円か、年間250万円、もしかすると出ていっているんじゃないか。そうでなかったら、ご無礼ですから、業者にそのまま伝わるといけません、事務局としては、ちょっとマンネリ化したやり方をしてないんだろうかという心配をしておりますが、この点はどうでしょうか。

以上3点です。

○産業建設部次長・土木課長 水野久夫君

では、放置自転車の件についてお答えをさせていただきます。

放置自転車につきましては、ただいま議員が申されましたように、1台当たり750円、処分の金が390円と運搬に要する金が350円、1台当たり750円の経費がかかっております。19年度につきましても、約1,000台分の75万円を計上させていただいておりますが、最近の傾向としまして、昨年の実績でいきますと、700から800台ぐらいの処分を行いました。それにしても、60万円ほどの金額を要しております。

お話がございましたように、仮にこの中の何台かが、例えば個人さんにお譲りできるようなことになれば、それは確かに経費の面でいきますと、何がしかの節約といえますか、軽減にはなろうかと思えます。

ただ、前にもこういったご質問をいただいたことがございまして、近隣の状況も調べてみましたが、少なくとも周りの町村の中では、そういった形で個人さんにお譲りしておるといふ事例はその当時はなかったです。

さらにいろいろ調べてみますと、もう少し大きな市、例えば名古屋市あたりですと、名前はちょっと定かじゃないんですけれども、リサイクル何とかというようなところがありまし



て、そんな中で修理を加えて、個人さんにお安く販売といいますか、お渡しをしておるとい  
うことも聞き及んでおりますので、もう少しそういったところを研究をさせていただいて、  
調べさせていただきたいと考えております。

少なくなれば、私どもの方としても経費が少なくなる話ですので、ただ、所有権といいま  
か、個人の持ち物ですので、そのあたりのところは警察といろいろ照会をかけてやっておる  
んですけれども、どうしても所有権がかかわっているというところが今までの問題で、お譲  
りができなかったところではありますが、現にそういったところがあるのであれば、それらの  
ものを少し調査し、調べさせていただきたいと思います。

○産業建設部次長・都市計画課長 佐野宗夫君

それでは、2点目の質問にお答えさせていただきます。

まず、耐震診断から住民の方は町の方に来ていただいて、耐震診断という形で、町の方が  
まずご指導をして、そうしまして、専門の方に町の方が今度パイプ役という形で、住民の家  
に行っていただいて、耐震診断を専門の方に受けるという形をとらせていただいております。

その時点で、改修という形にはつながっていくんですが、その改修の仕方はどうだろうと  
いうことで、専門の方、診断をされた方、その方に対してアドバイスはしなさいと。それで、  
営業活動はだめよというような形で、耐震の改修の方法、そういうのをアドバイスはしてい  
ただくようにという形で耐震診断員の方にはお願いしてございます。そういう形で診断員の  
方も、そういう講習を受けながら、動きをとらせていただいております。

それから、耐震診断につきまして、今度サポートとしましては、あくまで診断員の方と、  
それから県の方の研修センターというか、そういうところの一回ポイントというか、県の施設  
の中で相談の窓口は持っておりますので、そういうのもご利用いただければとは思っておりま  
す。

それから、その次に、耐震の促進計画策定業務でございます。促進につきましては、あく  
まで促進法に基づいて、国・県の方針を決めた形で、現在としては、耐震化率といいますか、  
ちょっと弱いよという建物がございます。その時点では、大体統計的には、悪いというのが  
大体22%ぐらいです。それを10年間で90%まで、22%いいますと、あと12%を改修してい  
ただくというような方向づけを、何しろ町の方の方針を決めるための促進計画をつくるとい  
う形でございます。その促進計画に基づいて、住民の方にPRするためのパンフや何かもここ  
でつくっていったって、耐震の促進を図っていきたいと思っておりますので、よろしく願  
いいたします。

以上でございます。

○下水道課長 絹川靖夫君

3点目の水路清掃委託料でございますが、これにつきましては、議会等で並木道等の水路

清掃についてどうだいたことがありましたので、一遍内容をチェックさせていただいて、発注の仕方、内容等について検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

○7番 山田邦夫君

7番 山田邦夫です。

自転車のもし分譲できないかというのは、町の職員さんで余り細かいことまでやると、その人件費の方が高くなってしまいうんで、やっぱり考えるのは、ある時期が来て、もうこれは業者に有料で引き取ってもらうという直前の段階か何かで、自転車を見るとわかるんですよ。これは高い、2万円以上の車だ、これは6,000円くらいの車だ、わかるんですね、安い車かどうかね。いい車で程度のいいのは、やっぱり少しよけて、それほど、協会がありませんけれども、ボランティアでもリサイクルでも、どういう協会でもいいんですが、何か少ししかければ、それをある期間に計上して、買いに来てもらう。例えば、2,000円なら2,000円均一で売ってしまうと。例えばの話だよ。そういうようなことをすれば、100台でもさばれば、20万円入ってくるし、町民もいい目をする。

余り細かいことまで申し上げて恐縮です。そういうような質問を受けるのに、我々はどう答えたらいいかということのために、これ、質問しておりますので、何か考えれる、名古屋市などがやっているから、一遍検討したいということでしたら、それで結構でございます。

それから、先ほどの耐震診断の改修促進計画策定業務委託料900万円というのは、600万円の耐震工事補助をしているのに、実はそれ使ってくれないですね。昨年度もそれだけ、600万円は使っていません。それで、今度は、どこかしらのそういう機関にどうやったらこれを使ってくれるようになるかということのを計画を策定してもらうのに、900万円もまた使うわけですね。いまいち何かやっていることがどうしたもんかなという感じがいたしますが、もう少し手軽に、確かに診断に来た人はとやかく言ってきますけれども、知った大工があるとかないとか、それが一級建築士か何かもありますね。ですから、身軽に相談できる場所があるといいなという実感がしております。

それから、水路の問題については、これは一般質問でやりました。随分手を打っていただいて、ああ、やってもらっているなという感じがします。それは、もしかするとこの業者でなくて、シルバーかどこかに一月に1回やっているのではないかと、これも推測ですけども、とにかく従来のやり方については、一度見直し、チェックをしていただけたら結構でございます。

以上です。

○産業建設部次長・土木課長 水野久夫君

自転車の件につきましては、研究をさせていただきます。

○産業建設部次長・都市計画課長 佐野宗夫君

議員言われましたのは、相談窓口という形の行政でもというような感じでも受け取れまし

たので、私ども、一応そういう相談窓口というか、そういう促進計画の中で、一応そういう方向づけを決めていきたいと思っておりますし、もう一点、私、言いそびれましたが、あくまでこの促進計画をつくらないと、来年、再来年度ですか、21年度だったか、20年度だったか、ちょっと記憶にはございませんですが、耐震改修費、この補助金がちょっと来なくなる。あくまでも策定して、地区の住民の方に周知しながら、皆さんと一緒に耐震を図ってこうよというのが大前提でございますので、そういう形でやらせてもらうのも一つの手法でございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○副議長 横江正己君

質疑の途中ですが、暫時休憩といたします。

(午後 2時55分)

○副議長 横江正己君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時17分)

○副議長 横江正己君

7款土木費。

(なしの声あり)

質疑がないようですから、7款土木費を終わります。

続いて、8款消防費、144ページから153ページまでの質疑を受けます。

○11番 小原喜一郎君

11番 小原喜一郎です。

(発言する声あり)

○副議長 横江正己君

私が間違えましたかね。申しわけないですけれども、土木費を終了させていただきます。

○11番 小原喜一郎君

11番 小原喜一郎でございます。

1点のみで、うるさい電話をもらったので、これは一応は言っておかなくてはいかんと思って、言わせていただくわけでありますけれども、145ページ、常備消防になるわけで、手当ということになるんでしょうか、何うわけでありますが、救急業務で後ろに必ず消防車がついてくるけれども、あれはむだじゃないかという指摘がありまして……

(「だれから」の声あり)

だれからというと、あなたの名前を言わなければいかんようになってしまうので、言いませんけれども、朝6時くらいから電話をいただきましたので、これはちょっと言わんとまたしかられてしまいますので、言わなければいかんなどというふうに思っておるんですけれども、

それで私なりにちょっと調べさせてもらったんですよね。それで、法規上では必ず後ろに消防車をつけなければいかなようになっているようですね。これは愛知県の規則のようですけども、とりわけ心臓の病気で救急の訴えがあった場合に、やっぱり人工呼吸のことも考えなければならので、人工呼吸を病院までやっていると、1人ではとてもだめだそうですね。だから、2人ないし3人で対応しなければならん。その他の医療措置も必要ですので、もう合計で五、六人は要するという、どうしても要するという結果になるということで、普通車ではいかなのかということ、消防車ということが決まっているそうであります。

そこで、私は伺うんですけれども、手当はどうなっているのかなということですね。その人の訴えによると、「あいつが」、あいつがと、こういうことで言わせてもらいます。「あいつが出動手当がついているので、ついてくるんだと言った」と、こういう話ですけども、いや、調べてみるとそうじゃなくて、そのようなことだと思うんですね。

それで、調べてみると、救急の場合は250円の手当がついているんですか。1,476回の昨年でいうと出動があるんですけども、手当は延べ4,426人になっておって、110万6,500円と、こういうふうになっているわけですけども、全体として、1つは、これらの手当、これ幾つかあるんですけども、火災、救助、警戒、それから救急とあるわけですが、この145ページのところにも手当がずっと並んでいるんですけども、このどこへ入るのか、ちょっとまず最初にそれを聞かせていただきたいということですね。

それから、いわゆる救急業務の火災の出動と救急業務の出動と少し中身、内容が違ってくるのではないかというふうに思うんですけども、どのようにこの出動手当についてはお考えになっておるのか、承っておきたいと思います。

○消防署長 山内 巧君

それでは、まず1点目の消防の出動手当がどこの145ページに入るのかということですが、7番目の特種勤務手当、この項目の中に入っております。

それと、あと火災等の300円と、それから救急出動手当の250円の違いでございますが、実を言いますと、平成14年度に特種勤務手当の見直しを行っております。それまでは、火災、救急救助、警戒、また救急、これを一律300円で行ってまいりました。これを平成14年度の特種勤務手当の見直しに伴いまして、救急出場手当のみ250円に引き下げております。

以上でございます。

(「考え方」の声あり)

実は、先ほど来も救急の支援出動体制は平成13年からしいておるわけでありましたが、当初につきましては、交通事故、それから労災事故、こういったものを対象事案といたしまして、救助、救出、それから出火の警戒、交通誘導、こういった消防車の現場の安全管理を行うこと、こういったことを目的としまして、警戒出動として出動をしておりました。

この後、平成15年になってからであります。実は愛知県の救急業務高度化推進協議会、

ここで急病である心肺停止等の重篤者の支援体制、これを本格的に行うようになったわけでございます。このところでは、心肺停止等の事案に消防車を同時に出動させるのは、効果的、また効率的な運用を図りながら、救命率の向上に努めるとされてから、急病である救急支援が急増したということでございます。

どこの本部もこういったものも手当をつけておるということでございますので、よろしくお願いをいたします。

○11番 小原喜一郎君

それで、これ見てみますと、救急出動の場合でいうと、出動回数1,476回になっていますね。必ずしも、いわゆる手当そのものは、出動手当は250円掛ける1,476回には、掛ける出動人員にはなっていないんですよ。この辺のところはどういうふうになっているのか。

例えば、同じ出動でも、性質によってついていない場合とついていない場合とあるのかどうかですね。例えば、全部ついておるということになると、少しその手当は検討する必要があるのではないかなというふうな気がするわけですが、その中身ですね。そうでない、つけない場合もあるというふうなことになるのかどうか、ちょっと聞かせていただきたいと思うんです。

○消防署長 山内 巧君

実は、出動手当につきましては、救急支援、先ほど申し上げましたように、当初につきましては、警戒出動という形で手当をつけておったわけでございます。それで、これが先ほど言いましたように、15年から急病である支援体制をしいたと。それまでは、ほとんどが労災だとか交通事故を対象にしておりましたけれども、17年を過ぎてから急病の事案がふえてきたということになりました。

それで、部内でもいろいろと検討いたしまして、これだけ急病がふえてきたと。それで、警戒出動との差があつてはおかしいんじゃないかなといったことも出てまいりましたんで、今、内部の方でもちょっと検討をしております、19年度から一遍そういったものも、救急と同じという形で進めていくような調整をしておりますのでございます。よろしくお願いをいたします。

○11番 小原喜一郎君

11番 小原喜一郎でございます。

よくわかりました。検討していただいておりますので、私はそのくらいにしておいた方がいいというふうに思いますので、おきますけれども、もう一つ、地域消防団の場合ですね。これも言われていまして、私のところのぼやがあつたと。それで、本部の消防が来て、消して帰っていったんだけど、後から私のところの消防団が来て、放水したと。それで、タマがパーンと当たったという訴えがあつたんですけど、そのときに「何で放水するんだ」と言ったら、「放水しないと出動手当がつかない」という答弁が返つ

てきたと、こういうお話があったんですよね。そこの基準ですね。放水しないと出動手当つけないのか、一応報告に沿って、何人参加したから、何人の出動手当をつけるというふうにしているのか、それをちょっと聞いておきたいわけでありませう。

○消防署長 山内 巧君

それでは、消防団の出動手当についてご説明を申し上げます。

まず、消防団の出動手当につきましては、訓練出動、それから火災出動は1件4,000円となっております。それから、あと金額の違うのは、3,500円というものがございませうが、これはラッパ隊の訓練をするときには3,500円の手当をつけております。

それで、火災出動、これはご質問にありますように、水を出すからこの火災の出動手当をつけるということではなくて、これは消防署の方の通信指令でもって、消防団の必要性があるときには分団の方に連絡をいたします。もう現場に駆けつけていただいたときに、それで出動要件を満たしておるということで、出動手当はつけております。

もちろん、最後に活動していただくということになりますので、現場で出動していただきました団員さんを集めまして、点呼をとって、それで手当をつけておるということでございませう。お願いいたします。

○副議長 横江正己君

質疑がないようですから、8款消防費を終わります。

続いて、9款教育費、154ページから197ページまでの質疑を受けませう。

○19番 伊藤正昇君

19番 新生会 伊藤正昇でございます。

169ページ、一番下から中学校野外運動場建設事業ということですがけれども、これがちょっと教育次長に聞きたいんですけれども、4月から飛び越して蟹江高校の体育館及び運動場を使うということですので、その電気代とか、もちろん運動場なんか砂ぼこりが立てば、水道も使うということで、そういう経費はどの辺で見ているのか。また、見てなければ、補正でやられるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思ひませう。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

ことしの4月から、蟹江中学校の生徒が、特に部活の使用になると思ひませうが、蟹江高校の体育館、それからグラウンドを使うということで、県の方からも許可をいただいて、やらさせていただきます。

それで、その使用のですね、当然電気代だとかその辺はかかりますので、これ、実は当初予算に組まさせていただいた額というのは、前年度、実は蟹江高校の例えば電気量の実績の額を組まさせていただいておるものですから、そのうち、今回蟹中が使う例えば電気関係だと、ほんのわずかなんだろうと思ひませう。今、県の方とは詰めておりますが、もとの契約自体は県は余り変更したくないということですので、私どもが使った分だけの電気量をはじき

たいということで、子メーターをちょっとつけさせていただいて、使った分だけ支払いしようということで、今、進めております。

水道や何かは、そういうわけにちょっといかないと思いますので、基本料金と実際、基本料金を超えるようなことはまずないと思いますが、そういう払いになるかと思います。

あと、このほかにも保守関係が当然出てきまして、体育館を使うということで、消防用設備の保守ですとかその辺については、県の方も蟹江町が、こうやって蟹中にお貸しする以上は、蟹江町で管理してくださいという、そういうことを言いますので、私どもでその辺の委託の関係をやらなくてはならんというふうに思っていますし、もう一つは、浄化槽の関係です。浄化槽が、あそこも合併処理浄化槽で、結構大きな浄化槽を持っておりまして、その保守点検という格好になると、結構な額を支払わなくてはなりません。調べますと、蟹高が実際今、支払っている額というのは、相当高いお金で払っているようですが、私どもの今、公共施設全体で1つの業者と委託契約をやっておりますが、それでいくと、今、蟹江町で一番大きな合併浄化槽といいますと、中央公民館の合併浄化槽になりますが、その浄化槽が約30万円近い金額ということですので、それ以上のお金を実は蟹高は払っているようで、そういうことで、なるべく抑えた金額で何とかやっていただくような交渉をしているところでございます。

ですから、そういう経費に係る分については、予算上は今、確保をしているという、そういう状況でございます。

○19番 伊藤正昇君

電気は子メーターをつけるということですが、あそこはたしか簡易水道が入っていると思いますが、水道自体も子メーターで対応するわけにはいかんでしょうかね。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳男君

今は、私どもとしてはそのままという格好では思っておりましたが、子メーターをつけて、その方がはるかにいいということであれば、一度ちょっと考えさせていただきたいと思います。まだそれは間に合うと思いますので。ありがとうございました。

○21番 奥田信宏君

21番 奥田でございます。

1点だけお聞きをしておきたいと思いますが、今、蟹江高の関連の話であります。実は今、195ページの下から何行目かの町民プール借上開放事業というので、昨年もケニーズでお願いをしておりましたが、この19年1年間、体育館は蟹高で利用させていただけるという話を県の方から了解いただいたというふうには思って、そういうふうにお聞きをしておりますが、あのプールも、ことしまで使っておったプールでありますので、そのまま使えそうな気がいたしますし、同じなら、夏の間だけ開放ができるような方向か、例えば蟹中の生徒だけでも使えるような方法を講じることができないのかどうか。

使わないでほかっておきますと、特にこちら側の、かなり荒れてはおるんですが、ロッカーのところですが、そういうところが余計傷んでしまうような気もいたしますし、そこら辺も、例えば県で屋内の今の体育館だけでなしに、例えばプールならプールも一緒に借りていくというような方向性を見出せなかったのかどうか。そこら辺、もしできたらそれも入れてもらえると、後々、例えば蟹江町にもし管理とか、あるいは全部無料で使わせてもらえば言うことないんです。そういうものができた段階で、蟹江町にとってはかなりプラスのような気がいたしますが、ちょっとそういう交渉をしていただけないかどうかもちょうと兼ね備えて、どなたかにご答弁をお願いしたいと思っております。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

蟹江高校は当然、プールがあって、私どもとしましては、今の蟹江中学校がそこを借りるという、そういう交渉の中では、蟹江中学校、基本的には体育館が使えない。そのかわりに何とか蟹高の体育館を貸してください。グラウンドについても、今回、蟹中のグラウンドも工事の関係で多少狭くなるということもあって、そういう面で、蟹高のグラウンドを貸していただけるんだったら、何とか貸していただけないでしょうかということをお願いして、県の方は、それでしたらオーケーですと。

ただ、プールについては、蟹中は十分使えるということもあって、そういう蟹江中学校の生徒が蟹高のプールを使うという、そういうことはこちらの方としては全く頭の中に入っていないくて、そういう交渉の場にはプールは全然上げてなかったです。

ただ、実際にプールを使うとなると、水質管理面では、今、多分非常にあれは毎回毎回、多分使うごとに水質の検査をしてだとか、そういうような格好になってきますので、相当多分手間が要るんだろうと思います。ですから、常時使うということであれば、あのプールは随分有効になると思いますが、たまに使うということになると、ちょっと水質の検査の面で大変なことになるかなというふうに思っておりますが、蟹高の施設を使うということで、蟹高のプールというその辺のところは、今の段階では全く考えていなかったというのが、そういうことでございます。

○21番 奥田信宏君

21番 奥田でございます。

なぜこういうことを申し上げたかといいますと、いわゆる蟹中から蟹江高校へ移動して、当然着がえなんかも向こうで全部やって、体育授業を受けたりとか、当然そういう使用の方法になるでしょうし、屋外の校庭も、当然その時期はそういう方法になると思うので、そうすると、もしできたら一緒に、管理と一緒に使えたら、体育の授業そのもののもっと広い使い方もできるのでないかと、そういうことも思うし、そうすると、例えば再来年、もし蟹江町へ蟹江高校の跡地の管理が来るようなならば、今の時期から一緒に使っておいた方が、蟹江町が非常にベターになるような気がするので、そういう交渉も一緒にしていただいたらどう



かなということで、一度、もし町長さん、助役さん等、それから教育長さん等とご相談をいただいて、そういう方向性がもしできるなら、今の時期から使った方が私はベターだと思うので、一度こういう方向で検討していただけたらと、要望だけはしておきます。

○副議長 横江正己君

要望でいいですね。

○13番 黒川勝好君

13番 黒川です。

今の件に関して、ちょっと確認をさせていただきますが、体育館を使うということ、グラウンドもそうですが、あれは授業の一環でもう使われるおつもりなのか。私が思っておるのは、今の吹奏楽の関係で、練習場所がないから、あそこを借りるという形の一時的なものだと僕は理解しておるんですが、全般に使うということになりますと、生徒の移動ですね、学校から蟹高までの移動とか、そういう安全面が全然言われてないわけですね。

今のプールでもそうですけれども、それは使えば使うにこしたことはないんですが、授業に使うに当たっては、やはり子供をそこまで、生徒たちを移動させないかんとということで、非常に問題点が多く出てくると思うんですが、どれぐらいのあの体育館は利用をされるおつもりなのか、1点お聞きします。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

当初は、体育館が使えなくなるということで、中学校の方も何とかいろいろな、もちろん授業にも使ってだとか、そういうことも当初は考えられたようです。学校行事やなんか、例えば文化祭的なこともありましようし、合唱コンクールだとかそういうことも蟹高の体育館を使ってやりたいんだという、そういうような思いは持ってみえたようですが、やはり今、黒川さんが言われたように、移動方法がやはり非常に困るという、やはり安全が確保されない。あれだけの人数が全員ばっと移動するに当たっては、例えば町がそれはバスやなんかを用意してやれば、それはそれでいいことかもしれませんが、毎回毎回そんなことはできるわけじゃないですし、お金がやはりかかるということもあって、そういうことは、学校の方は、例えば授業については、私が聞いた限りでは、体育の授業でも、今、一番東側に武道場がありますので、そういう室内でできるものは、当然室内でやるといういうことを言っておりますし、先ほどグラウンドもちょっと狭くなるとは言いましたが、狭くなるといえども、全く使えない状況ではありませんので、できるものはそれでやるという、そういう格好で学校の方は言うておりました。

ですから、基本的に、授業を向こうの方でやるということ、まず学校の方は考えてないようです、今は。それで、実際使うとなると、部活がもうほとんどの状況と聞いています。ですから、部活でも、それでも学校終わってから向こうの方へ行くわけですから、相当な距離で、やはり自転車をこいで行くということになると、そういう面では、安全面がちょっと

心配は心配ですが、できるだけ安全なところを通っていくという、そういうことでありますし、学校はもうその辺は細心の注意を払ってやるということですので、今はそういう格好になっております。

○11番 小原喜一郎君

11番 小原喜一郎でございますが、191ページの学校給食管理費に関連をして聞いておきたいわけでありまして。

集中プランの36ページになるというふうにするんですけども、これを読んでみますと、18年度黒印になっているんですよ。それは、給食センターの運営、PFI給食センターを含む民間委託の手法を活用するというふうになっておいて、18年度で黒印になっておるけれども、19年度は一重丸になっているわけですが、それで、ところがその下の指定管理者制度の検討の総務課ですけども、これを読んでみると、各施設管理担当課において、指定管理者制度の導入について検討すると、19年度黒丸と、こういうふうになっているわけですよ。このところがどういうことなのか。PFI方式の方はもう18年度を通り越しているわけですけども、19年度で検討を深めて、具体化する予定なのか。あるいは、この指定管理者とのかかわりで、むしろこれも含めた形での検討になるのか、ちょっとその辺のところをすっきりささせてもらいたいというふうにするんですけども。

ちょっとどういう手法でいくのか、まだはっきりしない感じがここからは受け取れますので、いつ結論を出すのかもはっきりしませんので、聞かせていただきたいと思うんです。

○小中学校給食センター所長 村上勝芳君

給食センターのPFI事業について、集中プランについて、18年度黒丸という印になっておりますが、これまで進めてきて、18年度においては、9月議会において地質調査及び可能性調査を補正いただきましたので、今、それを実施しておりますので、今月末が可能性調査については業務が終了いたします。ですので、集中プランにおいて実施済みの黒丸にさせていただきます。

○11番 小原喜一郎君

議長、下のところの総務課の関係のところはいいかな。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

私どもの方が出しております指定管理者制度の検討でございますが、これは左の方にございますように、17年9月には指定管理者制度の条例化の部分の制定していただきました。これに基づきまして、既に18年度からは2つの施設を行わせていただいたわけでございますが、今後につきましては、19年度を初年度として、まだ今後、各施設の担当課、管理課がございまして、実態についての調査やら、今後どのような方向性を持つかということをおちらの方で検討を始めるという内容で書かせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○11番 小原喜一郎君

11番 小原喜一郎でございます。

そうすると、あくまで給食センターの方向はPFI方式で推進していくという方向で、具体的には今年度分はこの3月いっぱいですと完了すると。新たな年度においては、これ、一重丸になっているわけですが、どんな方向でいくということになるのでしょうか。ちょっと聞いておきたい。

○小中学校給食センター所長 村上勝芳君

PFI方式で決定しているわけではございませんが、PFIの検討を今、業務委託して進めております。今後につきましては、このPFI可能性調査の中でバリュー・フォー・マネー、効果だとか、事業の適用性だとか、制度上の問題だとか、事例など、いろいろ幾つかの可能性調査の検討結果が出ますので、その検討結果を見て、決めていくということが19年度に入っていきます。

19年度に入りますと、事業決定をしていくことだとか、実施方針を策定していくことだとか、事業者の選定、公表だとかという業務に入っていきますが、このままの予定でいく、計画は19年度に今のような予定をいまして、20年度に事業者の募集をさせていただいて、契約、21年度に設計、建設、22年度の9月、2学期から供用開始というような予定で、今の可能性調査の方を検討しております。

○11番 小原喜一郎君

11番 小原喜一郎であります。そうすると、今の答弁の中で、考えただけでも、まだPFIでいくという結論に達したわけではない。しかし、検討していったら、予定は、事業者の選択を20年度にやる予定だということは、そう言いながらも、ほぼそういう方向を目指しておるといふふうには受け取ってもいいのかな。その辺のところをちょっと、例えば19年度中にPFIでいくか、その他の方式でいくのか、直営でいくのか結論を出すということなのか、ちょっとそこをはっきりしておいていただきたい。

○行政改革推進室長 飯田晴雄君

お答えいたします。

全協でもお話ししたように、公共施設の手法につきまして、PFI、民営化など、他の自治体の成果をさらに調査をして、判断していくということで、一応は可能性調査は18年度で実施で終わっていくわけですが、この結果を議会とも相談しながら、もしPFIでいくであれば、20年度は黒丸になっていくという格好で、今、考えておるわけでありまして。

そのために、今、19年度におきましては、その可能性調査をお示しながら、皆さんでお決め願って、どういう手法がいいのか、決定してまいりたいという意味合いで、白丸にしてあるという格好でございます。

指定管理者におきましては、同じように、他の自治体を見ながら、いろいろな現状もござ

いますので、慎重に取り組みたいということで、検討をしていくということになっておりますので、即やっていくというわけではございませんので、慎重に、かつやれるものにつきましてはやっていきたいという趣旨でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○14番 菊地 久君

14番 菊地でございます。

蟹中の屋内運動場の問題でございますが、協議会のおきにだされた資料で、中村議員の方からの質問があったわけですが、南側に倉庫をつくられると、風通しが悪いのではないかと。そのような点について、関連をしながら、もうちょっと質問をしたいと思ひますが、一般的に建築物を見ますと、南側は採光、光が入りますし、風通しがいい、これが基本だと思ひますね。設計上、基本はそうです。大体学校のですね、中学校やなんかの体育館をほとんど見ても、全部そういう形です。しかし、例えば小学校の須西小学校だとか、立地条件が難しいようなところだと違ひますけれども、そうでない限り、大体南側を明るくして、風通しをよくするということではあります、今回の建築物を見ますと、南側をつぶしておるわけですね。なぜこういうふうにならなければならなかったのか、それを1つお尋ねしたい。

それから、2つ目には、南側をつぶしたときには、屋内の風通しだとか換気の問題は、この設計上で十二分果たせるのかどうなのか。それが2つ目です。まず、その点についていかなものか。建物の問題ね。

それから、先ほど出ておりました質問あるわけですが、例えばこの体育館を建てる間、蟹高の方をお借りをするということができたというお話であったので、そのときはもう既に体育の授業というのは、屋内でやらなければいけない授業はすべて蟹高へ行ってやりなかな。その点について、えらい心配をしておりました。

先ほど黒川議員の質問に対して答弁がありましたが、私も蟹中へ行って、校長先生にお尋ねをしてきました。先ほど伊藤さんのおっしゃったとおり、授業というのは向こうではやりませんと。やっても、クラブ活動。クラブ活動であれば、例えばマーチングバンドやなんかだと、父兄の人がせせせせと道具を運んだり、人を運んだりしますし、外でもやりますというようなことで、心配はどうも解消されたわけではありますけれども、しかしながら、どうしても学校祭だとかそういうようなものについては一体どうなるのかな。例えば、向こうへ行ってやるのか、それとも蟹江の町の体育館でやるのかとか、いろいろな問題も出てくると思ひますけれども、その間、問題点はないか、ありはしないかどうかという点について、2点目に質問します。

それから、3点目でありますけれども、前回も私、申し上げましたように、今見える3年生は体育館ないわけですね。体育館がなくなってしまうわけですね。その1年間というのは、非常にかわいそうではありますので、できれば新体育館でせめて最後の卒業式はしてあげたい

と、そういう思いから考えていったときに、予算上の問題、工期の問題というのは必ずあるというふうに思うわけで、繰越明許の問題があって、補正予算から入っておりますので、多分1カ月か2カ月ぐらい工期が早くできるだろうと。もしこれが本当に当初予算からやっていったら、まず3月のときに完成で、卒業式は私は難しかったのではないかと非常に心配しておったわけで、そういうような意味で、どうやら先ほども答弁もあったと思いますが、3月の卒業式には間に合うように、外構工事は別にして、そういうようなことは間違いなくこれから解体の入札、その後建築の入札ということに入っていくと思いますけれども、間違いなくそういうことが可能かどうかという日程上の問題などを再度確認をしておきたいと、こう思いますので、お願いをいたします。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

たくさんありますが、まず南側に倉庫を置いたという、その辺のところですが、当然これは設計を行っていく上で、どういう配置にするのか、どういう格好にするのかということは、その辺は十分考慮を入れておるとのことだと思います。

例えば、ではどこに器具庫をという格好になってくるんだろうと思いますが、西側に器具庫を設けた場合はどうなるのかという、そういう想定をしてみますと、実は西側というのは、今現在、蟹中の浄化槽が実は西側にあります。自転車小屋のところと同じようなところに浄化槽があって、そこに器具庫いうふうになると、浄化槽にやはりかかるなというところもあって、西側に器具庫を持っていくのはちょっと無理があるのかなという、そういうことがまずひっかかったということです。

それと、当然、西側に無理を、多分できなかったんだろうと思いますが、仮にやったとしても、当然そうなると、東側の部分が、東側に寄るわけですから、今の校舎、今つくっている校舎と東校舎との空間部分が狭くなってしまって、何かその辺がぎこちないという、そういう状況がやっぱり起きてくるのかなという、そういう気がします。

あと、当然、そうなると、自転車置き場やなんかもまた当然考えなくてはいかんということもあって、では自転車置き場をどこに置こうかというふうになると、そういうことを考えると、なかなか、例えば北の方に持っていこうと思っても、北は駐車場をやっぱりつくらなくてはいかんし、ではどこに置こうとなると、どうしても、では今後は南側に自転車置き場を持っていかないかんという格好になる。そうなると、学校の方がやっぱり心配するのは、やはり隠れた部分になってしまうということもあって、そういうことになると、ちょっとそういう面で何か死角となるというのが一番怖いんだという、そういうことをやっぱり言いますので、そういうこともやっぱり避けたい。やはりそうなると、西側というのはやっぱり無理なのかなという、そういう結論になったのかもしれない。

あと、仮に東側、本当に東側にそれを持ってくるということも考えられると思いますが、そうすると、例えば先ほども言いましたように、今の東校舎と新しい校舎がありますもんで

すから、その校舎と器具庫が、要はコンクリートとコンクリートが要は背を向けるような格好になるものですから、それもやっぱり空間的にちょっとイメージ的には悪いのかなというところがあるんだろうと思います。ですから、そういうのも、東側につくるのもどうかなというところがあったかとは思っています。

それから、当然、では北側ということもそれは考えられるんだろうとは思いますが、北側でありますと、今の考え方ですと、そちらの方に玄関ですとか部屋なんかもつくるわけですが、器具庫というふうになりますと、どうしてもやはりコンクリートの背になるわけですから、子供たちが登校するときでも、何か冷たい感じでやはりなってくるのかなという、そういう感じもしますので、今回の体育館をつくるに当たっては、やはり子供たちが学校に行きたくなるような学校をつくりたいんだと、そういうようなこともありますので、そういうこと全体、いろいろなことを考えると、結果的には南につくらざるを得ないような状況になってきたということです。

先ほど、風のことも、これは中村議員さんの方からも言われましたが、せんだって皆様方にちょっとお示ししましたけれども、建築基準法からすると、実際、延べ面積の約20分の1が、そういう開口部分があれば、それは建築基準法上は問題ないという、そういうことでございますので、そういうことからすると、これは完全にクリアしているということ。それから、建物の構造といいますか、今回のつくる体育館というのは、ちょうど片流れでこんなような感じになるわけですね。例えば、町の体育館を想像してみますと、寄せ棟といいますか、ちょうどこういうふうになるわけですね。そういう寄せ棟というふうになると、熱気もそこにどうもたまりやすくて、空気が抜けないという、そういう状況が起きるようですけども、今回片流れでつくりますものですから、そういう面では、ちょうど片流れの一番上のところに実は換気扇を4つ、今回はつけます。ですから、熱い空気をそこから強制的に出すという、そういうこともやりますし、何とかそういうことで、換気の面もクリアできるのかなという、そんなふうに考えております。

それから、学校祭はどうなるのかという、そんなような話ですが、体育祭的なことは、まず学校の方でできると考えています。学校が一番心配しているのは、文化祭というか、合唱コンクールを一番心配しておりました。実は、それについては、当初、やはり蟹高でという、そんなような話ありましたけれども、相談がありまして、結果的には中央公民館のホールでやらさせていただくことに実はなります。既に学習課の方とも話をしまして、何とか中央公民館の方でできるということになったものですから、そういう格好で、今回、ことしに関してはやらさせていただくという格好になりました。

それから、あとは、確かに3年生はことし1年体育館が使えなくなって、非常にかわいそうな年になるわけですが、議員がおっしゃられるように、何とか私どもも3年生を送り出すときには、卒業式には、新しい体育館でもって、そこから巣立っていつてもらいたいなど、

そんなことは考えておりますので、多分、ちょうど今の時期です。3月、この間も6日の卒業式になりますが、体育館は多分できておりますが、外構部分だけはちょっとでき上がっていないかとは思いますが、建物については、もう十分間に合うような工期でもって、今回工期設定できますので、その辺は、3年生については、卒業式は新しい体育館で迎えることができる、そんなふうに考えております。

以上でございます。

○14番 菊地 久君

一番心配したのは、体育館できたこの全体図を見ると、すばらしいんですね。配置図もいいわけです。屋根も流線型に西側にして、道路から、東郊線から見て、すばらしい建物が、これできると、すばらしいというふうに思います、正直言ってね。

しかしながら、いつも生徒さんが使う体育館としては、南側をつぶすことによって、風通しなどは心配だよと。しかしながら、風通しの心配については、こういうような設計で、換気だとか、こういうような形によって多少クリアできますよということを自信を持って設計士に言ってもらいたいんですよ。そうでないと、これは後々悔いを残すです。

一番悔いを残したのは、昭和53年に建った町のこの体育館ですね。あの床について、物すごい今も悔いを残しています。あのころは、一たん流行だということで、木ではささくれが出て、けがをするだとかいうふうな黒川設計が言ったんで、あれ、黒川設計ですよ。そして、その後、全国的にあれはだめだと。バレーやなんかやる人は、ひざにきてだめだということになって、今、多分使わなくなったと思いますけれども、ああいうことが最後まで悔いが残るんですね。あのとき体育館つくって一生懸命運動して、できた歴史があるわけですが、庁舎と体育館と同時にやったんですね。今もあの床を見るたびに、言われるたびに、申しわけないと思うわけですよ。

だから、これだけの事業をやったときに、後でしまったなと、ここをこうすればよかったなとって、愛昇殿に潜るころにまだ悔いが残るといかんもんですから、そういう意味で、ぜひ間違いないよと、こうしますよというようなことだけは、ぜひおたくの方からも黒川設計事務所に言っておいていただきたいと思います。

そして、先ほど、くどく言いますが、3年生の子が必ず新しい体育館で卒業は間違いないとできると、こういう自信を持って日程を組んで、そして業者の入札だとかいう日程上きちんとやれるように、一日も早く取りかかれるようにやっていただきたい。このことをくれぐれも申し上げておきたいと思います。

だから、私は補正予算のときとこれ、関連しますが、本当にありがたかったという気持ちがあります。国の方がどういう政策であったにしろ、早目にこうやって手を打てるようなことができた。繰越明許で、もうこれ、仕事にかかれるもんですから、補正予算を組むとすぐかかれるわけですよ。当初予算だと、やっぱり体育館にかかるまで2カ月か3カ月どうし

でもおくれてしまうんですね。そういうような意味で、非常に私は今回の補正予算で繰越明許でこの体育館が予算が組めたということについて、非常にいいことになったなど、ありがたい話だなという気持ちでありますので、ぜひお約束どおり、3月のときには、卒業生が新しい体育館で卒業できるように、くれぐれも、くどいほど申し上げますので、お願いいたします。

○21番 奥田信宏君

21番 奥田でございます。

先ほどの今の蟹江高校の体育館の続きの話になりますが、実を言いますと、私は当然、町の申し込みで県から借りれたときに、蟹中の正規の授業でも使えるというふうに理解をしておりました。それで、先ほど黒川議員のお話を聞いて、ちょっとびっくりして、菊地議員の今のお話を聞いて、ちょっとびっくりしたわけではありますが、私はこの予算書をつくっているときには、当然移動手段等の、借りれる借りれないがまだわからない話なので、移動手段が入れてないよという話で、当然正規の授業に使ってもらえるんじゃないかという期待をしておったんです。

期待をしておったのが、例えば蟹中の校長先生に移動の手段まで判断をせよというのは、それは非常に無理な話でないか。ということは、例えば一番安全にやるなら、バスならバスを借りて、例えば木・金なら木・金は、蟹高なら蟹高体育館をフルに使おうですとか、そういうことの算段をするなら、逆に予算を、蟹中で補正なり何なり予算をつけておいて、校長先生、こうするので、一遍移動手段を考えてくださいというのがまず1つ。

そうでなかったら、移動手段だけはやはり町長さんや助役さん、教育長さんたちがやっぱり考えていただいて、できたら今の蟹中の新3年生がやっぱり授業でも使えるような方策を、これからまだ1年あるわけではありますが、何とか考える方向性を考えられないのかどうか。

例えば、今、菊地議員が言ってみえたように、例えばプラスバンドやなんか、保護者が送ってくれるでいいわという話になるなら、これは蟹江町が正規の授業で借りたという申し込みとは大分意味が違うみたいな気がしますし、ほんの交通手段を持っている部活だけの、親御さんがつけれる人だけが使えるということになると、これは非常にちょっと違うような気がいたします。

私は、これで質問が三遍目になりますので、できたらこれは新しく新年度が始まる前に、方向性だけを、もし正規の授業で使える可能性があるなら、一度再考をお願いしたいというふうに要望して、一度検討を賜りたい、そういうふうに思っております。よろしくお願いをいたします。

○副議長 横江正己君

要望ですね。

○17番 大原龍彦君



17番 大原でございます。

183ページの須成祭記録作成事業というところでございますが、これは国から3カ年間の調査費がついておるわけでございます。18年度は209万4,000円ですか、また今年度は455万円予算化されておりますが、その中で、報償金についてであります、報償金が205万6,000円ということでございます。これに関して、これ、調査委員会とか委員会はこれ、何人で構成されておるか。また、年に何回開かれておるかということをお聞きしたいと思います。また、1人当たり、これ、1回幾らの手当いうのか報償金がついておるか。

そして、これに関して、敬神会とか文化財保護委員会の方々が記録作成事業に大変協力をしていただいておりますが、敬神会や文化財保護委員会などに補助金は出ているか出ていないか、ちょっと教えてください。

○生涯学習課長 川合 保君

すみません。委員数であります、委員数は、調査委員として8名の方を登録しております。回数であります、計画でいきますと、月1回程度を予定しております。常時の定例会としてという格好のものが月1回程度で、今年度は9回でありました。祭りの当日等の調査等もありますので、随時その分についてはプラスになります。

○副議長 横江正己君

暫時休憩します。

(午後 4時13分)

○副議長 横江正己君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時14分)

○生涯学習課長 川合 保君

すみません、どうも。委員の手当であります、委員長が9,800円であります。他の委員については9,600円ということで、敬神会の方の補助であります、補助はいたしておりません。ただ、委員さんの中に敬神会の方から出ていただいております。

以上であります。

○2番 加藤正雄君

2番 加藤正雄でございます。

今、大原議員が聞かれましたところでございますけれども、須成祭記念記録作成事業455万1,000円ですか。それと、下の方の13番の委託料122万9,000円と出ておるわけですが、この中身について、どんなような事業をやられるのか、ちょっとお聞きしておきたいと思っております。

○生涯学習課長 川合 保君

委託料の関係で、須成祭の調査事業の写真撮影委託料ですが、専門の業者、こういった国

指定の重要文化財等の出す写真の業者という専門の業種がありまして、そちらの方で委託して、須成祭全体の写真集をつくっていくということでもあります。

それから、続いて須成祭の祭舟の設計図の作成委託料でございますが、こちらの方、資料がある程度ありますが、その資料だけではできないということで、造成技術の方の設計の専門の業者に委託をしたいということでもあります。

以上であります。

○12番 中村英子君

12番 中村です。

ただいまの菊地議員の質問に関連しますけれども、蟹江中学校の新しい体育館のことですが、今も問題点の指摘がありました。私も協議会で問題点を指摘しましたが、もちろん建築基準法を満たしているのは当たり前で、基準法を満たしていないものは建てられないわけですから、建築基準法は満たしていると思うんですけども、この建物自体の向きが、やはり自然にマッチしてないというか、自然と反対の感じにできているわけですよ。

それで、私も風の流れもおかしいし、夏は暑い、冬は寒い設計になっているということで、この間話をさせていただいたんですが、今、次長が答弁したような周辺の建物とのかかわりの中で、これでやむを得ないというようなお話があったんですが、これは、そうしますと、ベストな選択なのか、本当はもうちょっとやりようがあったのじゃないかなというふうに思うんですけども、これだけの建物を建てるに当たって、本当に後悔というものがあつてはならないので、担当者として、これはもう本当に今の条件の中ではベストというお考えなのかどうなのか、その辺をお聞かせください。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

私、ベストと、そうやって思っております。これに関しては、中学校とも、学校とも何回となく協議した、打ち合わせさせていただいておりますし、もうこういう形が一番いいだろうという格好で、最終的には設計と、あと中学校と私どもと合意したということでございますので、これがベストというふうに考えております。

○12番 中村英子君

この黒川設計事務所って、たった1社の設計事務所をお願いして、出てきたと。この出てきたものも、今さら変えられないというような、そういうようなことが果たしてあるんじゃないか、ないのかどうかということを私、思うんですけども、これだけのものだったら、1社の設計事務所にやってもらうというようなことではなくて、方法として、やはり数社からこの設計をとるといようなことも考えてもよかったんじゃないかなと思うんですね、私は。そういう物事がやり方が、常に黒川設計事務所に頼んで、ちょっと機能性に本当に問題があるというふうに素人考えでも私は思うんですね。菊地議員も指摘しましたけれども。

だから、こういう物事のやり方のときに、1社だけではなくて、やっぱり数社からちよっ

ととるというような柔軟な考え方で、費用はかかりますよ、それには。費用はある程度かかりますけれども、それは仕方ないと思うんですね。そんな中からベストを選んだということならわかるんですけども、最初から1社に決まっておって、1社がつくってきたもので、これでベストというのは、ちょっと私は無理があるんじゃないかと思うんですよ。ですから、その辺は、物事のやり方をもう少し考えていかなければいけないんじゃないかと思えますけれども、どうですか、その辺は。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

これは、今現在、町の考え方として、黒川設計事務所が蟹江中学校の建築に随分前から携わっていて、蟹江中学校の建物に関して、はるかに私どもよりも熟知しておりますし、そういう面から、管理面からすると、黒川設計事務所が一番よくわかっているだろうということもあって、黒川の方をお願いしているという格好になりますが、ただ、私の考えの中には、例えば町の設計のやり方として、今回はたまたま12月の補正でお願いすることになったわけですが、これがもっと前の補正でという格好で、要は蟹江町の場合の学校建設の場合は、通常は同じ年度で設計し、同じ年度で建設という、そういう方針でずっと来たわけです。そうになると、なかなか設計を変えるだとか、そういうことはなかなか難しかったんだろうなというふうに私自身も思っておりますし、ただ、例えば今回の体育館みたいな大きな1棟を全く作りかえるというような場合でしたら、何とか設計も変えてだとか、そういうことも考えられるかなというふうに思っています。

ですから、例えば設計を1年の間にやってしまうという、設計と建築を1年の間にやっしまおうということになると、なかなか難しいですが、前年度にもう早くから設計に取り組んで、翌年に建物という格好であれば、前年度早いうちに例えば概略設計を幾つかのコンペみたいな格好でやって、それでもってどうだろうという、そういうことはできるかなというふうに思っております。

ただ、今回については、黒川という格好でなりましたものですから、その段階では、私はもうこれはベストだというふうに思っておりますし、今後、そういうことは当然考えていかなければいかんなど、そんなふうには思います。

○12番 中村英子君

私も、それは素人ですけども、やっぱり幾つもの目でね、議会議員というか、よその目で見ると、やっぱり専門家は専門家で見ると、先生は先生で見ると、やっぱり私たちは私たちが見るものだから、そういう結果できてきたならいいんだけど、では幾ら今、意見を言ったからって、これを変えられんということになれば、もう意見言う必要もないしね、ということになってしまうんで、もう少しこれは、ちょっと本当に南と北が閉鎖されているような、南がこういうふうに閉鎖されている建物ということについて、本当によくはないかというふうに思うもので、だけれども、次長がベストだで、私はこれが一番い

いと。建って2年ぐらいたったら、あれはいかんだ、これはいかなんだということは多分ないと思うけれども、そのときはどうするか知らんけれども、私はちょっとこれは自然現象に反しておると、この建物の向きがね。だから言っておるんで、2年たっても3年たっても、何の機能性もなかったと。だれにも言っではいかんとか、口どめしてもいかんよ。だで、そういうことなんだがね。言っでもしようがなければ、仕方ないですけども、ちょっと設計事務所にもう一回言ってもらいたいような気もあります。

以上。

(発言する声あり)

言ってもらいたい。

○20番 鈴木泰彦君

20番 新生会 鈴木泰彦です。

171ページ、教育振興管理費の19の3、交付金、その4、人権教育交付金50万円。これは去年も人権教育交付金ということで50万円出ております。これは2年間にわたってこういったことがなされておるんですが、去年は去年の実績で、実績報告がございましたが、これはたまたま国とか県とかの指定のことに蟹江町の方がはまって、さらに町としてもそれに色をつけて、50万円の交付金を出して、そして合わせまして何かの人権教育的なイベントなり、講習会なり、いろいろなことを計画されているのか。そして、ことしの場合、どちらの中学校でこれがなされるのか、その辺の内容をお聞かせ願いたいと思います。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

この事業については、議員おっしゃられるように、県からの実は委託事業でありました。去年が一番メインの年といいますか、その前から、もう一年前から県からの委託は受けてやっておりましたけれども、去年、17年度に県下の学校を招いて発表会等を行っています。これは北中学校でございます。ことしの50万円についても、北中学校が引き続きこの事業を行うということで、ただ、内容については、ちょっとすみません。私も詳しいことはちょっと言えませんが、人権教育である以上、同和の問題でありますとか、あと当然いじめだとか、そういうことも入ってきます。そのほか、例えばハンセン病の方を招いて、皆さんにお話ししていただいたり、障害の方ですとか、そういう方のお話をいただいたり、そういうことを学校でいろいろ実践することによって、子供に人権教育をしていこうと、そういう内容のものであったかと思えます。

ですから、ことしについても、北中で、規模的にはちょっと縮小されますが、事業を進めていこうというものでございます。

○20番 鈴木泰彦君

20番 鈴木泰彦です。

今、中身については、ちょっと具体性に乏しい答弁でございましたが、これは学校の方で

企画立案してやっていくことでございましょうか。といいますのは、町から指図的なことはこれ、ないわけですね。それから、県の委託事業ということで来ております。

人権教育というのは、大変これは幅広いこととございます。今、いじめ問題ということで、一時は鎮静化のように見えたところが、実は陰湿化になってきたということで、非常に根が深く、もう何十年というのはちょっと大げさかもわかりませんが、このいじめ問題については、非常に子供たちにとりましては大変深刻な問題になっておるわけです。こういった中で、この人権教育のせっかく交付金をいただいて、それに関連して、子供さんたちに命の尊さ、そしてまた人への思いやり、いろいろな面でのいわゆる人権教育ですね。そういったことにつきまして、この交付金が本当に有効に使われることを要望しまして、質問を終わります。

○副議長 横江正己君

質疑がないようですから、9款教育費を終わります。

続いて、10款公債費、11款予備費、196ページから199ページの質疑を受けます。

○7番 山田邦夫君

7番 山田邦夫でございます。

公債費については、今年度5億6,000万円と出ていますが、そのうち元金返済部分で4億5,800万円、利息支払いで1億円と出ております。それで、お尋ねなんです、最近起債が多くて、そのときの承認の文章に、いつも「3.5%以内」と書いてありますね。実態はどのくらいで借りていらっしゃるか。今度も学校がありますし、その他消防やいろいろながありますね。実態は最近どのくらいか。

それから、もう一つは、基金のお金が随分あるんですが、これはどういうところへ幾らくらいの金利で置いてあるのか。金庫にしまっているのかですね。要するに、払う金利ともらう金利はどのくらいかをまずお尋ねします。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

最近の金利の動向でございますが、昨年度は1.2から2.2ぐらいの間で借りております。国の政策といいますか、ご存じのとおり、今は少しずつ上がっておりますので、今年度お借りするものについては、もう少し高くなると。2から2.5ぐらいまでの間だというふうに今、見込んでおります。

それから、先ほどの基金でございますが、基金に到りましては、実は全部の基金をまとめて収入役室の方で運用しておりますが、ことし全体では0.03の予定でございます。去年までは、実はもう少し低くて、0.001ということで、30倍の利息の利率にはなっておりますが、かなりまだ低い利息ではございます。

以上でございます。

○7番 山田邦夫君

7番 山田です。

そこで、現在の基金が各種10種くらいありまして、40億円くらいある。それから、借金の方が、209ページにあります、74億円ありますね。差が34億円あるわけですが、基金の中には、財政調整基金や最近の下水道整備基金、こういうのはじきに行ったり出たりすることはわかるんですが、公共施設整備基金に3億円弱、地域福祉基金に2億数千万円、それから環境整備基金に3億円以上、土地開発基金に1億何千万円。要するに、15億円とか20億円近いそういうものがあって、今回の議会に土地開発基金の取崩しをできるようにするという条例が出ております。いろいろ何か会計上の法律が何かがあって、そう簡単には取り崩して使えないということはあるんでしょうけれども、民間企業でも家計でも何でも一緒ですけども、一方で0.0幾つという預金利息で、ほとんどなしに近い状態で、一方で2%くらいの金利を払っている。それで、ことしも1億円の金利を払うということが起きるわけですね。もう少し何か研究をして、積み立てである基金が弾力的に動かせるようにできないもんかどうか。

今回は土地開発基金をいじくるわけですが、そうすることによって、10数億円というお金が、企業でいうと、非常に本当に金利を払うのはやり切れないという経営者は無借金経営をやります。無理してでもですね。しかし、窮屈な人は、借金してでもお金を手元にたくさん持っていて、うまく回転した方が商売というのはいいんだというようなこともあります。ですけども、役場というのは、どこでももうかるということはないものですから、損するところを減らすということが必要ですね。そういう意味で、30億円の余分の借金があるというのを、一方に40億円の利息のあらせん金が眠っているということも、言いようによってはありますので、そこのところは何とか今後、検討できないものかどうかについてお尋ねします。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

実際、おっしゃるように、利ざやの話でいきますと、かなり簡単に言いますと損と申すか、確かにそういったところはございます。ただ、平準化をしていかないと、やっぱり次に来る起債に対する償還というものは、先ほど総括のところでもお話をさせていただきましたが、もう今、私どもは5億6,000万円と言っています。ただ、もう既に5,000万円ずつ一般会計でも上がってまいりますし、ほかのことも考えていきますと、すぐに全部使ってしまうというわけにはちょっといかないなというふうには思っております。

ただ、今までの中でも、実は財政調整基金を毎年大体5億円から6億円予算のときに出しておりました。その動かし方で、やはり財政調整基金は少し手元にないと、予算繰りができないと。

それから、もう一つには、その部分をまた積み立てもできるということで、回転をさせておるわけですが、ただ、実際にそのほかの基金も一応私どもの方としては出しております。公共施設の整備基金を出したり、そういった形で進めておるということもございまして、今おっしゃっていただいているように、今度、土地開発基金の残高のかげんがござい

まして、そちらも今後のためには有効利用させていただきたいと。今後、私どもの方の流動的な資金が不足するようなことになる、そういったときには、まずそちらの方をやらせていただきたいということで、条例を改正させていただくというお願いをしたわけでございます。

また、今後につきましては、1つ福祉基金の方は、これは特種な基金でございまして、こちらは果実基金と申し上げた方がよろしいんですけれども、実は元金はそのままして、その果実だけ使っていいよというようなものもございまして。こういったものも、実はとどめておくだけの資金になっている関係もございまして、こちらもう一度、そういったところの精査が必要だと。

それから、環境整備の基金でございまして、こちらにつきましては、環境整備自体が今後想定されるものとしたしましては、やはり菜園とかそういったものもございまして、すぐにはまだ方向性がつけられませんが、こういったものがだんだん整備されてまいります。もう一つは、環境事務組合の方でそういった整備が進められますので、そちらの方の動向を含めて、これもまたある時期には流動性のある基金の方にもう少し幅広い利用をさせていただけるようなふうにして持っていきたいと。これをもちまして、償還金等に充てたりしながら、進めさせていただきたいというふうに思っています。

ただ、一番最初にも申し上げました。総括のときにもございましたが、赤字の国債というんですが、赤字の地方債も半分ぐらいございまして、そちらは今までの流動しながらということもございまして、そちらの方の対応策も今後は考えていかなければいけないということで、もう少しトータルで基金の方も見直し等をかけさせていただいて、有効な形での財政運営はさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○7番 山田邦夫君

7番 山田です。

危険な金の動かしをしてピンチになるなんていうことは、地方自治体許されないわけですが、しかし、お金の預けと借りというものについては、もっと厳しく、損をせんように、いろいろ研究してやってほしいと思います。いかにもお大臣が金を動かしておるという感じではですね、そうじゃないと思いますけれども、これだけ大きな金額をゆったり動かしたんでは、やり切れないので、ぜひ研究をしていただきたいと思います。

以上です。

○11番 小原喜一郎君

11番 小原喜一郎であります。ちょっと関連して聞いておきたいわけでありまして、ちょっときょうは資料を持ってきてないんで、実績報告書を見てみると、これじゃないかというふうに思うんですけれども、つまり縁故債と政府資金との関係で、政府資金がどのくらい残っておって、縁故債がどのくらいあるか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

多分、縁故債は繰上償還が可能だと思うんですけども、政府資金について、繰上償還ができるというのは、そんなにたくさんないというふうに思うんですよね。その辺のところをちょっと聞かせておいていただけませんか。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

197ページで、申しわけございません。私も今、縁故債と、それから国の起債と分けた資料を持ち及んでおりませんので、大変申しわけございません。

ただ、こちらにあります中で、1番、2番というのが基本的には国の関与するものでございますので、基本的には7億4,000万円ほどを元金として持っております。これの、こちらの方で回転させておるものでございますし、あと市中債、それから共済の元金ですね、3番、5番となっておりますが、こちらの方でいきますと、1億2,000万円でございますので、基本的にはほとんどが国の関与するものでございます。8割方はそういったものでございます。

ただ、先ほどおっしゃられました、前からもいろいろとご指導をいただいておりますけれども、返せるものは返せということで、私どもも既に返しております。あと残っておるものについては、前お話ししておりましたペナルティーの関係があつて、返すだけ損をすると、結局そういうような状況までは来ております。

ただ、きっと先生おっしゃってみえるのは、今度、国の方で返せる、そういう手続もしていただけるというふうな方向がこの間の地方財政の計画の中にも入ってきてございます。こちらにつきましては、行政改革プランに基づき公表をし、そのプランの内容に沿ってきちっとした形で成果を上げ、その成果を認めた団体についてのみ、実際には返済をさせるよというような枠がございまして、数字的にもそんなにたくさんはございませんし、今の段階では私どもの状況はそこまで進んでおりませんので、今すぐはそういった返済というのは無理でございます。

ただ、今後は、そういったプランを私どもの方も実践してまいりますので、そういった団体になりましたときには、ペナルティーなしで返せるということでございますので、そういった方向性も見つけさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○11番 小原喜一郎君

11番 小原喜一郎でございますが、その部分について、これ、我々もよく知っておく必要があるというふうに思うんですよ。すべて政府資金全部がそういう繰上償還ができる対象じゃないというふうに思うんですね。

それで、今後、そういう繰上償還の努力をしていくという上でも、その内容をよく知っておく必要があるというふうに思いますので、政府の通達文ですか、できたら後で結構ですので、資料としていただけないでしょうか。

以上です。



○副議長 横江正己君

他に質疑がないようですから、10款公債費、11款予備費を終わります。

以上で議案第18号「平成19年度蟹江町一般会計予算」の質疑を終結したいと思います。  
お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれをもって延会することに決定しました。

(午後 4時42分)